

第 **1** 部

2020 White Paper on Small Enterprises in Japan

令和元年度（2019年度）の 小規模事業者の動向

第1章

中小企業・小規模事業者の動向

本章では、我が国経済の動向について概観するとともに、中小企業・小規模事業者の動向及び中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境について見ていく。

第1節 我が国経済の現状

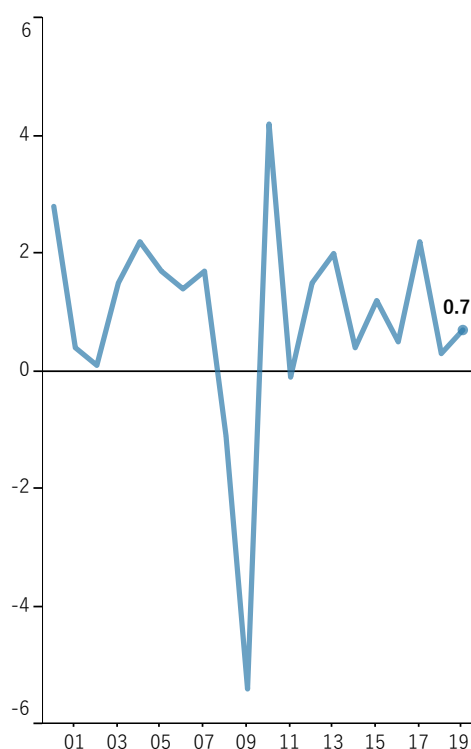
始めに、我が国経済の動向について概観する。実質GDP成長率の推移を確認すると、2019年の年間成長率は0.7%となり、2018年を上回った。(第1-1-1図)。2019年の動きについて見ると、公需が経済を下支えする一方で、消費税率引上げに

伴う一定程度の駆け込み需要の反動減や、台風や暖冬の影響等により第4四半期は民需が弱い動きとなったため、5四半期ぶりのマイナスとなっている。

第1-1-1図 実質GDP成長率の推移

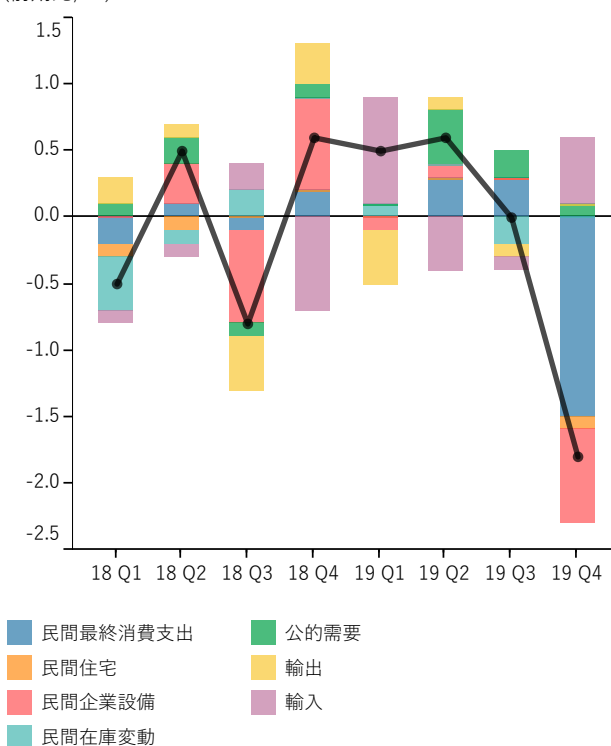
①実質GDP成長率の推移(年間)

(前年比, %)



②実質GDP成長率の推移(四半期)

(前期比, %)



資料：内閣府「国民経済計算」

(注)1.2011年暦年連鎖価格方式。

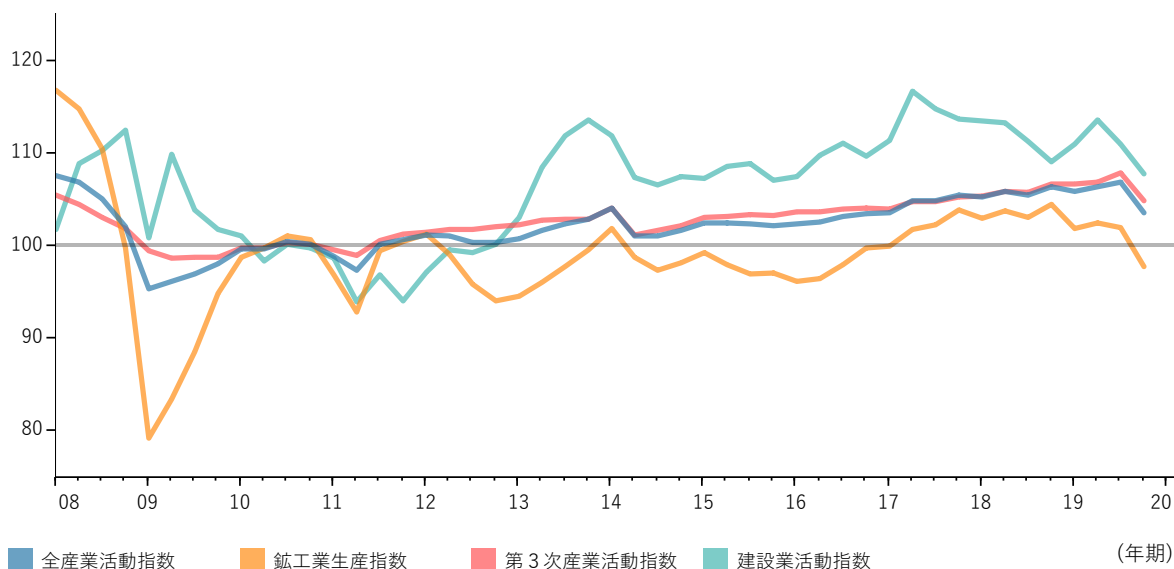
2.数値は、「2019年10-12月四半期別GDP速報(2次速報値)」(2020年3月9日公表)による。

次に、産業面の活動状況について、「全産業活動指数（経済産業省）」により、「鉱工業生産指数」、「第3次産業活動指数」、「建設業活動指数」それぞれの動きを確認する（第1-1-2図）。まず、鉱工業の活動状況については、2016年第2四半期以降持ち直してきたが、2018年に入って横ばい傾向で推移した後、2019年第4四半期には、2018年半ばより低下していた輸出向け出荷が一段と低下したことに加え、国内向け出荷も低下したことにより、大幅な低下となった。次に、サービス業

や小売業など第3次産業については、2014年第2四半期以降上昇傾向で推移していたが、2019年第4四半期に大幅に低下した。続いて、建設業については、2019年前半は上昇で推移したものの、2019年後半は一転して低下傾向となっている。最後に、上記三つの指標の組合せで作成される全産業活動指数を確認すると、2019年第3四半期までは堅調に推移した後、2019年第4四半期に低下に転じている。

第1-1-2図 全産業活動指数の推移

（季節調整済指数, 2010年=100）



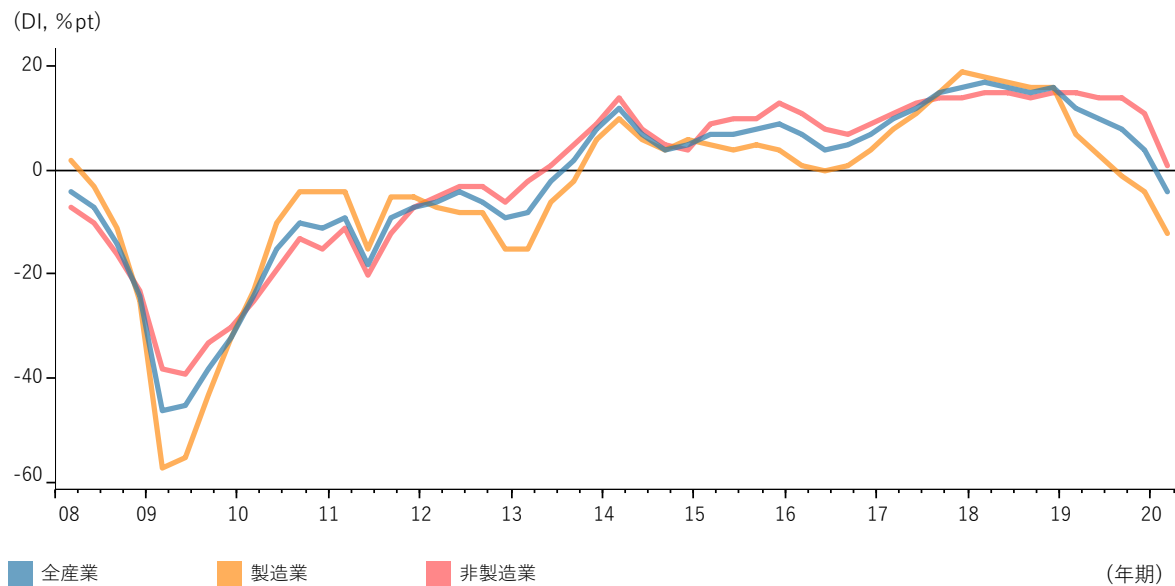
資料：経済産業省「全産業活動指数」

（注）全産業活動指数における「鉱工業生産指数」の2018年第1四半期以降の季節調整済指数は、鉱工業指数（IIP）が2015年基準指数に切り替わったため、同指数新旧基準の「2017年10月～12月各月の季節調整済指数値かい離度の平均値」を係数として、簡便的に2010年基準に置き換え（＝リンク係数処理）ている。

次に、企業の景況感について、日本銀行「全国企業短観経済観測調査」（以下「日銀短観」という。）の業況判断DIの推移を確認する（第1-1-3図）。製造業、非製造業共にリーマン・ショック以降、総じて回復基調が続いていたが、2018年

以降は横ばいから低下傾向で推移している。また、製造業については特に落ち込みが大きく、2019年の第4四半期は2013年以来のマイナスとなった。

第1-1-3図 業種別の業況判断DIの推移



資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注)1.業況判断DIとは、最近の業況について「良い」と答えた企業の割合(%)から「悪い」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。

2.数値は、全規模ベースのもの。

第2節 中小企業・小規模事業者の現状

本節では、中小企業・小規模事業者に焦点を当て、業況、収益、投資、資金繰り、倒産状況、取引環境などといった中小企業・小規模事業者の動

向や中小企業・小規模事業者を取り巻く状況について確認していく。

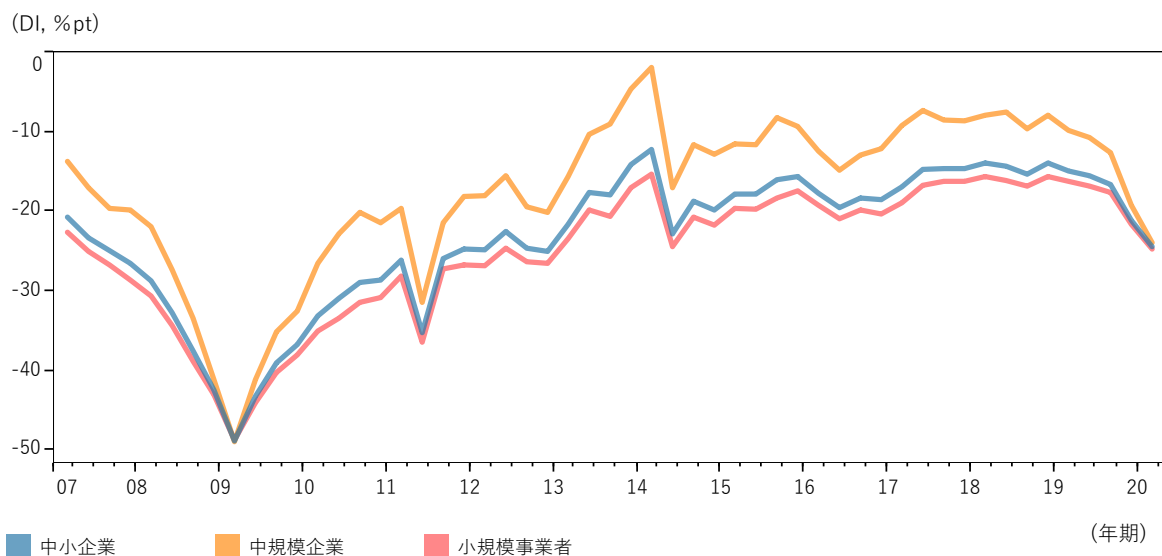
1 業況

始めに、中小企業の業況について、調査対象の8割が小規模企業である、中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」（以下、「景況調査」という。）の業況判断DIの推移を確認する（第1-1-4図）。

中小企業の業況は、リーマン・ショック後に大きく落ち込み、その後は東日本大震災や2014年4

月の消費税率引上げの影響でところどころで落ち込みはあるものの、総じて緩やかな回復基調で推移してきた。2019年に入ると、米中貿易摩擦の影響による外需の落ち込みや、2019年10月の消費税率引上げに伴う一定程度の駆け込み需要の反動減に加え、台風や暖冬等の影響もある中で、業況判断DIの低下が続いている。

第1-1-4図 企業規模別業況判断DIの推移



資料：中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注)1.景況調査の業況判断DIは、前期に比べて、業況が「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。

2.ここでは、中小企業とは中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」、小規模事業者とは中小企業基本法第2条第5項の規定に基づく「小規模企業者」、中規模企業とは中小企業から小規模事業者を除いた企業をいう。

この業況判断DIの推移を地域別に見たものが第1-1-5図である。これを見ると、地域によっても推移にばらつきが見られるものの、足元では、

全ての地域で業況判断DIが低下していることが分かる。

第1-1-5図 地域別業況判断DIの推移

①北海道、東北、関東、中部

(DI, %pt)



②近畿、中国、四国、九州・沖縄

(DI, %pt)



資料：中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

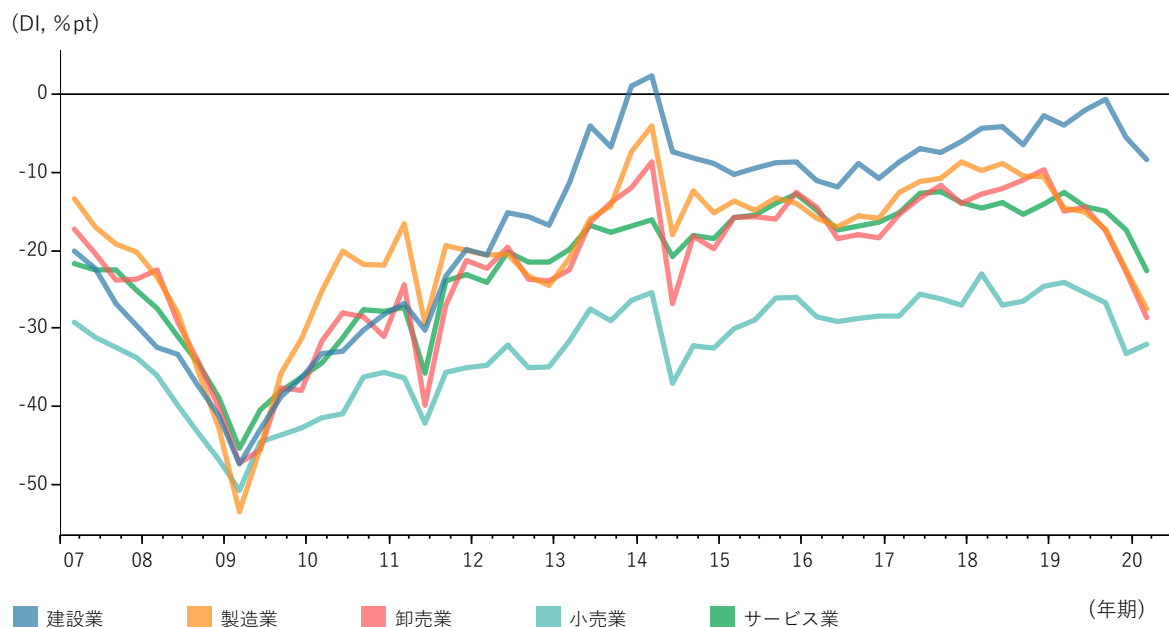
(注)1.景況調査の業況判断DIは、前期に比べて、業況が「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。

2.地域区分は、各経済産業局管内の都道府県により区分している。関東には、新潟、山梨、長野、静岡の各県、中部には、石川、富山の各県、近畿には、福井県を含む。九州・沖縄は、九州各県と沖縄県の合計。

続いて、業種別に、業況判断DIを確認すると、オリンピック開催に伴う建設需要の拡大の影響を受けた建設業を除き、2019年の業況判断DIは低

下傾向で推移した。また、足元の2020年1-3月期は小売業を除いて低下した（第1-1-6図）。

第1-1-6図 業種別業況判断DIの推移



資料：中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注)景況調査の業況判断DIは、前期に比べて、業況が「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。

2 売上高・経常利益

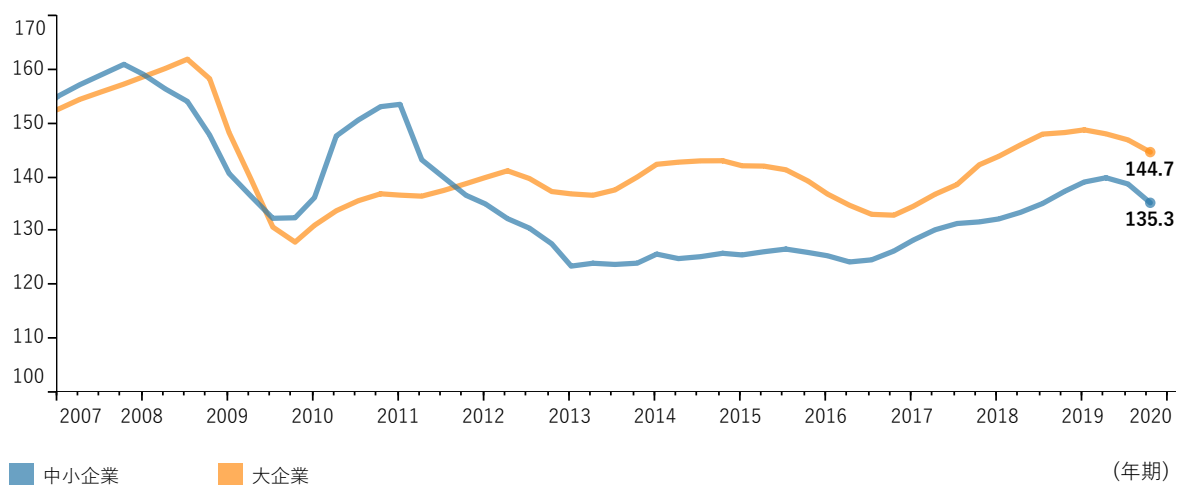
次に、中小企業の収益の状況について、財務省「法人企業統計調査季報」を用いて売上高と経常利益の動きについて見ていく。

中小企業の売上高は、リーマン・ショック後及び2011年の東日本大震災発生後に大きく落ち込

み、2013年頃から横ばいで推移した後、2016年第3四半期より増加傾向となっていた。2019年はこの傾向に変化が見られ、中小企業の売上高は2019年第3四半期に減少に転じた（第1-1-7図）。

第1-1-7図 企業規模別売上高の推移

(兆円・後方4四半期移動平均)



資料：財務省「法人企業統計調査季報」

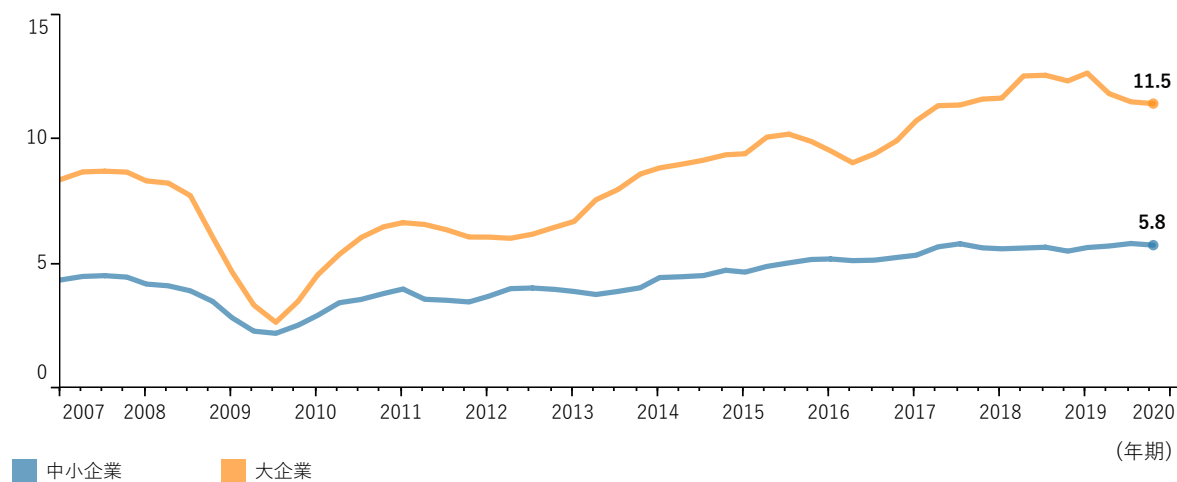
(注)ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

続いて、中小企業の経常利益は売上高同様、リーマン・ショック後に大きく落ち込んだが、その後は緩やかな回復基調が続いている。2019年

を通じた動きを見ると、大企業の経常利益が2019年第2四半期に減少に転じた中、中小企業の経常利益は横ばいで推移している（第1-1-8図）。

第1-1-8図 企業規模別経常利益の推移

(兆円・後方4四半期移動平均)



資料：財務省「法人企業統計調査季報」

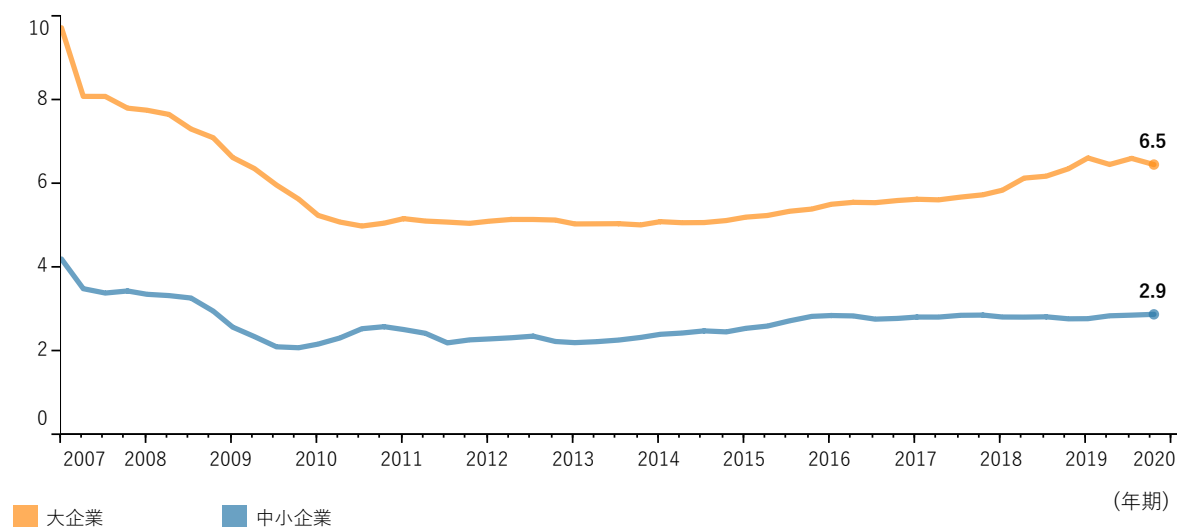
(注)ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

3 設備投資・ソフトウェア投資・研究開発投資

次に、中小企業の投資の動向について見ていく。含みで推移していたが、2016年以降はほぼ横ばい
まず、中小企業の設備投資は、2013年以降強いで推移している（第1-1-9図）。

第1-1-9図 企業規模別設備投資の推移

(兆円・後方4四半期移動平均)



資料：財務省「法人企業統計調査季報」

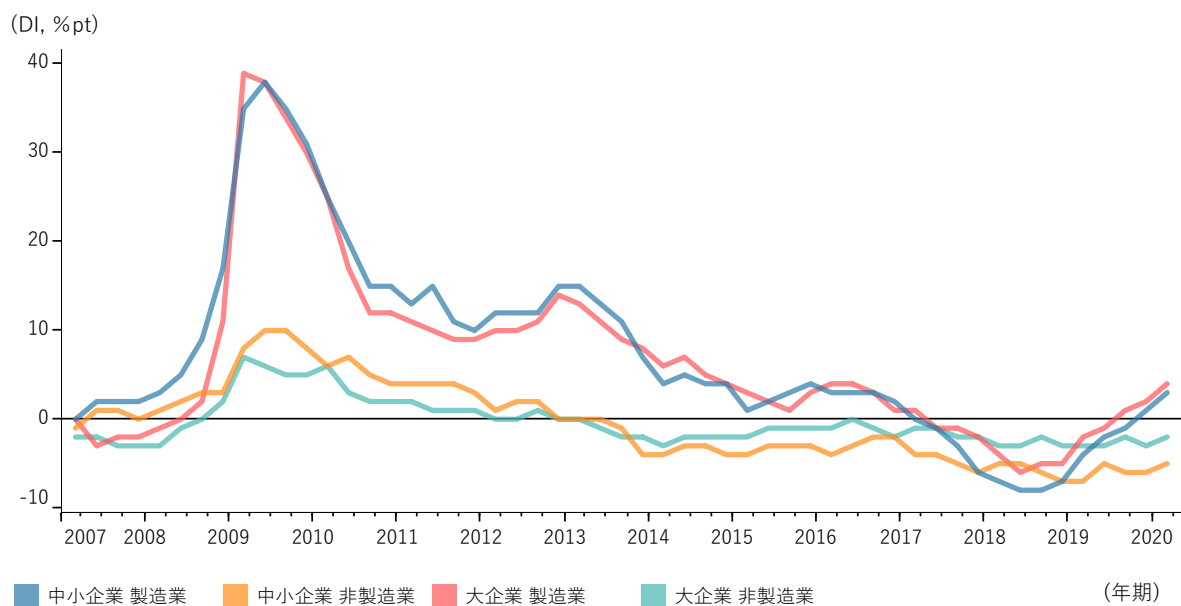
(注)1.ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

2.設備投資は、ソフトウェアを除く。

また、設備の過不足感について、企業規模別、業種別に、生産・営業用設備判断DIの推移を確認する（第1-1-10図）。全体的に、2009年をピークに過剰感が徐々に解消され、製造業では2017

年前半、非製造業では2013年半ばに不足に転じた。その後、非製造業は依然として設備の不足感が続いている一方、製造業では2018年後半から不足感が弱まっていることが分かる。

第1-1-10図 企業規模・業種別生産・営業用設備判断DIの推移



資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

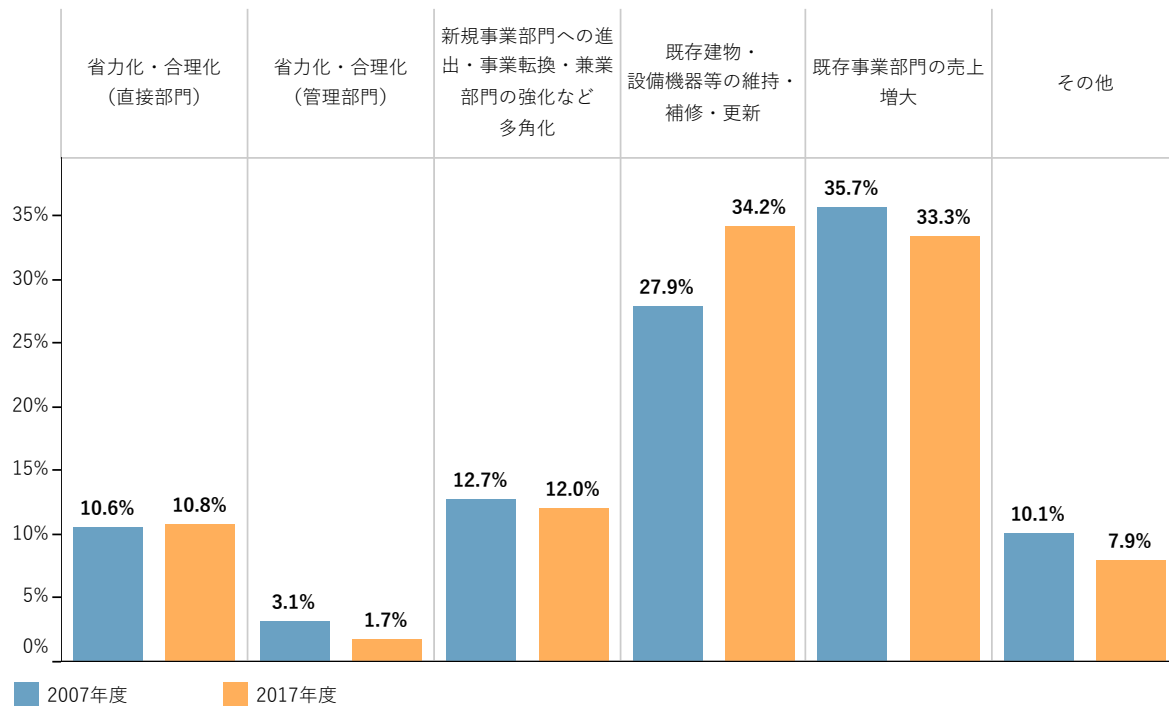
(注)1.ここでは、大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金2千万円以上1億円未満の企業をいう。

2.生産・営業用設備判断DIとは、生産・営業用設備が「過剰」と答えた企業の割合（％）から「不足」と答えた企業の割合（％）を引いたもの。

続いて、中小企業がどのような目的で設備投資を行っているかについて確認する（第1-1-11図）。まず直近の2017年度では、「既存建物・設備機器等の維持・補修・更新」が最も多くなっており、10年間でその割合が増加していることが分かる。

一方で、「既存事業部門の売上増大」、「新規事業部門への進出・事業転換・兼業部門の強化など多角化」、「省力化・合理化（管理部門）」の割合は、2007年度と比較して減少していることが分かる。

第1-1-11図 設備投資の目的



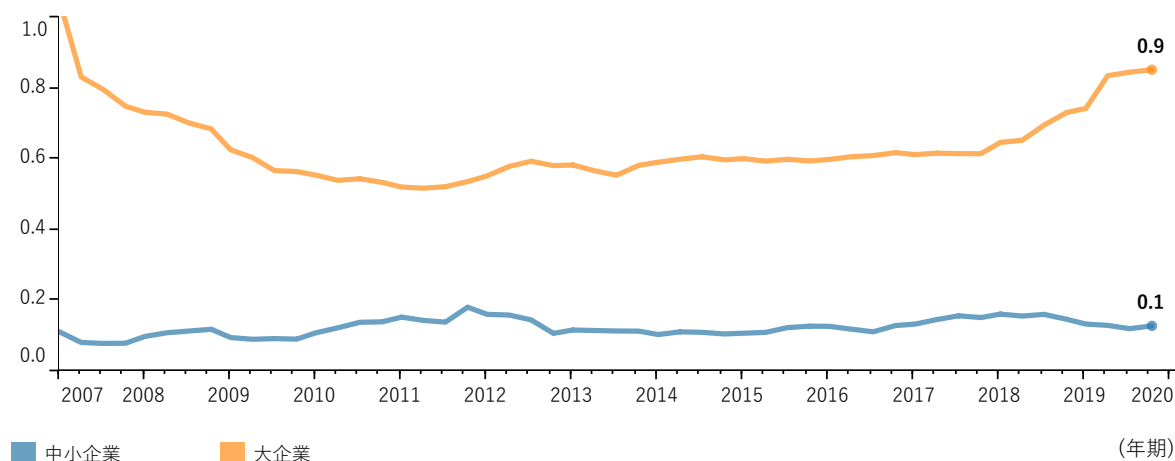
資料：中小企業庁「中小企業実態基本調査」

次に、IT関連指標としてソフトウェア投資の推移について確認する。中小企業のソフトウェア投資は長期にわたって横ばいで推移しており、足元では大企業との差が広がりつつある（第1-1-

12図）。また、ソフトウェア投資比率について見ると、足元で大企業は上昇傾向で推移している一方、中小企業は低下から横ばい傾向で推移しており、その差が広がっている（第1-1-13図）。

第1-1-12図 企業規模別ソフトウェア投資額の推移

（兆円・後方4四半期移動平均）

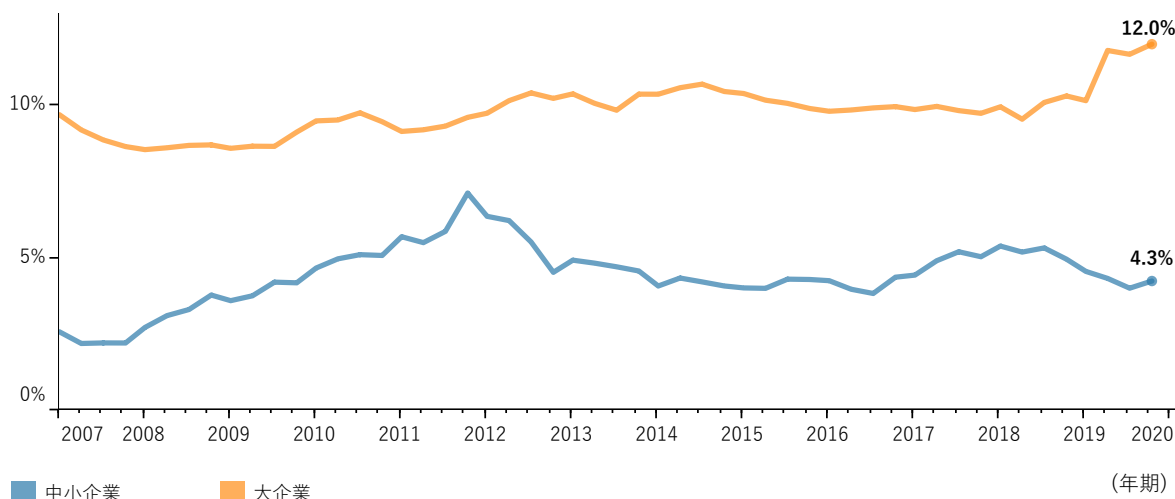


資料：財務省「法人企業統計調査季報」

（注）ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

第1-1-13図 企業規模別ソフトウェア投資比率の推移

（後方4四半期移動平均）



資料：財務省「法人企業統計調査季報」

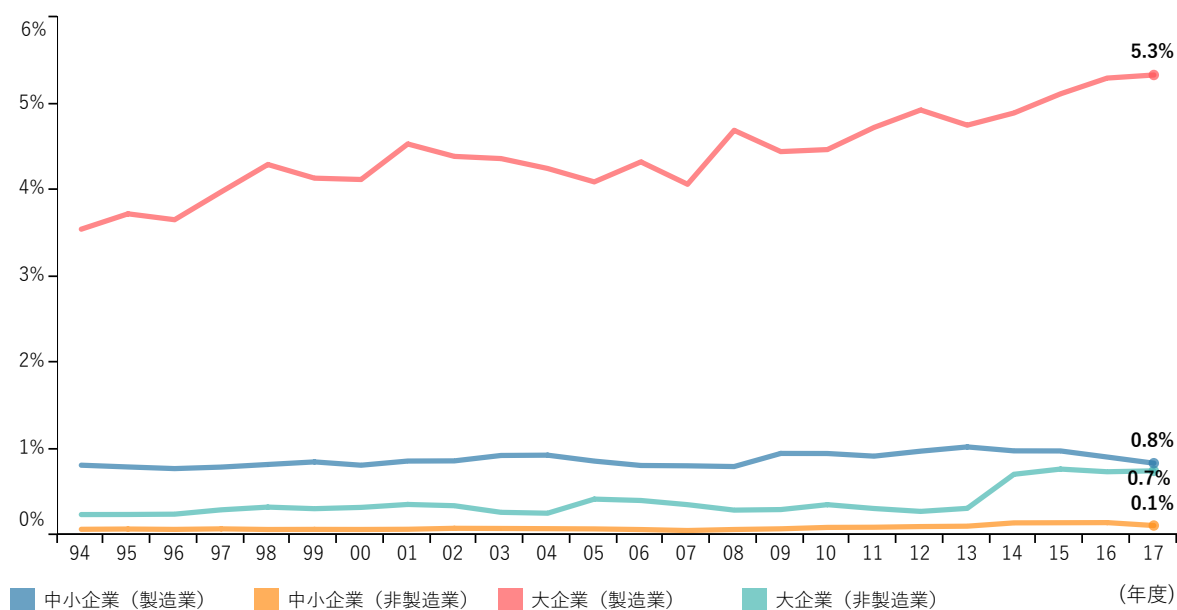
（注）1.ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

2.ソフトウェア投資比率=ソフトウェア投資額を設備投資額で除し、100を乗じて算出している。

次に、新たな製品・サービスを生み出すための研究開発活動について見ていく。第1-1-14図は、売上高に占める研究開発費の割合の推移である。これを見ると、中小企業の売上高に占める研究開

発費の割合は、業種にかかわらず、ほぼ横ばいで推移しており、同業種の大企業に比べて低水準にあることが分かる。

第1-1-14図 企業規模別・業種別に見た、売上高対研究開発費の推移

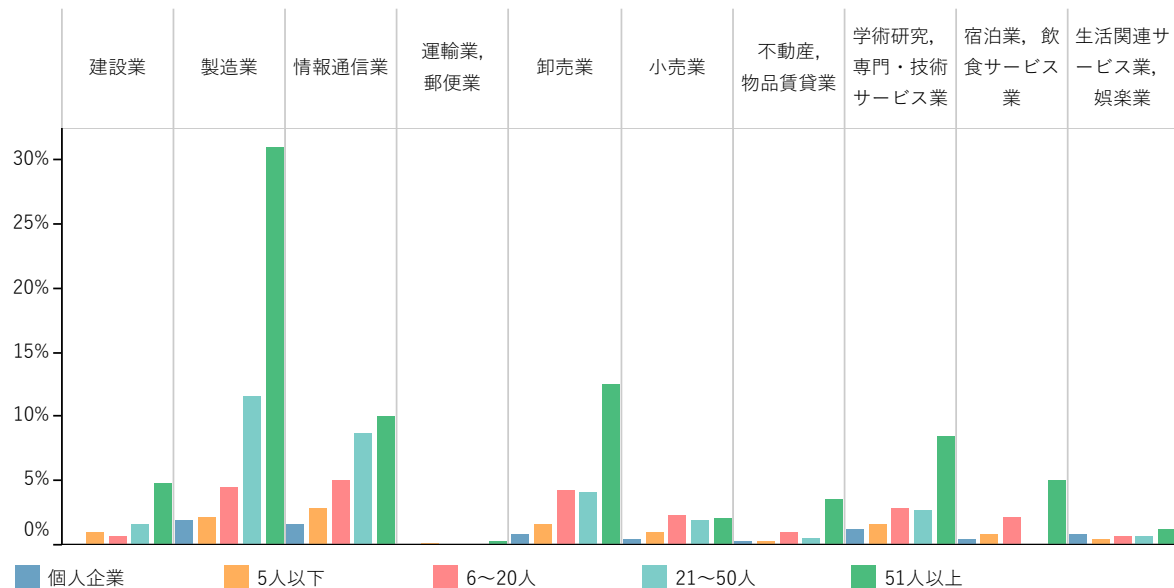


資料：経済産業省「企業活動基本調査」再編加工

また、研究開発を実施している中小企業の割合を示したのが第1-1-15図である。これを見ると、業種によって実施割合の水準は異なるものの、中小企業の中でも従業員規模が大きくなるほど実施割合が総じて高いことが見て取れる。研究開発を

行うためには、十分な設備・人材・資金などの経営資源が必要であり、企業規模の小さな企業にとって、研究開発に取り組むことは必ずしも容易でないことが示唆される。

第1-1-15図 業種別・従業員規模別に見た、中小企業における研究開発の実施割合（2017年度）



資料：中小企業庁「中小企業実態基本調査」

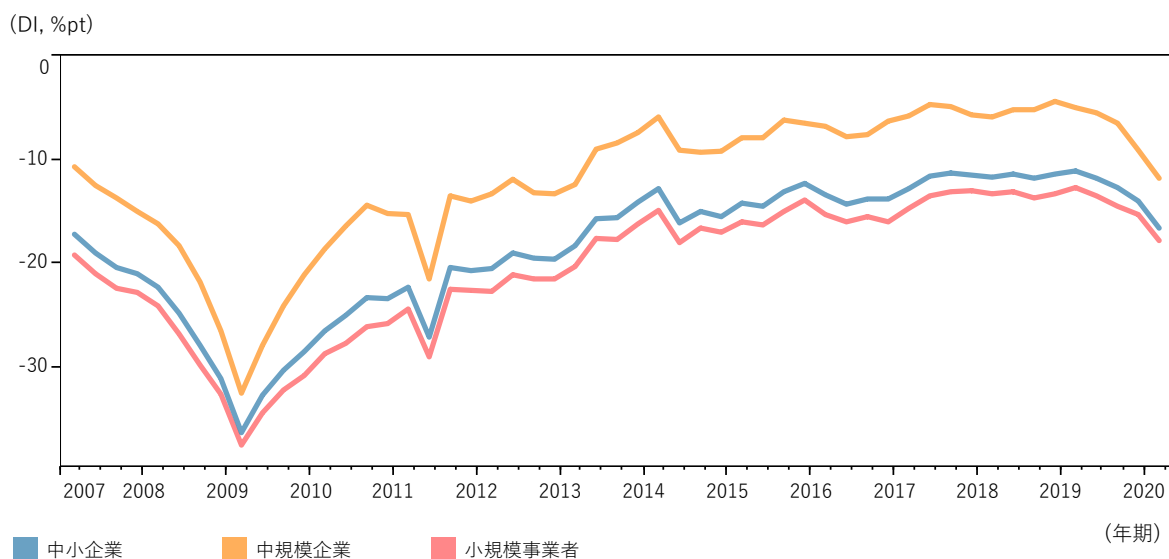
(注)研究開発を行った企業の割合は、研究開発を行った企業数／企業数合計としている。

4 資金繰り・倒産

始めに、中小企業の資金繰りDIについて景況調査を用いて確認すると、リーマン・ショック後に大きく落ち込み、その後は東日本大震災や2014年4月の消費税引上げに伴い一時的に落ち込

みは見られたものの、改善傾向で推移してきた。2019年に入るとこうした動きに変化があり、資金繰りDIはやや低下傾向となった（第1-1-16図）。

第1-1-16図 企業規模別資金繰りDIの推移



資料：中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注)1.景況調査の資金繰りDIは、前期に比べて、資金繰りが「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。

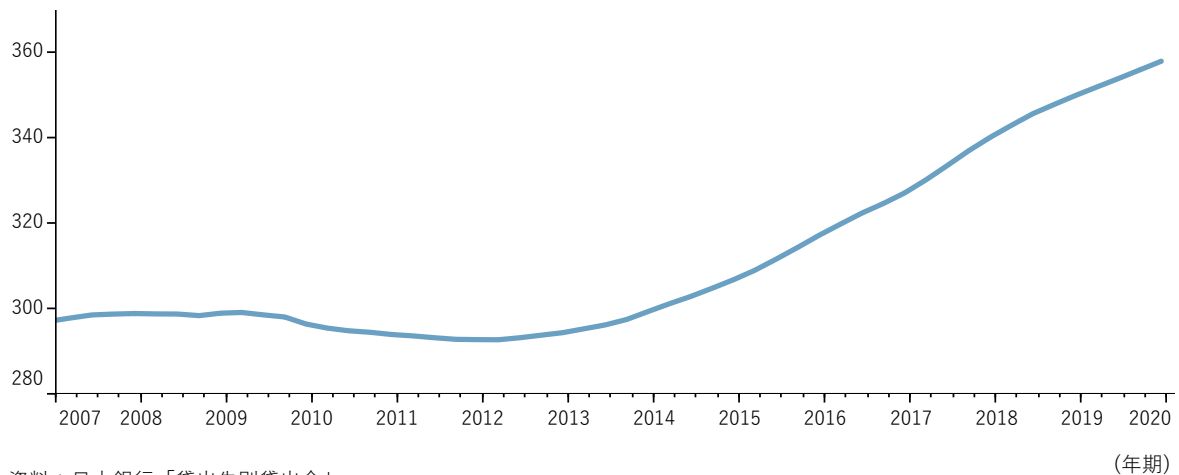
2.ここでは、中小企業とは中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」、小規模事業者とは中小企業基本法第2条第5項の規定に基づく「小規模企業者」、中規模企業とは中小企業から小規模事業者を除いた企業をいう。

また、中小企業向け貸出金の推移についても確認すると、2012年まではおおむね横ばいで推移

してきたが、2013年以降は右肩上がりで推移しており、2019年も堅調に増加した（第1-1-17図）。

第1-1-17図 中小企業向け貸出金の推移

（兆円・後方4四半期移動平均）

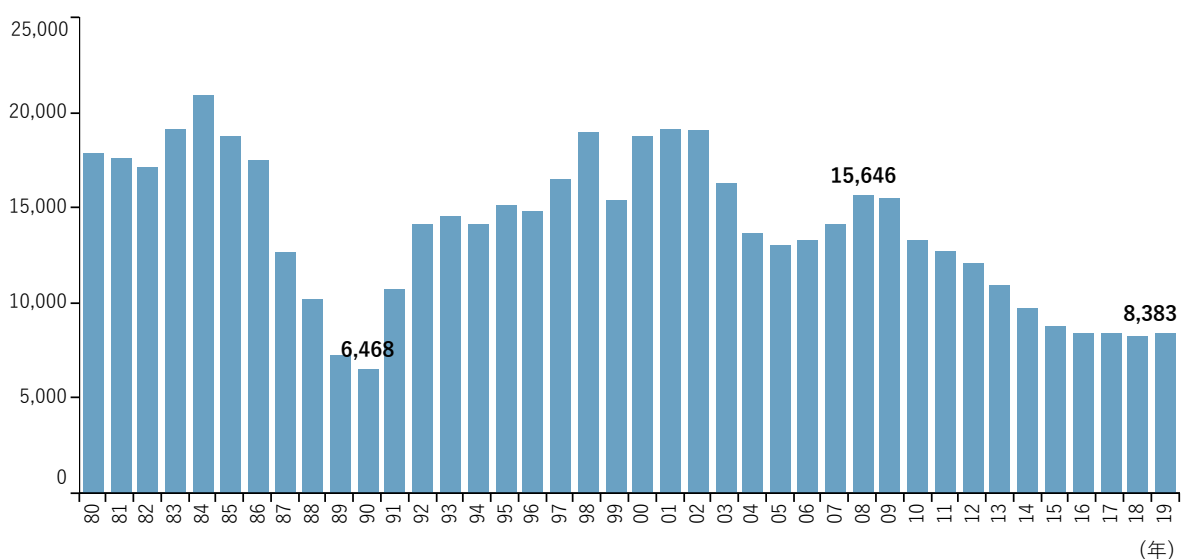


続いて、倒産件数の推移について確認する（第1-1-18図）。我が国の倒産件数は、2009年以来10年連続で減少してきたが、2019年の倒産件数は11年ぶりに前年を上回った。しかし、長期的に

見ると倒産件数の最も少なかった1990年以降の30年間で3番目に少ない水準である。また、これを規模別に見ると、倒産件数の大部分を小規模企業が占めていることが分かる（第1-1-19図）。

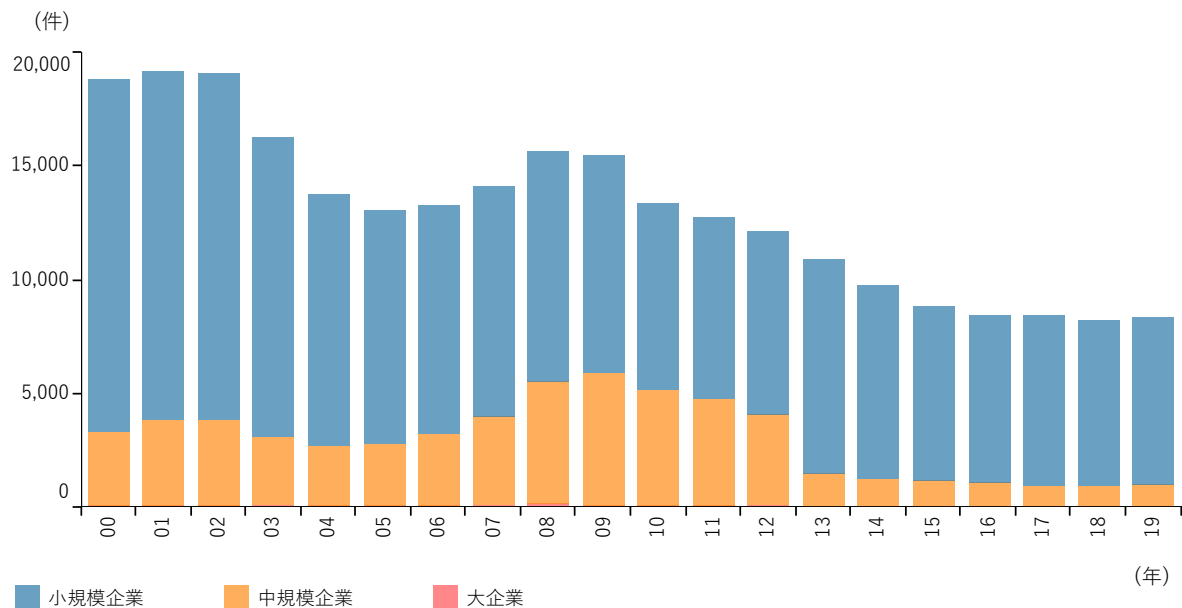
第1-1-18図 倒産件数の推移

（件）



（注）倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になった状態となること。私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。

第1-1-19図 企業規模別倒産件数の推移



資料：（株）東京商工リサーチ「倒産月報」

（注）1.ここでいう「中規模企業」とは、中小企業基本法上の中小企業のうち、同法上の小規模企業に当てはまらない企業をいう。

2.企業規模別の集計については、2000年以降のみ集計を行っている。

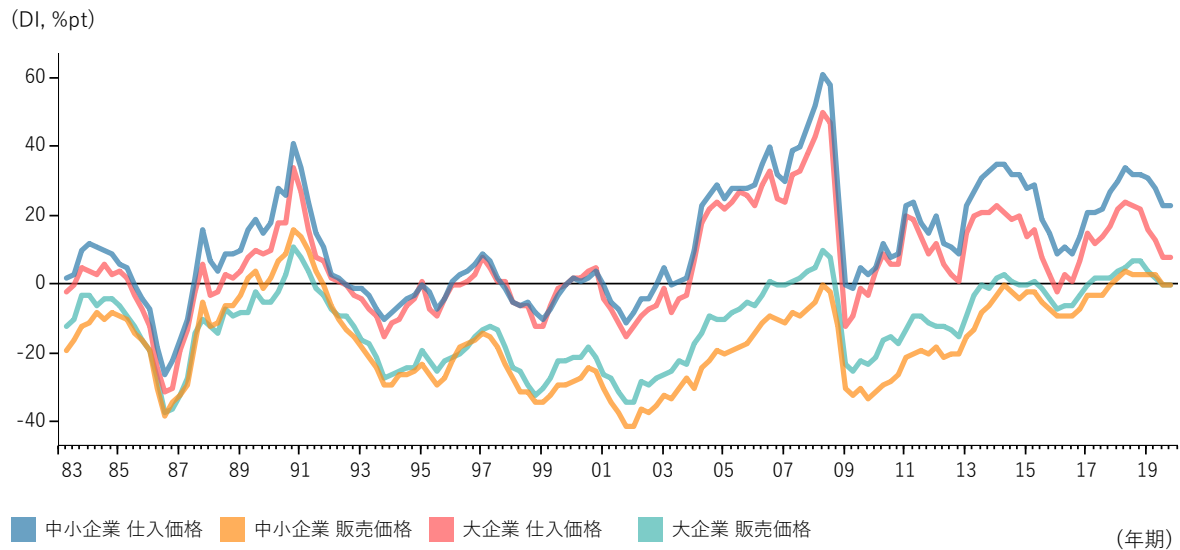
5 取引環境

ここでは、中小企業の取引環境を概観する。まず、日銀短観を用いて企業規模別に仕入価格DIと販売価格DIの動向を確認すると、2016年頃から仕入価格DIが上昇し、それに応じて販売価格DIも上昇していたが、2018年から足元にかけて仕入価格DI、販売価格DI共に低下に転じている

（第1-1-20図）。

また、販売価格DIから仕入価格DIを引いた数値である交易条件指数の推移について見ると、2000年代に入ると、大企業と中小企業の差が徐々に開きはじめ、足元でもその差は埋まらずに推移している（第1-1-21図）。

第1-1-20図 企業規模別仕入価格DI・販売価格DIの推移



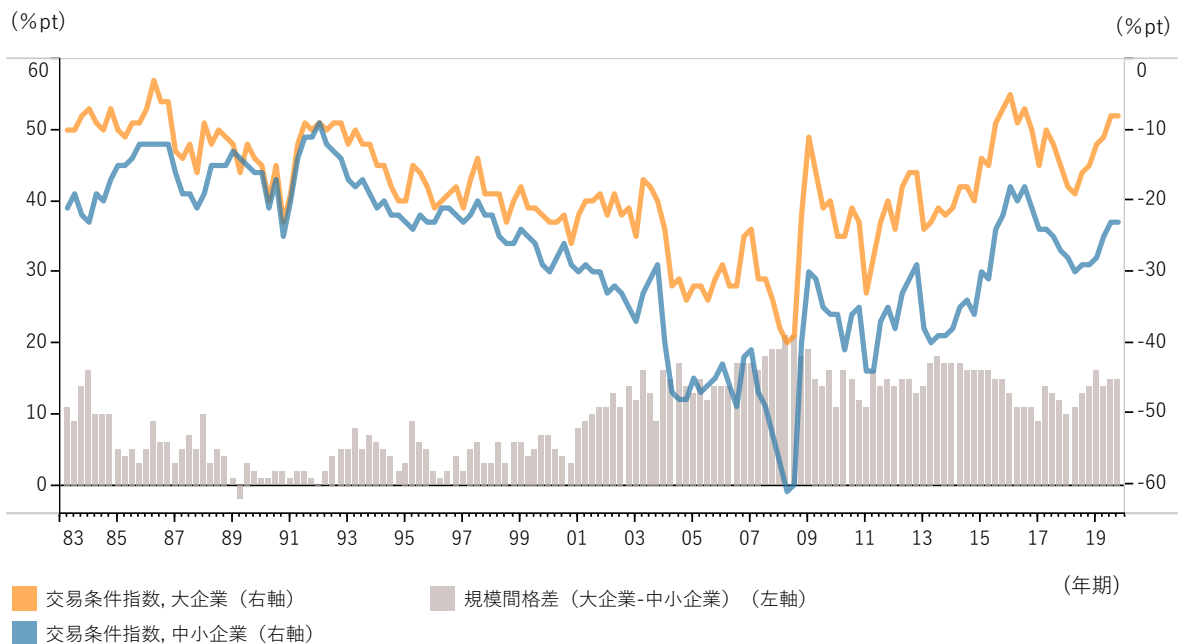
資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注)1.ここでいう大企業とは、資本金10億円以上の企業、中小企業は資本金2千万円以上1億円未満の企業をいう。

2.仕入価格DIは、回答企業の主要原材料購入価格または主要商品の仕入価格が前期と比べ、「上昇」と答えた企業の割合から「下落」と答えた企業の割合を引いたもの。

3.販売価格DIは、回答企業の主要製品・サービスの販売価格が前期と比べ、「上昇」と答えた企業の割合から「下落」と答えた企業の割合を引いたもの。

第1-1-21図 企業規模別交易条件指数の推移



資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注)1.ここでいう大企業とは、資本金10億円以上の企業、中小企業は資本金2千万円以上1億円未満の企業をいう。

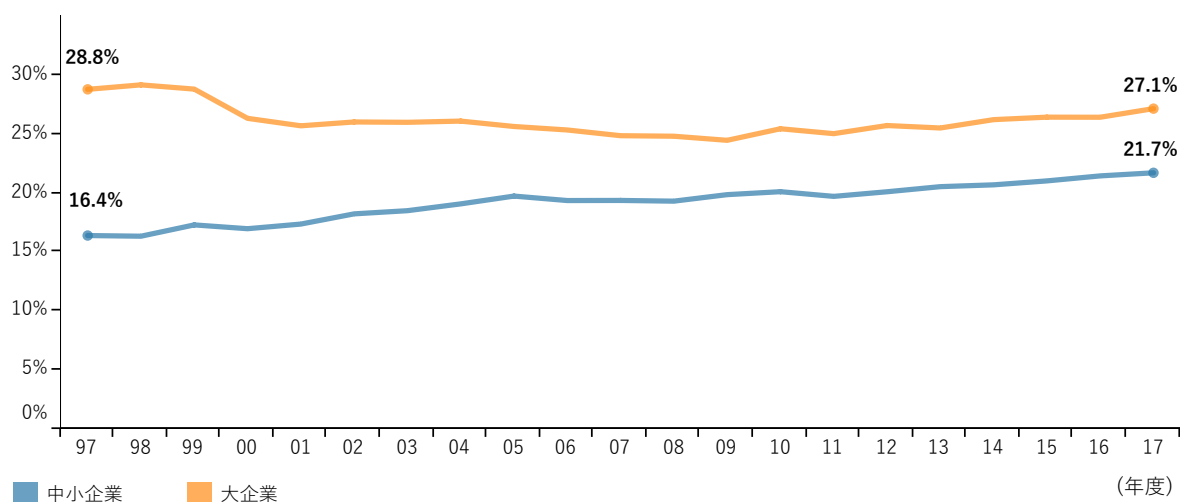
2.交易条件指数とは、販売価格DIから仕入価格DIを差し引いたものとする。

6 海外展開・インバウンド需要

第1-1-22図は、企業規模別の直接輸出企業の割合の推移である¹。これを見ると、中小企業の輸出企業割合は長期的に増加傾向にあることが分かる。また、中小企業の輸出額と売上高に占める

輸出額の割合の推移を見ると、足元では減少が見られるものの、長期的にはいずれも増加傾向にあることが分かる（第1-1-23図）。

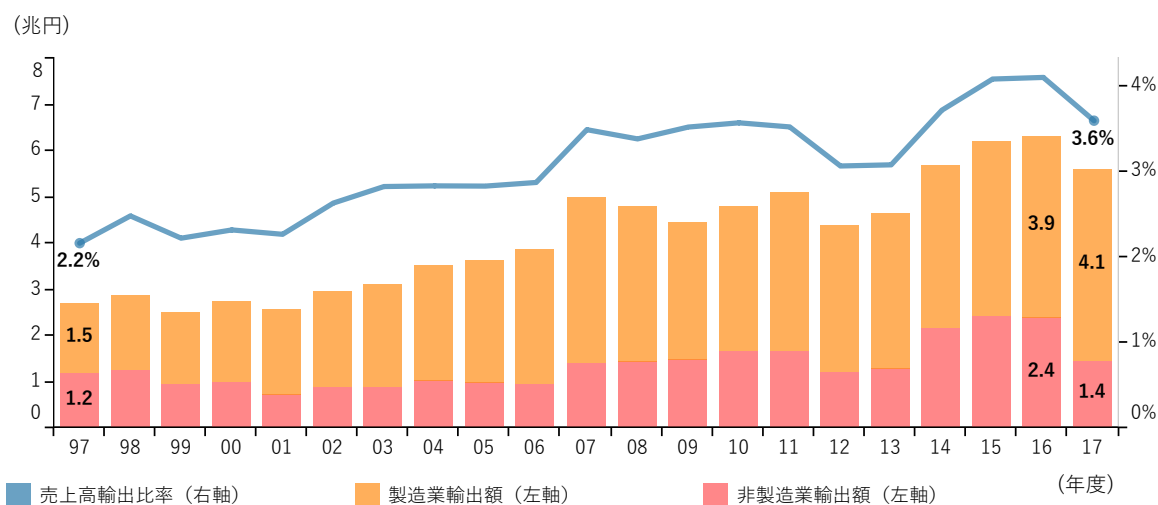
第1-1-22図 企業規模別に見た、直接輸出企業割合の推移



資料：経済産業省「企業活動基本調査」再編加工

(注)ここでいう直接輸出企業とは、直接外国企業との取引を行う企業である。

第1-1-23図 中小企業の業種別輸出額及び売上高輸出比率の推移



資料：経済産業省「企業活動基本調査」再編加工

(注)売上高輸出比率は、中小企業の売上高に占める中小企業の輸出額（製造業・非製造業の合算）を算出したもの。

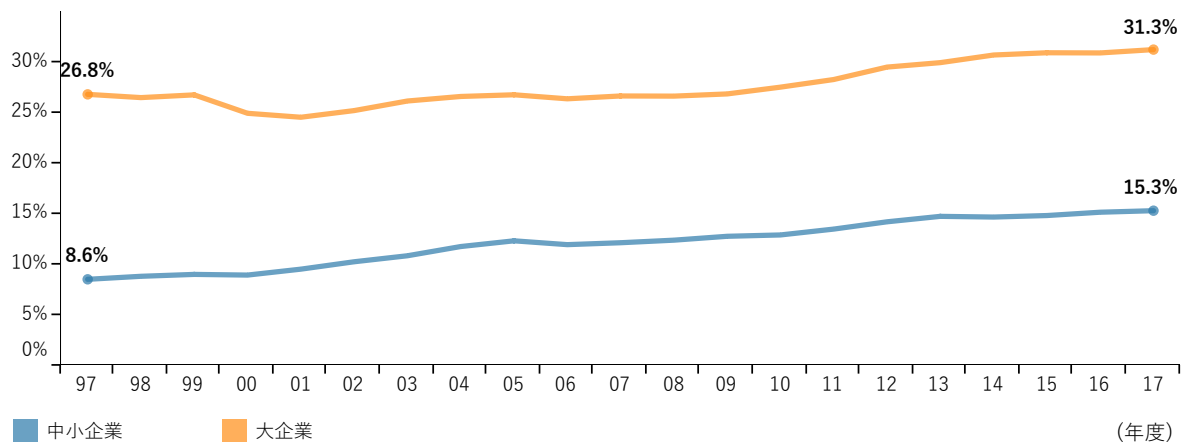
¹ 分析に用いている経済産業省「企業活動基本調査」の調査対象企業の規模は、従業員50人以上かつ資本金額又は出資金額3000万円以上のものであることに留意が必要である。

次に、中小企業の海外直接投資の状況を確認する。第1-1-24図は、企業規模別の海外現地法人の保有率の推移である。これを見ると、海外子会社を保有する中小企業の割合は長期的に増加傾向にあることが分かる。

また、第1-1-25図は、海外直接投資を行って

いる中小企業が進出した国・地域の構成の推移である。これを見ると、2000年代は進出先として中国が多かったが、近年の構成比では減少傾向となっている。その中国に代わってASEANへの進出が増加しており、2017年は全体の約3分の1を占めている。

第1-1-24図 企業規模別に見た、海外子会社を保有する企業割合の推移

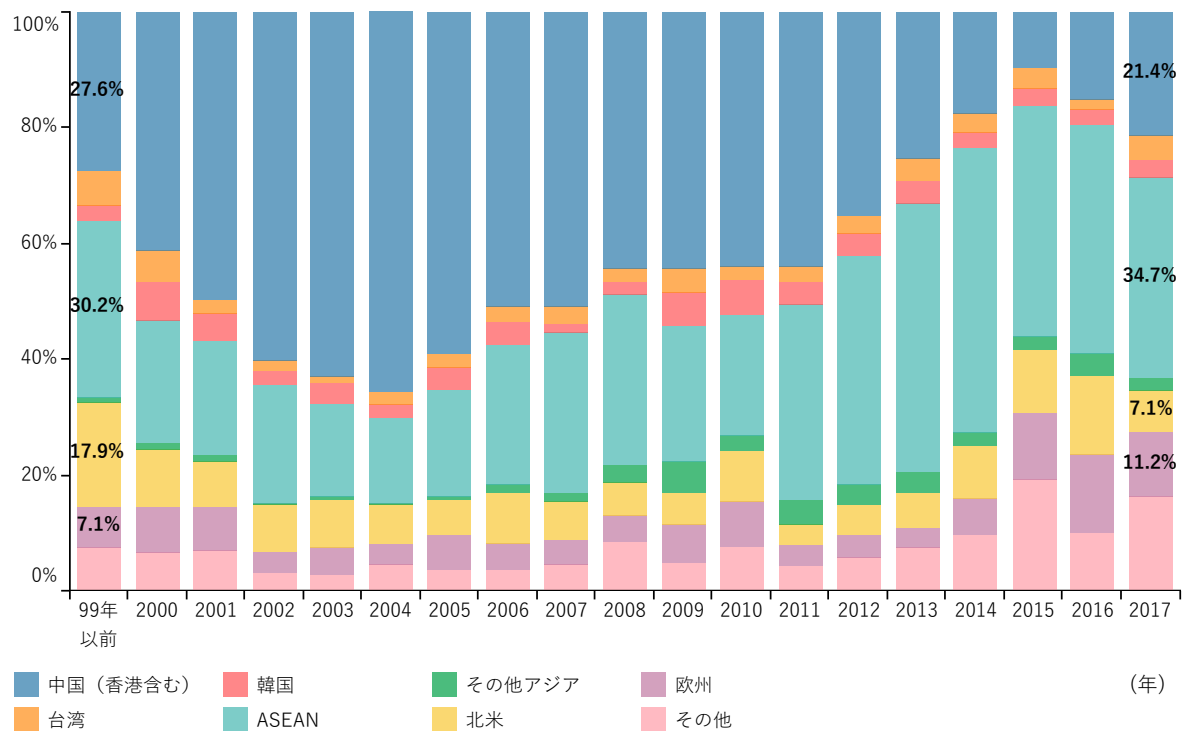


資料：経済産業省「企業活動基本調査」再編加工

(注)1.海外子会社を保有する企業とは、年度末時点において海外に子会社又は関連会社を所有している企業をいう。

2.「子会社」とは、当該会社が50%超の議決権を所有する会社をいう。子会社又は当該会社と子会社の合計で50%超の議決権を有する会社を含む。「関連会社」とは、当該会社が20%以上50%以下の議決権を直接所有している会社をいう。

第1-1-25図 設立年別に見た、中小企業の海外子会社の国・地域構成の推移



資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」再編加工

(注)1.各年に設立された海外子会社の国・地域の構成の推移。

2.設立年が不明な海外子会社は集計の対象外としている。

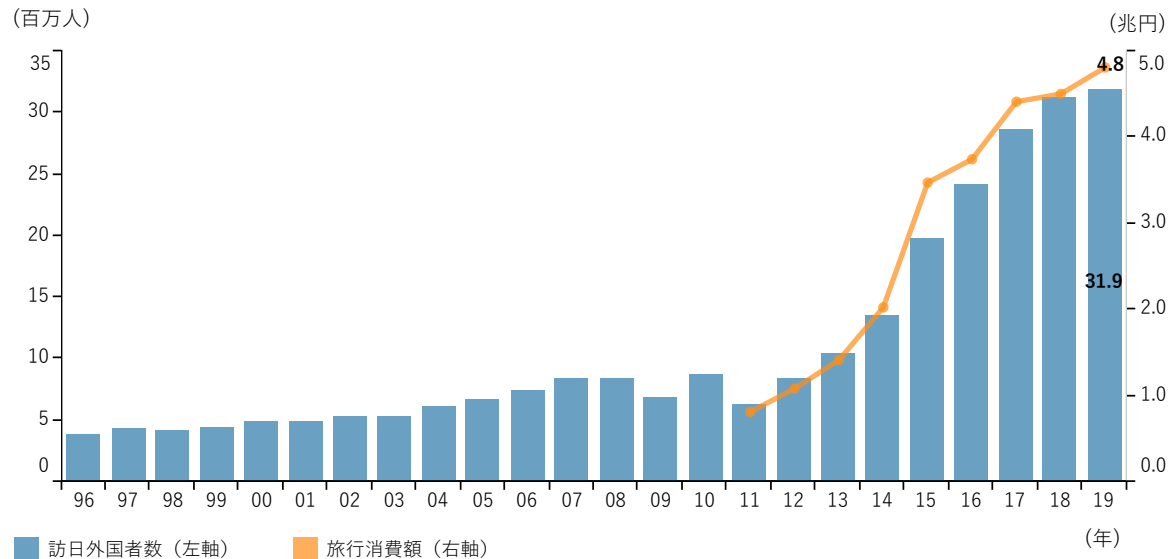
3.「海外子会社」とは、子会社と孫会社を総称したものいう。「子会社」とは、日本側出資比率の合計が10%以上の外国法人をいう。また、「孫会社」とは、日本側出資比率の合計が50%超の子会社が50%超の出資を行っている外国法人、及び日本側親会社の出資と日本側出資比率の合計が50%超の子会社出資合計が50%超の外国法人をいう。

4.集計の対象とした海外子会社は「操業中および開業準備中・開業後初決算前」の状況の企業を集計した。

続いて、インバウンド需要の動向について確認すると、訪日外国者数は2011年以降、一貫して

増加している（第1-1-26図）。これに伴い、訪日外国者の旅行消費額も年々増加している。

第1-1-26図 訪日外国者数及び旅行消費額の推移



資料：日本政府観光局「訪日外客数の動向」、観光庁「訪日外国人消費動向調査」

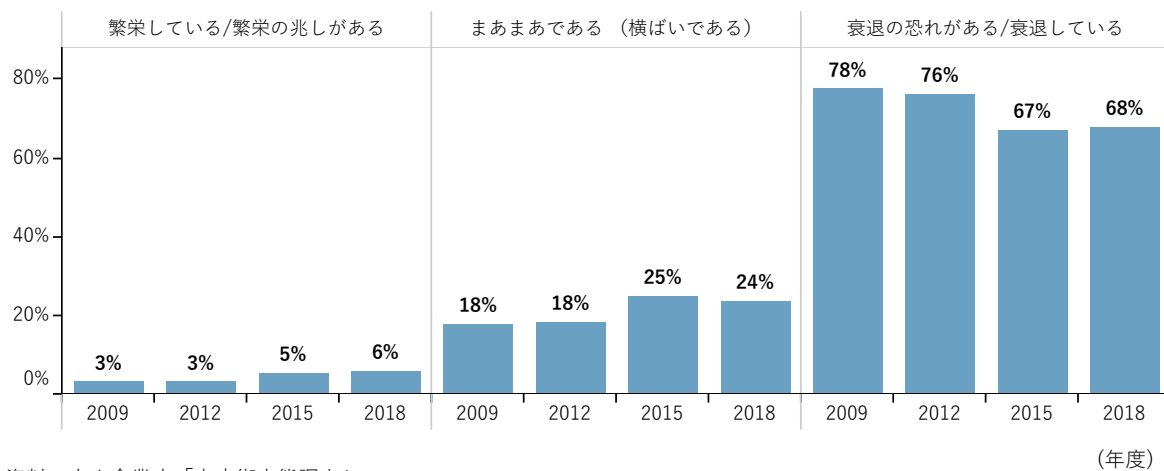
7 商店街の現状

ここでは、商店街について、その現状を見ていく。まず、商店街の最近の景況について確認すると、2018年度は「衰退の恐れがある／衰退している」と回答した割合が68%と最も多くなっているものの、2009年度と比べるとその割合は低下しており、景況は一定の改善が見られる（第1-1-

27図）。

また、これを立地市区町村の人口規模別に見ると、人口規模が小さくなるにつれて「衰退の恐れがある／衰退している」と回答した割合が高くなっている（第1-1-28図）。

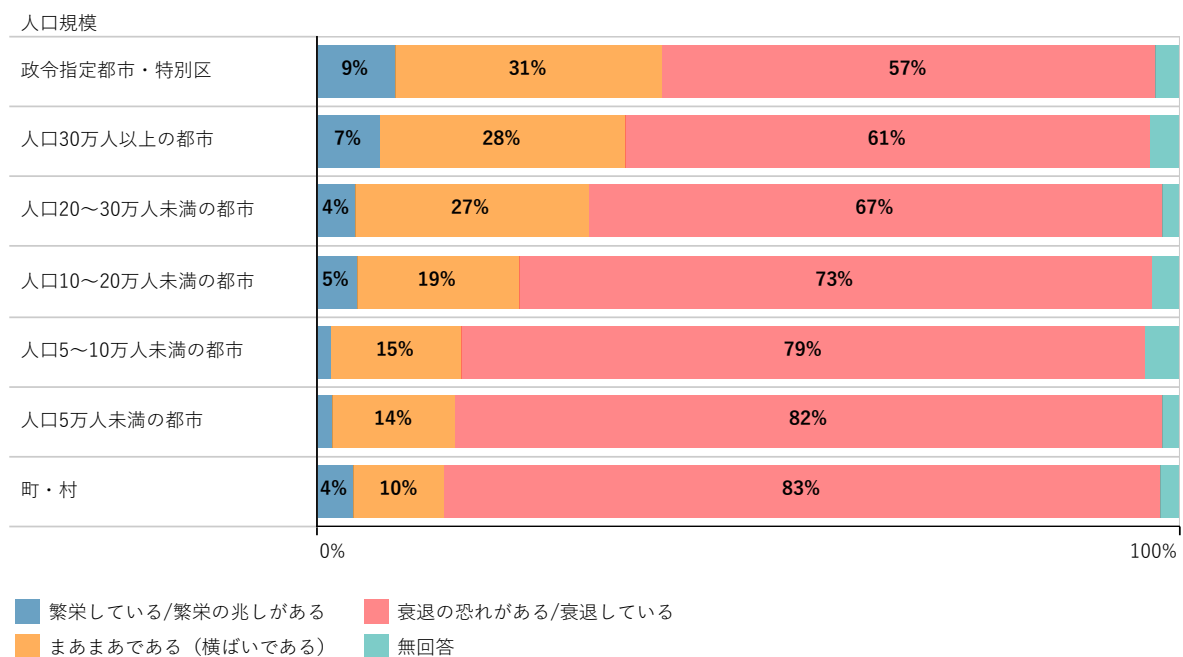
第1-1-27図 商店街の最近の景況



資料：中小企業庁「商店街実態調査」

(注)集計には無回答が含まれるため、各項目を合算しても100%にならない。

第1-1-28図 立地市区町村の人口規模別に見た、商店街の最近の景況



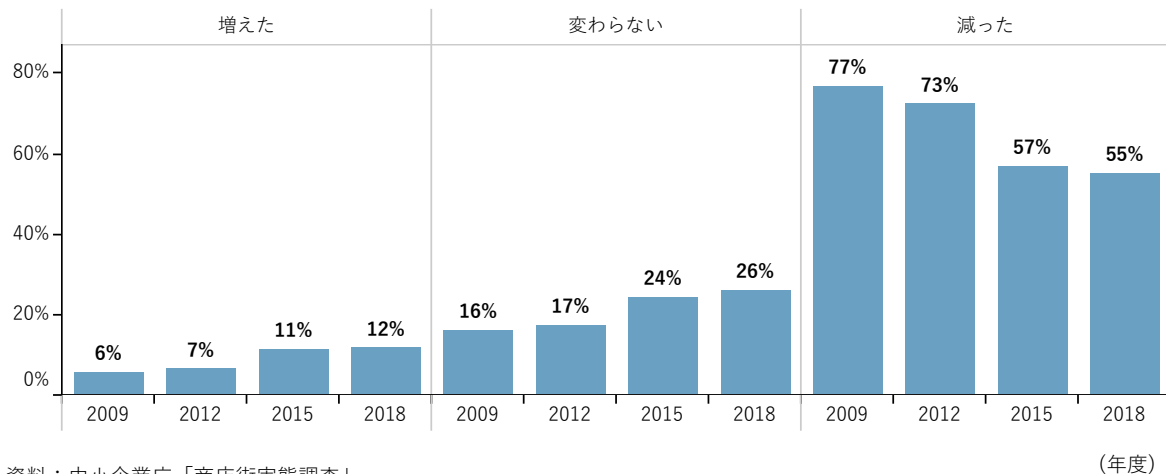
資料：中小企業庁「商店街実態調査」

(注)2018年度について集計したもの。

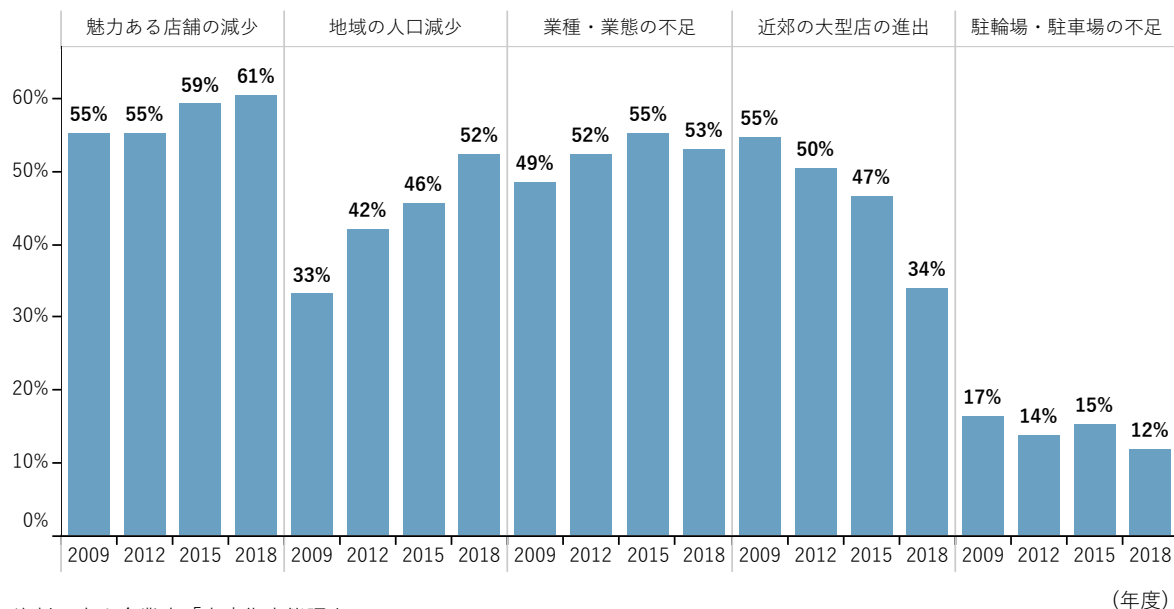
次に、最近3年間の来街者数の変化について推移を見ると、2018年度は「減った」と回答した割合は依然として5割を超えているものの、2009年度以降その割合は改善傾向で推移している（第1-1-29図）。続いて、来街者が減少した要因につ

いて見ると、2018年度は「魅力のある店舗の減少」が最も多くなっている。また、「地域の人口減少」を来街者の減少要因として回答する割合が、2009年度から2018年度にかけて著しく増加していることが見て取れる（第1-1-30図）。

第1-1-29図 最近3年間の商店街への来街者数の変化



第1-1-30図 最近3年間の商店街への来街者数の減少要因（上位五つ）



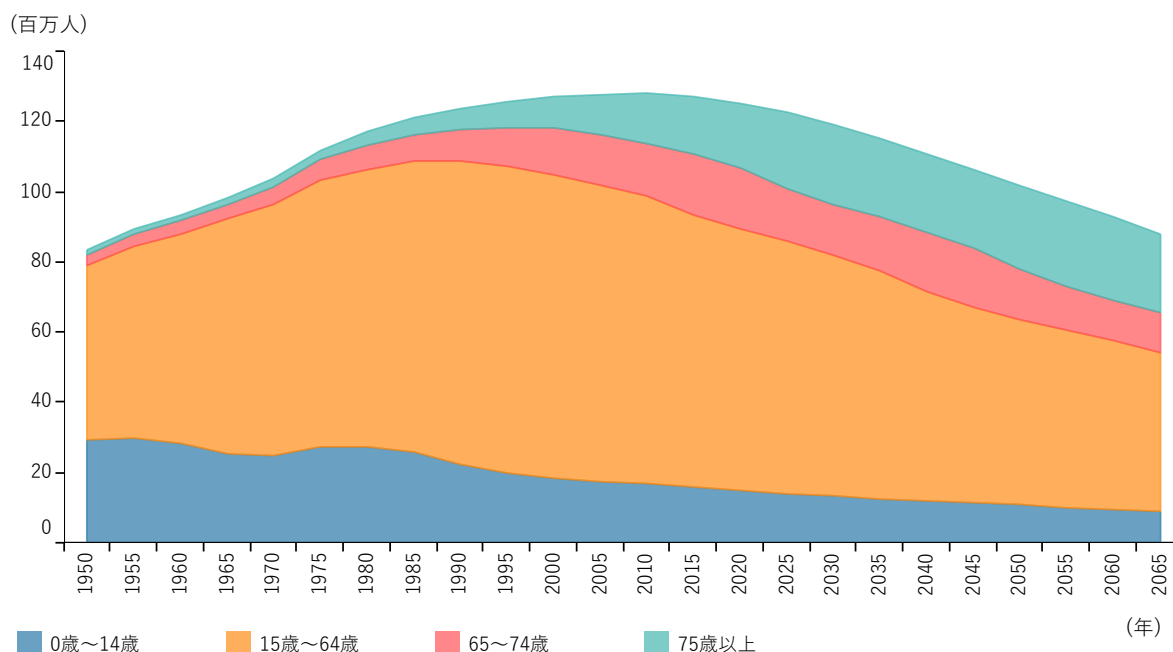
第3節 人手不足の状況と雇用環境

昨今、人口が減少傾向にあるとともに、生産年齢人口が減少していることにより、人手不足が深刻化している。本節では、人手不足の状況と雇用環境について概観するとともに、中小企業における働き方改革への対応状況について見ていく。

始めに、我が国の人口の推移と年齢別構成比に

ついて確認する（第1-1-31図）。我が国の人口は2008年をピークに、2011年以降は減少が続いている。また、この傾向は将来にわたって継続すると見込まれ、2065年には8,808万人になるものと推計されている。

第1-1-31図 年齢別人口推計の推移



資料：総務省「国勢調査」、総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成29年推計）

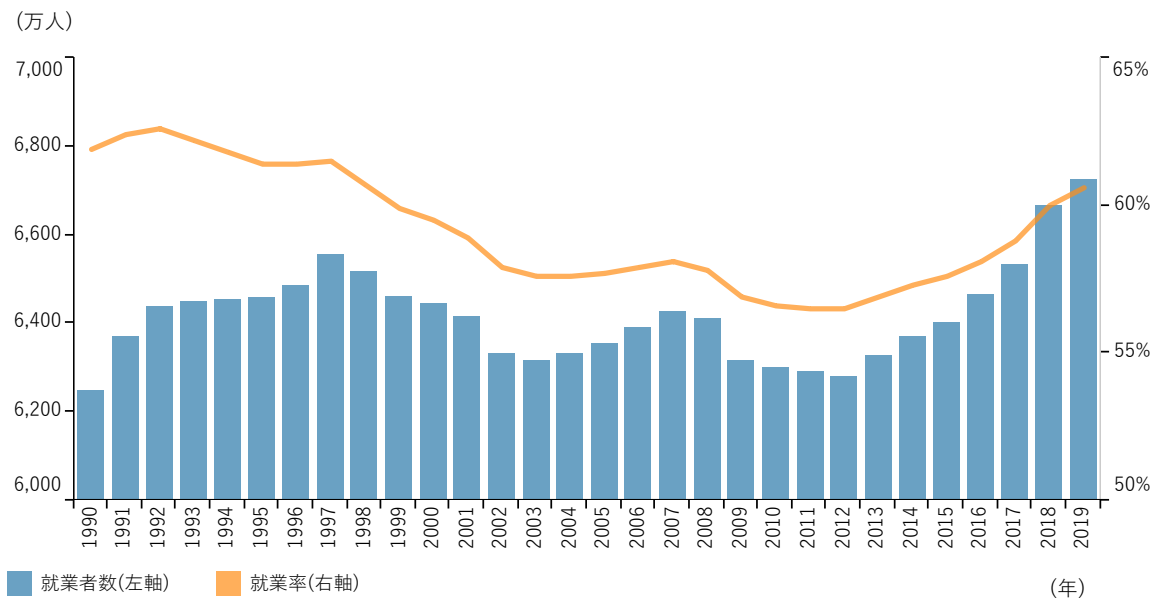
(注)1.2016年以降は、将来推計人口は、出生中位(死亡中位)推計による。

2.2010年までは総務省「人口推計」、2015年は総務省「国勢調査」（年齢不詳をあん分した人口）による。

第1-1-32図は、就業者数と就業率の推移を示したものである。就業者数は2013年以降、7年連

続で増加している。また、就業率についても2012年を底に上昇を続けている。

第1-1-32図 就業者数・就業率の推移



資料：総務省「労働力調査（基本集計・長期時系列データ）」

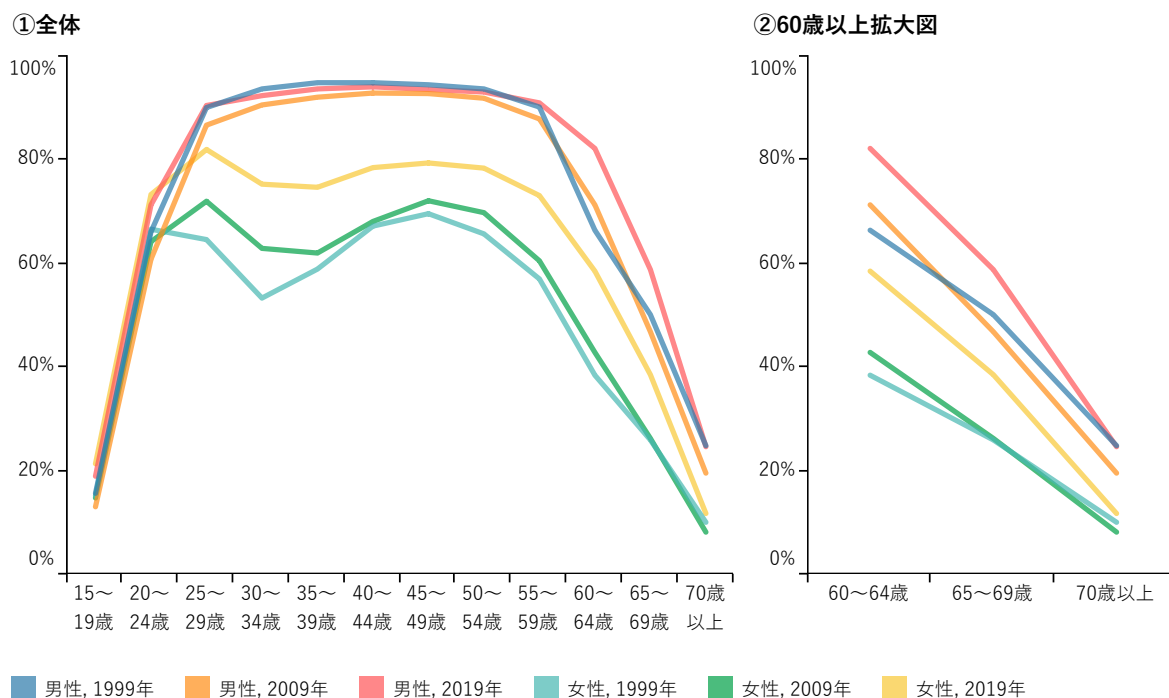
(注)1.2011年3月11日に発生した東日本大震災の影響により一部地域において調査実施が一時困難となったため、2011年の値は補完推計値(2015年国勢調査基準)である。

2.2017年平均から算出の基礎となる人口を2015年国勢調査の確定人口に基づく推計人口(新基準)に切り替えており、2010年から2016年の数値については、2017年以降の結果と接続させるため時系列接続用数値(2015年国勢調査の確定人口による補正ないし遡及を行ったもの)に置き換えている。また、2005年から2009年の数値については、2010年以降の結果と接続させるため時系列接続用数値(2010年国勢調査の確定人口による補正ないし遡及を行ったもの)に置き換えている。

第1-1-33図は、就業率の10年ごとの変化を性別及び年齢別に見たものである。女性の結婚・出産期に当たる年代に一旦就業率が低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字カーブについて、M字の谷の部分の部分が浅くなってきて

おり、全体としても女性の就業率が上昇している。また、60歳以上の労働者層についても就業率が上昇している。このように、我が国全体としての生産年齢人口が減少する中で、女性や高齢者の労働参加が着実に進んでいることが分かる。

第1-1-33図 男女別・年齢別就業率の変化（1999年～2019年）

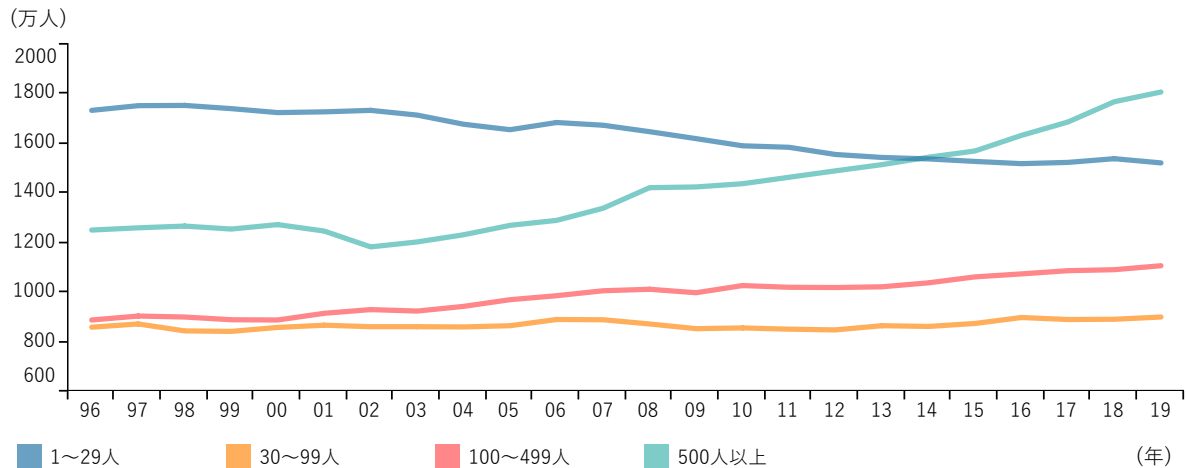


資料：総務省「労働力調査(基本集計・長期時系列データ)」

続いて、企業の雇用状況について見ていく。第1-1-34図は、従業者規模別の非農林業雇用者数の推移を示したものである。従業者規模30人未

満の事業所の雇用者数は減少傾向で推移している一方、従業者規模100人以上の事業所の雇用者数は増加傾向で推移している。

第1-1-34図 従業者規模別非農林業雇用者数の推移



資料：総務省「労働力調査(基本集計・長期時系列データ)」

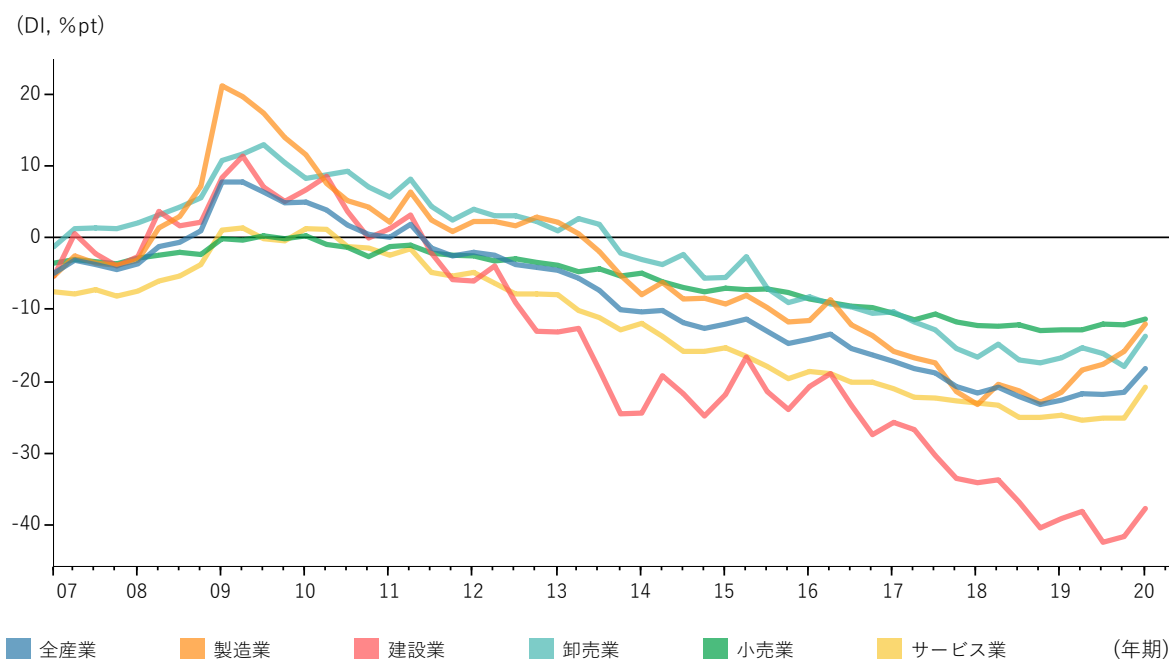
(注)1.2011年3月11日に発生した東日本大震災の影響により一部地域において調査実施が一時困難となったため、2011年の値は補完推計値(2015年国勢調査基準)である。

2.2017年平均から算出の基礎となる人口を2015年国勢調査の確定人口に基づく推計人口(新基準)に切り替えており、2010年から2016年の数値については、2017年以降の結果と接続させるため時系列接続用数値(2015年国勢調査の確定人口による補正ないし遡及を行ったもの)に置き換えている。また、2005年から2009年の数値については、2010年以降の結果と接続させるため時系列接続用数値(2010年国勢調査の確定人口による補正ないし遡及を行ったもの)に置き換えている。

第1-1-35図は、中小企業の人手不足感について業種別に見たものである。2013年第4四半期に全ての業種で従業員過不足DIがマイナスになり、

その後も人手不足感は強まり続け、足元では改善が見られるものの、人手不足感は依然として強いことが分かる。

第1-1-35図 業種別従業員過不足DIの推移



資料：中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

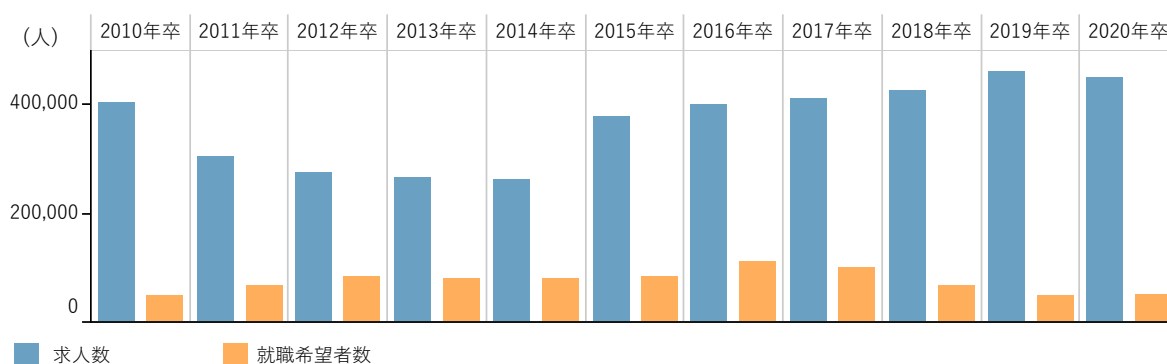
(注)従業員数過不足数DIとは、従業員の今期の状況について、「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。

続いて、企業の人材確保の状況について見ていく。第1-1-36図及び第1-1-37図は、従業者規模別に見た大卒予定者の求人数及び就職希望者数の推移である。まず、従業者数299人以下の企業については、求人数の減少と就職希望者数の増加により、足元の求人倍率は2019年卒の9.9倍から

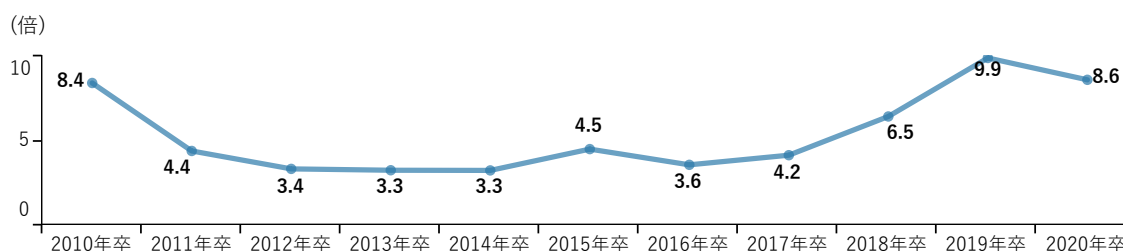
2020年卒の8.6倍と低下したものの、依然として高水準となっている。一方で、従業者数300人以上の企業については、足元の求人倍率は横ばいだが、求人倍率が1倍を下回っており、求人数より就職希望者が多い状況が続いている。

第1-1-36図 従業者数299人以下の企業における大卒予定者求人数・就業希望者数の推移

①求人数・就職希望者数



②求人倍率の推移

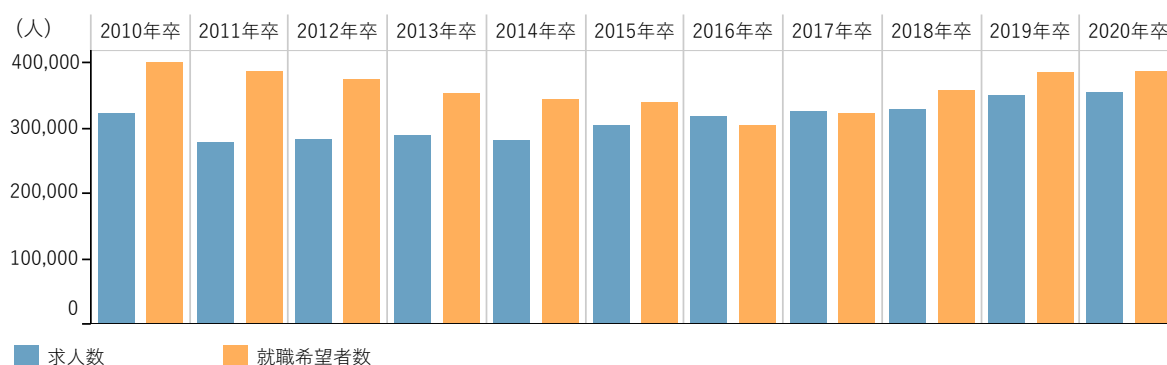


資料：(株)リクルートワークス研究所「ワークス大卒求人倍率調査」

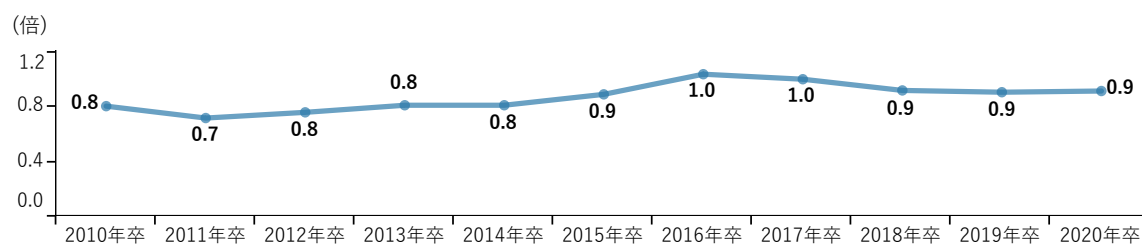
(注)求人倍率=求人数/就職希望者数

第1-1-37図 従業者数300人以上の企業における大卒予定者求人数・就業希望者数の推移

① 求人数・就職希望者数



② 求人倍率の推移



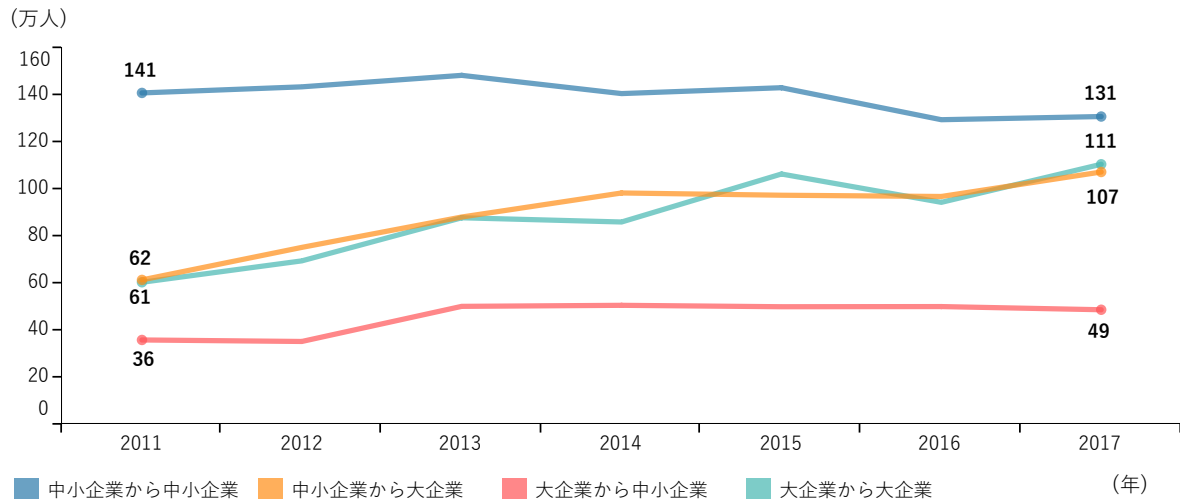
資料：(株)リクルートワークス研究所「ワークス大卒求人倍率調査」

(注) 求人倍率=求人数/就職希望者数

第1-1-38図は、転職者数の推移について、前職と現職をそれぞれ中小企業と大企業に分けて示したものである。これを見ると、大企業から中小

企業への転職者数は横ばいで推移している一方で、中小企業から大企業への転職者数は増加傾向となっている。

第1-1-38図 転職者の規模間移動の推移



資料：厚生労働省「雇用動向調査」より作成

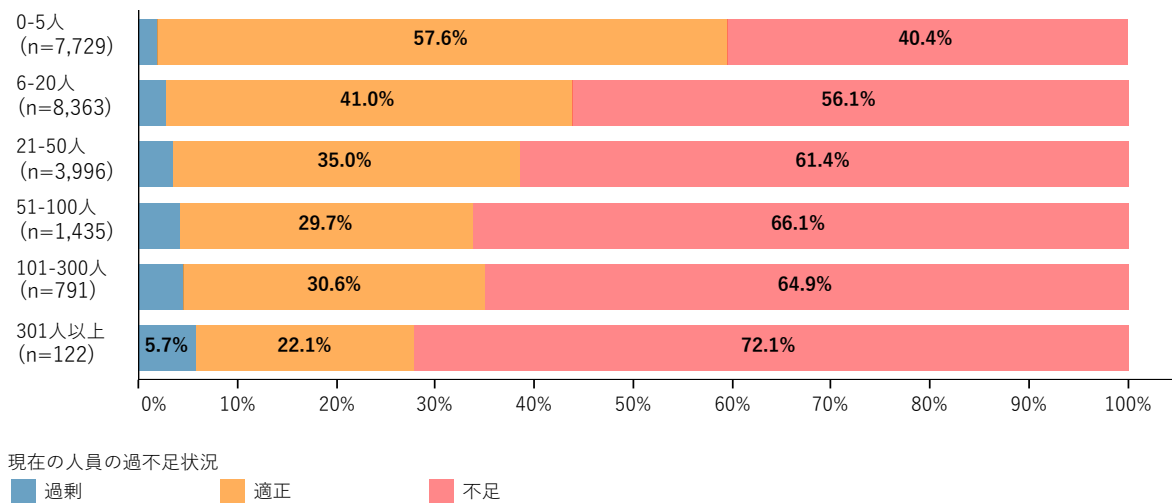
(注)ここでは、従業員数が5～299人の企業を中小企業、300人以上の企業を大企業とする。

ここからは、(株)帝国データバンクが「令和元年度取引条件改善状況に関する調査等事業²」において実施したアンケートの結果を利用し、中小企業の人手不足の状況について詳しく見ていく。

第1-1-39図は、従業員規模別に人員の過不足状況を確認したものである。これを見ると、従業員規模が大きい企業ほど、人員が「不足」している企業の割合が高くなる傾向にある。

2 本アンケートの詳細については、2020年版中小企業白書第2部第3章第3節の注釈21を参照されたい。

第1-1-39図 従業員規模別に見た、人員の過不足状況



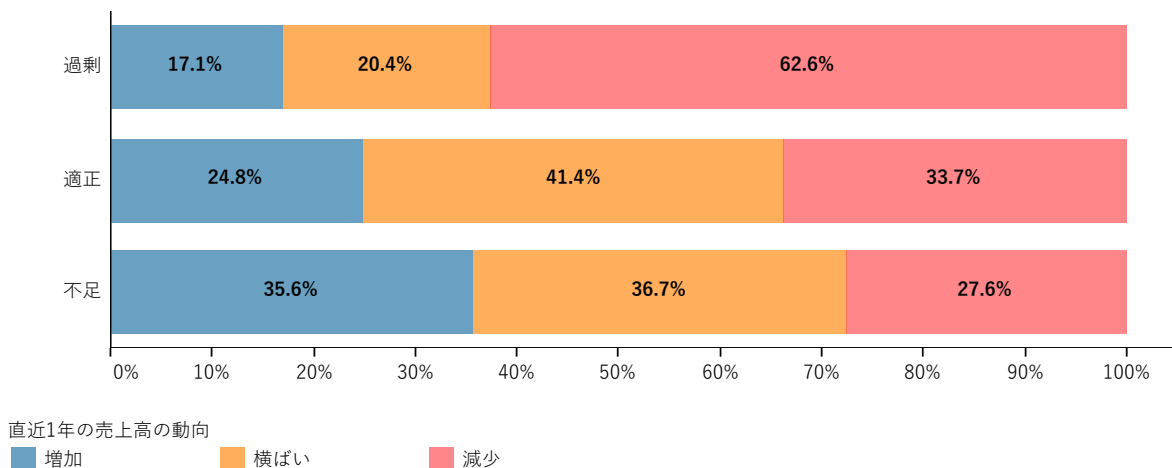
資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

(注) 受注側事業者に対するアンケート結果を集計したもの。

第1-1-40図は、人員の過不足別に見た、直近1年間の売上高の動向である。これを見ると、人員が「不足」していると回答した企業において、直

近1年の売上高が「増加」した企業の割合が最も高く、特に業績が拡大基調にある企業ほど人手不足にあることが分かる。

第1-1-40図 人員の過不足別に見た、直近1年の売上高の動向



資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

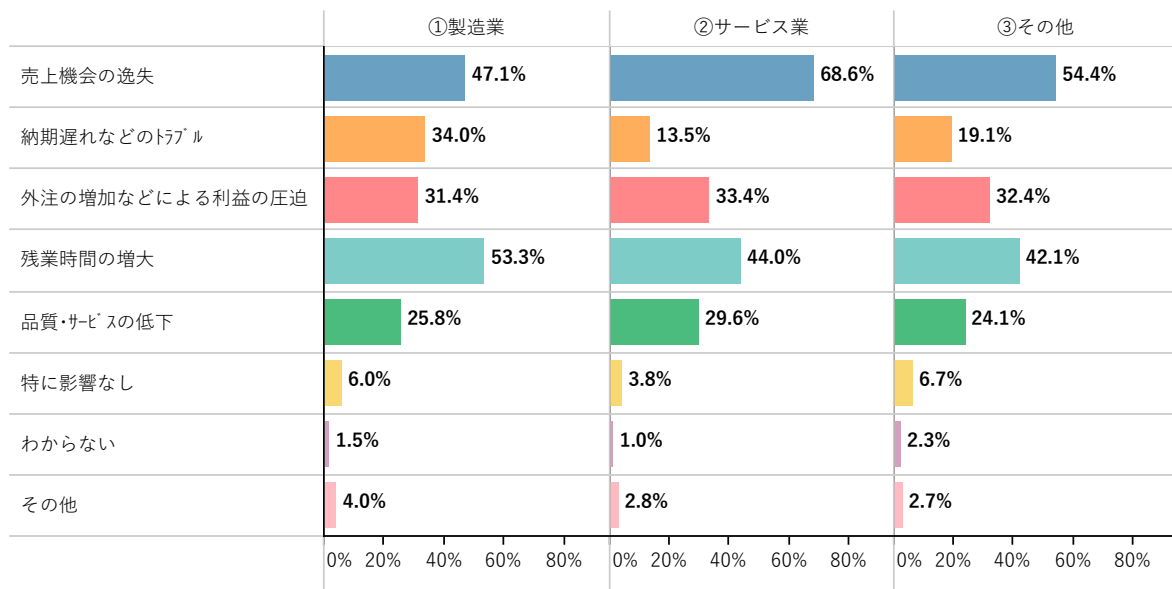
(注)1.受注側事業者に対するアンケート結果を集計したもの。

2.各回答数(n)は以下のとおり。過剰：n=633、適正：9,735、不足：n=11,568。

第1-1-41図は、業種別³に見た、人員不足による影響である。これを見ると、「②サービス業」、「③その他」において、「売上機会の逸失」と回答した企業の割合が最も高くなっている。その一方

で、「①製造業」においては、「残業時間の増大」と回答する企業の割合が最も高くなっている。また、「①製造業」においては「納期遅れなどのトラブル」と回答した企業も34.0%存在している。

第1-1-41図 業種別に見た、人員不足による影響



資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

(注)1.受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

2.人手不足に関する質問で、「不足」と回答した企業に回答を求めている。

3.複数回答のため、合計は必ずしも100%とならない。

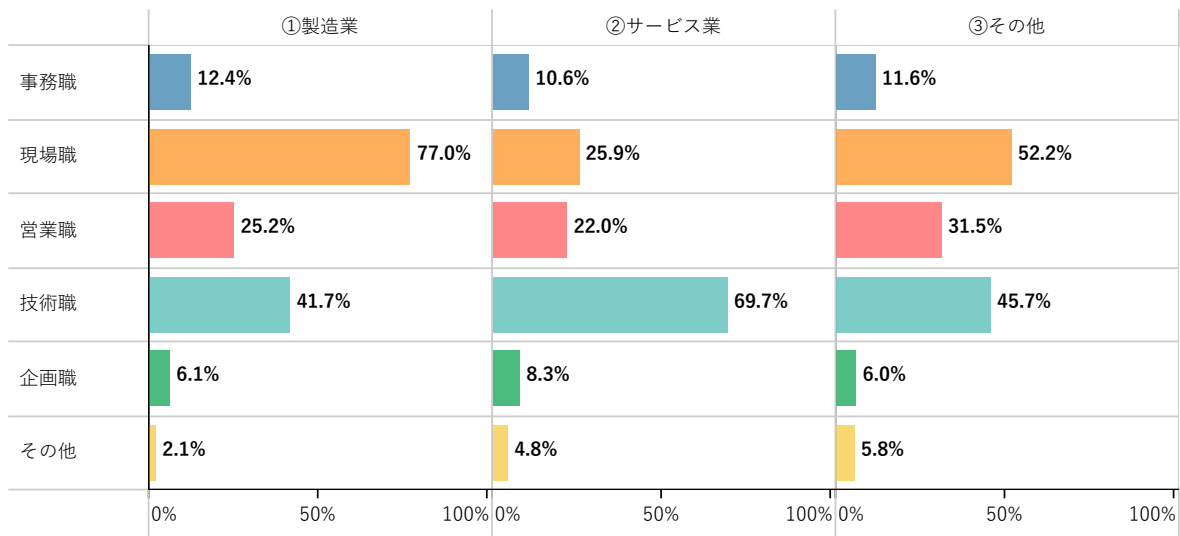
4.各回答数(n)は以下のとおり。製造業：n=4,502、サービス業：5,057、その他：n=1,926。

第1-1-42図は、業種別に見た、不足している職種の状況である。これを見ると、「製造業」においては「現場職」と回答した企業の割合が77.0%となっており、工場や店舗などでの働き手不足が深刻であることが分かる。他方、「サービ

ス業」では、「技術職（設計、システムエンジニア、デザイナー、運転手などの専門職）」が不足しているという企業が69.7%と最も高い結果となっている。

3 それぞれの業種に関する詳細は、2020年版中小企業白書第2部第3章第3節の注釈25を参照されたい。

第1-1-42図 業種別に見た、不足している職種の状況



資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

(注)1.受注側事業者向けアンケートを集計したもの。

2.人員の過不足状況に関する質問で、「不足」と回答したものに対する質問である。

3.「現場職」は工場、店舗などの人員、「技術職」は設計、システムエンジニア、デザイナー、運転手などの専門職を指す。

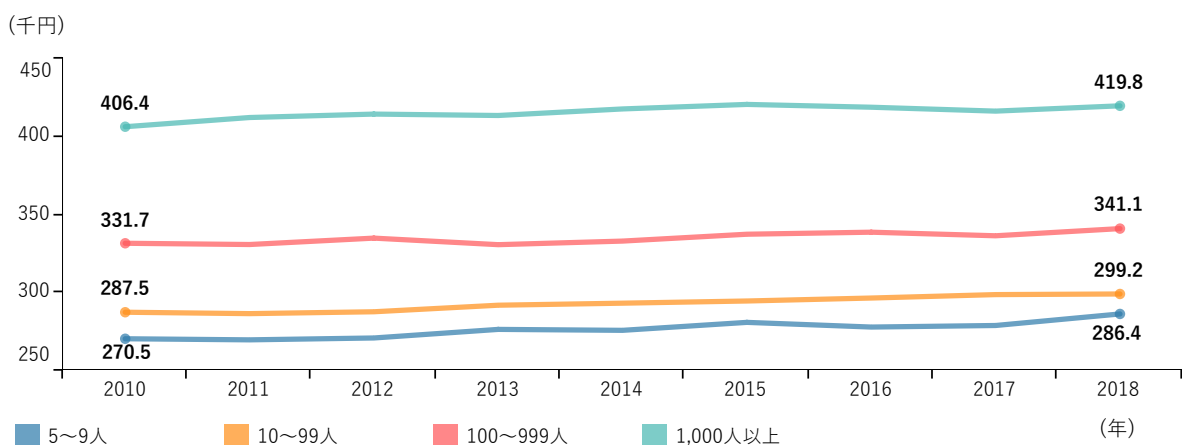
4.複数回答のため、合計は必ずしも100%とならない。

5.各回答数(n)は以下のとおり。製造業：n=4,514、サービス業：5,065、その他：n=1,925。

ここまでは、人手不足の状況について確認してきたが、続いて、労働者の雇用環境について見ていく。第1-1-43図は、従業者規模別の給与額の

推移である。いずれの企業規模においても給与額は上昇しているものの、企業規模間で引き続き水準に開きが見られる。

第1-1-43図 従業者規模別給与額の推移



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

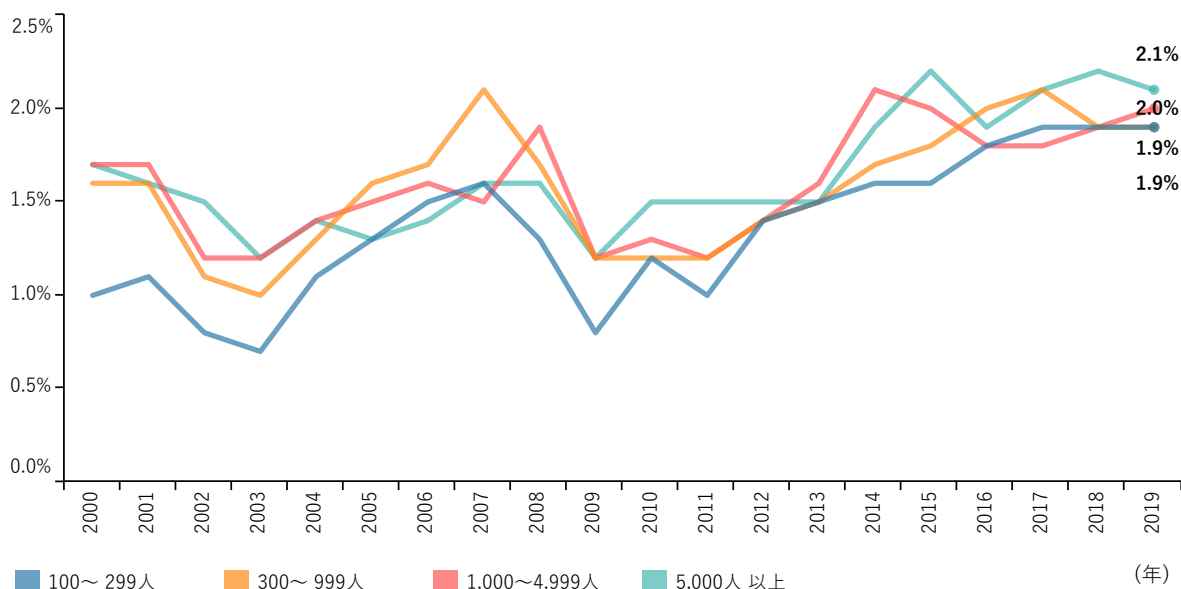
(注)1.「正社員・正職員」を集計している。

2.給与額は、「きまって支給する現金給与額」であり、各年の6月分として支払われた給与額で基本給と、あらかじめ定められている諸手当の合計額をいい、残業代を含む。

第1-1-44図は、従業員規模別の賃上げ率の推移を示している。これを見ると、299人以下の企業も足元では賃上げ率が上昇傾向にあるものの、

おおむね300人以上の企業の賃上げ率を下回って推移しており、従業員規模による格差は引き続き拡大しているといえる。

第1-1-44図 従業員規模別賃上げ率（1人当たり平均賃金の改定率）の推移



資料：厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

(注)1.賃金の改定を実施した又は予定していて額も決定している企業及び賃金の改定を実施しない企業を集計したもの。

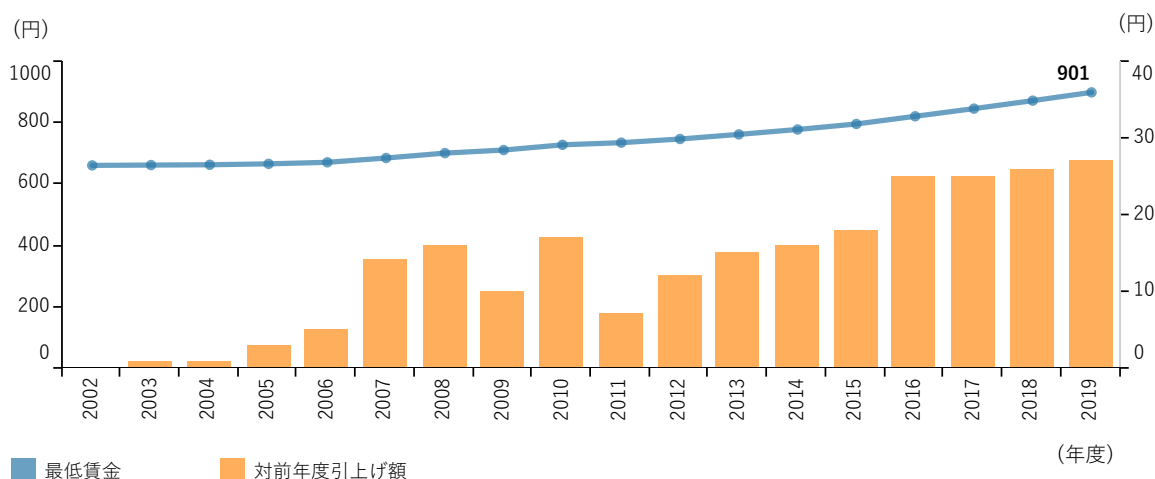
2.全て若しくは一部の常用労働者を対象とした定期昇給、ベースアップ、諸手当の改定等をいい、ベースダウンや賃金カット等による賃金の減額も含む。

3.一人平均賃金の改定率は、常用労働者数による加重平均による。

賃上げに関連して、最低賃金の推移を見ると、最低賃金は毎年引き上げられており、近年は引上

げ幅も大きくなっていることが分かる（第1-1-45図）。

第1-1-45図 最低賃金の推移



資料：厚生労働省「地域別最低賃金の全国一覧」

魅力的な職場づくりを行うことは、人手不足の解消に向けた有効な手段である。政府は2019年4月1日より「働き方改革関連法」を順次施行しており、全ての企業に対して労働環境の整備を促している。まずは、この「働き方改革関連法」のスケジュールを確認していく。

＜働き方改革の工程表＞

(1) 時間外労働の上限規制

大企業は2019年4月1日から、中小企業は2020年4月1日から、時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別の事情がある場合でも、年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定することが義務付けられる。原則である月45時間を超えることができるのは、年6回までとなる。

(2) 年5日の年次有給休暇の確実な取得

大企業・中小企業共に、2019年の4月1日から、

使用者が、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上全ての労働者について、毎年5日、年次有給休暇を確実に取得させることが義務付けられた。

(3) 同一労働同一賃金～雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保～

2020年4月1日から、同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差が禁止される（中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は2021年4月1日）。

(4) 割増し賃金率の引上げ

大企業では既に施行されているが、中小企業でも、2023年の4月1日から、適用猶予措置が廃止され、月60時間を超える時間外労働について、割増し賃金率を50%以上とすることが義務付けられる。

第1-1-46図 働き方改革関連法の工程表

適用時期	2019年4月1日	2020年4月1日	2021年4月1日	2023年4月1日
中小企業以外	● 時間外労働の上限規制 ● 年5日の年次有給休暇の確実な取得	● 同一労働同一賃金（パートタイム・有期法、派遣法）		
中小企業	● 年5日の年次有給休暇の確実な取得	● 時間外労働の上限規制 ● 同一労働同一賃金（派遣法）	● 同一労働同一賃金（パートタイム・有期法）	● 割増し賃金率の引き上げ

上記で見たように、年5日の年次有給休暇の取得は、既に中小企業にも適用が開始されている。また、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金

についても順次適用が開始され、中小企業はこれらに対して着実に対応していくことが求められる。

ここからは、(株)帝国データバンクが「令和元年度取引条件改善状況に関する調査等事業」において実施したアンケートの結果から、上記で確認した働き方改革に対する取組状況を確認していく。

第1-1-47図は、従業員規模別に見た、働き方改革における内容別の理解度である。

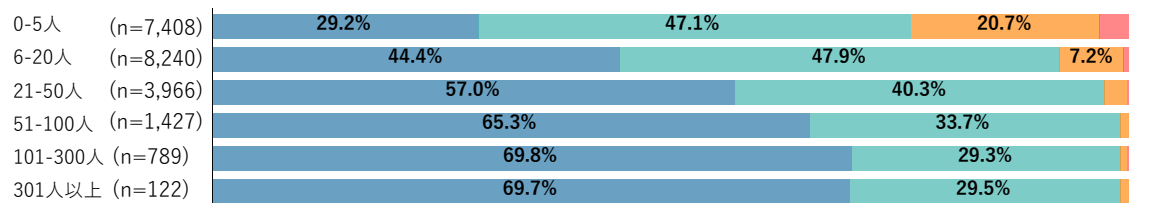
これを見ると、働き方改革については、総じて一定程度の理解が得られていることが分かる。従業員規模別に理解度を見ていくと、従業員規模が

小さい企業ほど、「十分に理解している」という企業割合が低下していく傾向にある。

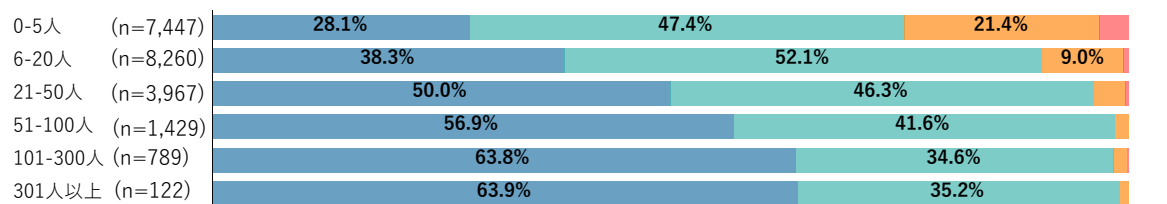
また、既に施行されている「年次有給休暇の確実な取得」と「時間外労働の上限規制」に関しては、「全く理解していない」と回答した企業はほとんど存在しないが、今後施行される「同一労働・同一賃金の実施」に関しては、従業員規模が20名以上の中小企業でも約1割が「全く理解していない」状況にある。

第1-1-47図 従業員規模別に見た、働き方改革における内容別の理解度

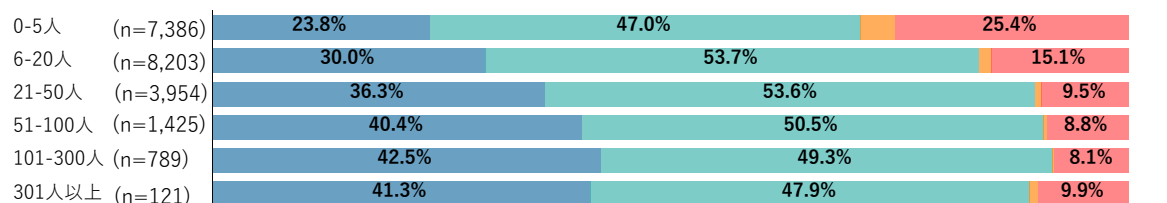
年次有給休暇の確実な取得



時間外労働の上限規制



同一労働・同一賃金の実施



■ 十分に理解している
 ■ あまり理解していない
■ 概ね理解している
 ■ 全く理解していない

資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

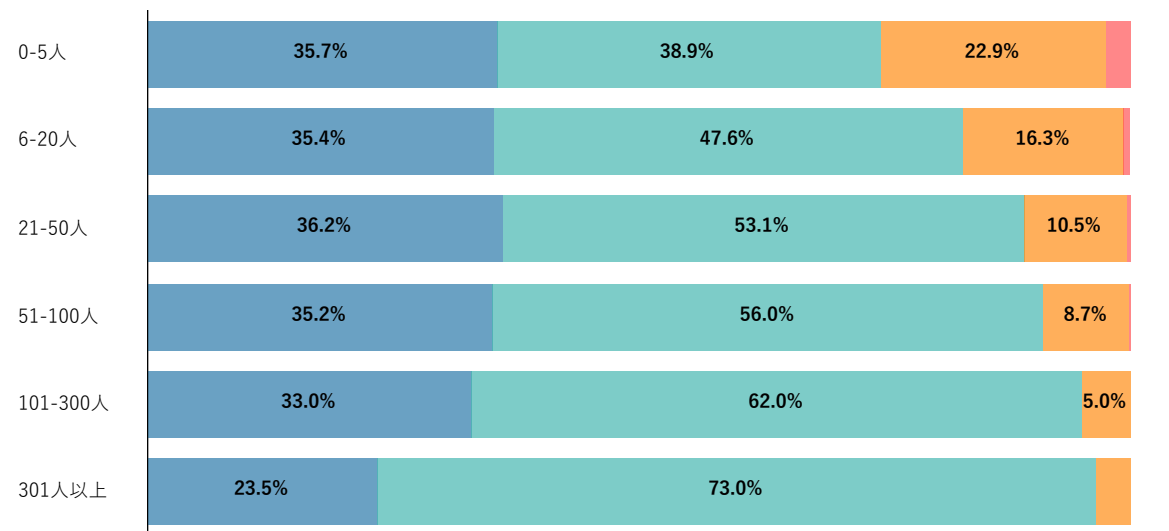
(注)受注側事業者に対するアンケート結果を集計したもの。

第1-1-48図は、従業員規模別に見た、働き方改革全般への対応状況である。

これを見ると、既に「対応済みである」と回答した企業の割合は、従業員規模300名以下の中小

企業で3割を超える。他方、「対応は困難」と回答した企業の割合は従業員規模が小さいほど高くなる傾向にある。

第1-1-48図 働き方改革（全般）への対応状況（受注側事業者）



働き方改革全般への対応状況

■ 対応が必要であり、対応済みである

■ 対応が必要であり、対応方針を検討中

■ 対応が必要であるが、対応は困難

■ 対応が必要であるが、対応はするつもりはない

資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

(注)1.受注側事業者に対するアンケート結果を集計したもの。

2.各回答数（n）は以下のとおり。0-5人：n=3,444、6-20人：5,986、21-50人：n=3,387、51-100人：1,299、101-300人：745、301人以上：115。

3.働き方改革関連法に対する理解度の質問で、①時間外労働の上限規制、②年次有給休暇の確実な取得、③同一労働・同一賃金の質問に、一つでも「十分に理解している」、「概ね理解している」と回答した者に対して回答を求めている。

4.対応の必要性に関する質問で、「対応の必要はない」、「対応の要否が分からない」と回答した者を除いて集計している。

以上に関連して、コラム1-1-1では、魅力ある職場づくりに取り組む中小企業の好事例及び働き方改革を後押しする支援策を紹介する。また、コラム1-1-2では、外国人材の受入れの状況につい

て概観する。さらに、事例1-1-1と事例1-1-2では、今後更に期待される女性活躍の推進に取り組む企業の事例を紹介する。

コラム

1-1-1

働き方改革の取組事例と中小企業への支援策

働き方改革は、働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革である。

工程表で確認したとおり、2018年7月の働き方改革関連法の施行以降、中小企業においては、2019年4月から「年5日の年次有給休暇の取得義務」、2020年4月から「残業時間の上限規制」が適用され、2021年4月以降も「同一労働同一賃金」などの規制が、順次適用される。

本コラムでは、これらの規制に対し、創意工夫し、“魅力ある職場づくり”に取り組む中小企業の好事例及び働き方改革を後押しする支援策を紹介する。

1. 働き方改革の取組事例

残業時間や有給休暇取得日数の見える化、残業の少なさを賞与の評価に反映する仕組みの導入や商品のパッケージ化によるバックオフィス業務の効率化などにより、職場環境の大幅な改善に成功した企業もある。

コラム1-1-1 ①図 労務管理の見直しや残業時間ポイント制の導入事例



ライオンパワー 株式会社

所在地：石川県小松市 設立：1973年 資本金：4,156万円
従業員数：104人（うち女性46人） 事業概要：製造業

- 残業時間にポイント制を取り入れ、残業の少なさを賞与の評価に反映する仕組みを整備した結果、残業時間の削減に成功。
- 併せて、月の累計残業時間や有給休暇取得日数を見る化したことにより、従業員の働き方改革への意識が向上。

① 取組前
(きっかけ)

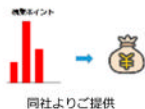
残業時間の管理に課題感

- ✓ 個人の月ごとの残業時間や年間累計残業時間、有給休暇取得日数が確認しづらく、従業員自身も管理できていない状況だった。
- ✓ 働き方改革関連法の残業時間の上限規制や年次有給取得の義務化に対応するため、早めに準備することとした。

③ 取組後（効果）

残業時間を把握しやすくなり、時間外労働が減少

- ✓ 残業時間の削減につながり、働き方改革法への対応ができた。
- ✓ 2016年から2018年までに普通残業時間が40%減、深夜残業時間は75%減の効果が出ている。
- ✓ 有給休暇の取得増加により、管理部門側の管理コストが増加するが、会社全体の計画有給取得日を決めることで、軽減を図れた。
- ✓ 残業時間のポイント制の導入により、残業は減ったが賞与は増額となり、従業員からの評判もよく、働き方への意識が高まった。



② 取組内容や仕組み

残業時間のポイント制の導入と賞与との連動

- ✓ 残業時間が少ない人に高いポイントを付与する形で残業時間をポイント化し、トータルポイント数を賞与に反映させる評価制度を導入している。（定時退社10ポイント、30分残業毎にポイントが減っていく仕組み、3時間を超えたところから▲5ポイントとなり、超過時間によってさらにマイナスとなる）
- ✓ ただし、業務量の多い従業員等が不利にならないよう、賞与の評価においては、業務難易度や業務量、生産性向上に向けた意欲などに応じたレベル分けを社長と部門長で確認し、調整している。

残業時間・休暇取得数を見る化

- ✓ 日々の残業時間と月ごとの累計残業時間をネットワークで従業員自身が確認できるようにした。
- ✓ 年間3日間を計画有給取得日と定め（残り2日は個別に取得）、有給休暇消化日数も確認できるようにした。

基本給の引き上げ

- ✓ 新卒採用の競争力をあげるため、新卒初任給を増額し、これにあわせて従業員の基本給も引き上げた。

資料：中小企業・小規模事業者の人手不足への対応事例
(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/koyou/2020/200226jinzai.pdf>)



コラム 1-1-1 ②図 業務効率の改善事例

ワンストップショールームで業務効率改善

「株式会社マエダハウジング」（広島県／建設、リフォーム／87名）

【取り組み前の状況】

- ▶ 創業以来、顧客満足を最優先に事業を展開し、業績が上がる一方でプランや見積書の作成などに時間を要し、残業が恒常化していた。

【取り組んだ内容】

- ▶ マンションのリフォームを5プランに分類。プランごとにオプションを設定した商品を開発し、モデルルームとして再現。

【取り組みの結果】

- ▶ 見積書作成のスピードが上がり、打ち合わせ回数も減るなど業務効率が向上。
- ▶ 顧客からも「選びやすい」と好評。
- ▶ 1人当たりの月平均残業時間は、約40%削減。



資料：シリーズ「働き方改革」の成功例
<https://www.mhlw.go.jp/content/000589176.pdf>

2. 働き方改革に取り組む中小企業への支援策

(1) 補助金・助成金による働き方改革の取組支援

①生産性向上・業務効率化

中小企業生産性革命推進事業（平成30年度第二次補正予算及び令和元年度補正予算）において、設備投資等を支援する「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業」、販路開拓に係る取組等を支援する「小規模事業者持続的発展支援事業」、付加価値向上に資するITツールの導入を支援する「サービス等生産性向上IT導入支援事業」、の3つの補助金を通じて、企業の生産性向上を支援している。

また、生産性向上に資する設備等の導入と賃金アップを実施した企業を支援する「人材確保等支援助成金」、生産性向上に資する設備・機器の導入等を行うとともに事業場内最低賃金を引き上げた企業を支援する「業務改善助成金」、生産性の向上を図りながら、労働時間の縮減等に向けた支援を行う「働き方改革推進支援助成金」等の助成金を通じた支援も行っている。

②魅力ある職場づくりや人材の育成支援

職業生活と家庭生活の両立支援等に取り組む企業を支援する「両立支援等助成金」、人材育成のための社員に対する訓練の実施や教育訓練休暇を付与する取組を支援する「人材開発支援助成金」、非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善に取り組む企業を支援する「キャリアアップ助成金」等の助成金を通じて、企業の魅力ある職場づくりや人材の育成を支援している。

(2) 専門家による相談対応

全国47都道府県に設置している働き方改革推進支援センターでは、働き方改革に係る相談対応を行うとともに、労務管理などの専門家が事業所への個別訪問等を通じたコンサルティング、出張相談会及びセミナー等を実施し、円滑な働き方改革の実施を支援している。

また、よる支援拠点（全国47都道府県に設置）においては、働き方改革を含む経営上のあらゆる課題について、専門家が相談対応を行うほか、働き方改革推進支援センターとも連携し、セミナー等を実施している。

(3) 下請等中小企業への「しわ寄せ防止」対策

大企業等の働き方改革により、下請等中小事業者が適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を受けることがないように、厚生労働省や公正取引委員会と連携しつつ、しわ寄せ防止総合対策を行っている。

具体的には、下請中小企業振興法の「振興基準」について2018年12月28日に改正し、親事業者が働き方改革に関連して取るべき対応を明記した。また、2019年6月26日に「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」を策定し、大企業や労使団体等に要請・周知活動を行っている。

(4) 働き方改革に役立つ情報の発信

中小企業庁と厚生労働省が連携し、中小企業団体や事業者団体等の様々な機関を通じて、関連支援策や相談窓口をとりまとめた「働き方改革支援ハンドブック」やパンフレット等を広く周知するとともに、働き方改革に取り組む中小企業の好事例を発信し、中小企業の働き方改革を後押ししている。

<参考>

- ・中小企業生産性革命推進事業について
(<https://seisansei.smrj.go.jp/>)



- ・人材確保等支援助成金や業務改善助成金などの各種助成金について
(https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/joseikin_shoureikin/index.html)



コラム

1-1-2

外国人材の受入れについて

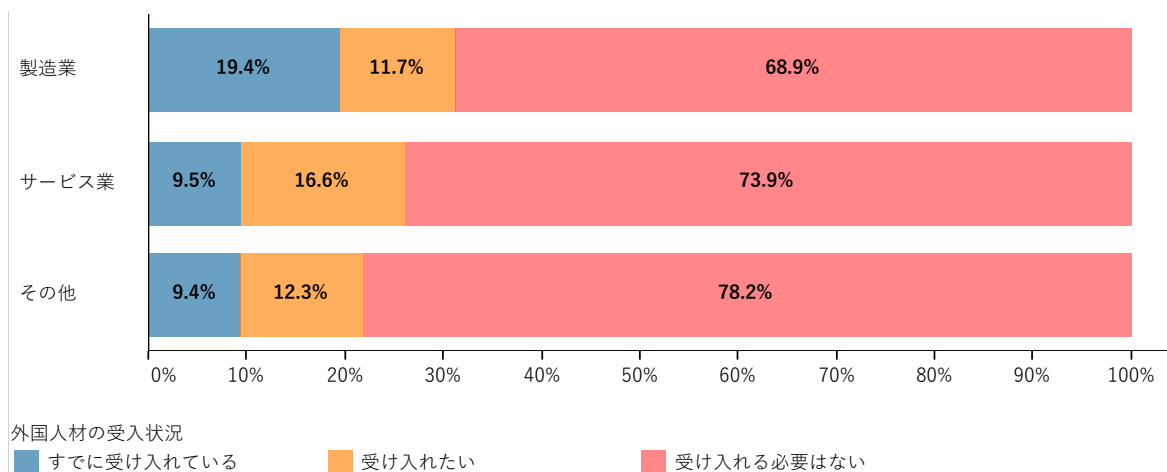
全国的な人手不足が進む中で、外国人材の受入れについても注目が集まっている。2019年4月1日には「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律⁴」が成立し、外国人材を受け入れる体制の整備が進められている。

本コラムでは、このような環境の変化を踏まえ、(株)帝国データバンクが「令和元年度取引条件改善状況に関する調査等事業」において実施したアンケートの結果を利用し、中小企業における外国人材の受入状況について見ていく。

コラム1-1-2①図は、業種別に見た、中小企業における外国人材の受入状況である。

これを見ると、「製造業」において「すでに受け入れている」と回答した企業が約2割と最も高い。他方、「サービス業」、「その他」では「すでに受け入れている」企業は約1割となっている。

コラム1-1-2①図 業種別に見た、外国人材の受入状況



資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

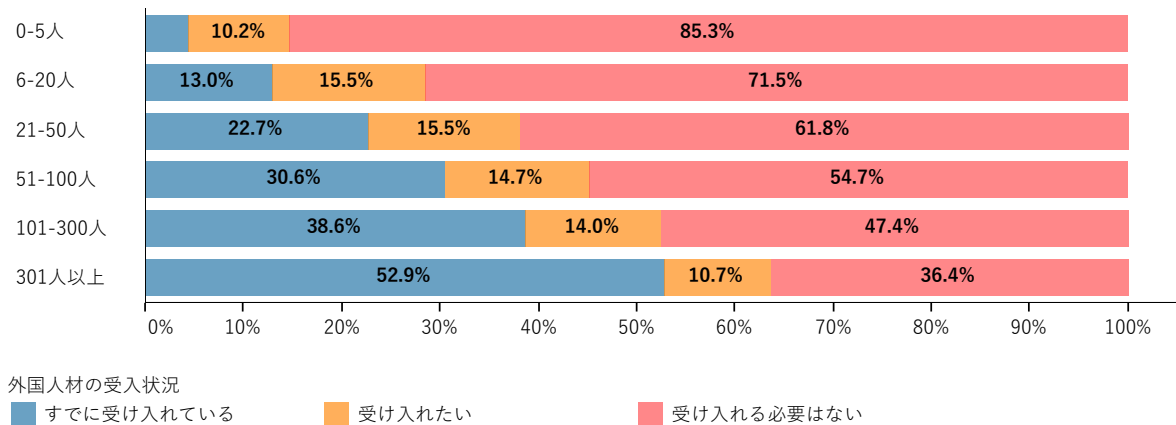
(注)1.受注側事業者に対するアンケート結果を集計したもの。

2.各回答数(n)は以下のとおり。製造業：n=9,828、サービス業：7,871、その他：n=3,942。

コラム1-1-1②図は、従業員規模別に、外国人材の受入状況について見たものである。

これを見ると、従業員規模の大きい企業ほど、外国人材を「すでに受け入れている」と回答した企業の割合が高まる傾向にあり、従業員規模が「301人以上」の企業においては、半数以上が「すでに受け入れている」という回答となっている。また、従業員規模が6人以上300人以下の企業では、約15%の企業が「受け入れたい」と回答している。

コラム 1-1-2 ②図 従業員規模別にみた、外国人材の受入状況



資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

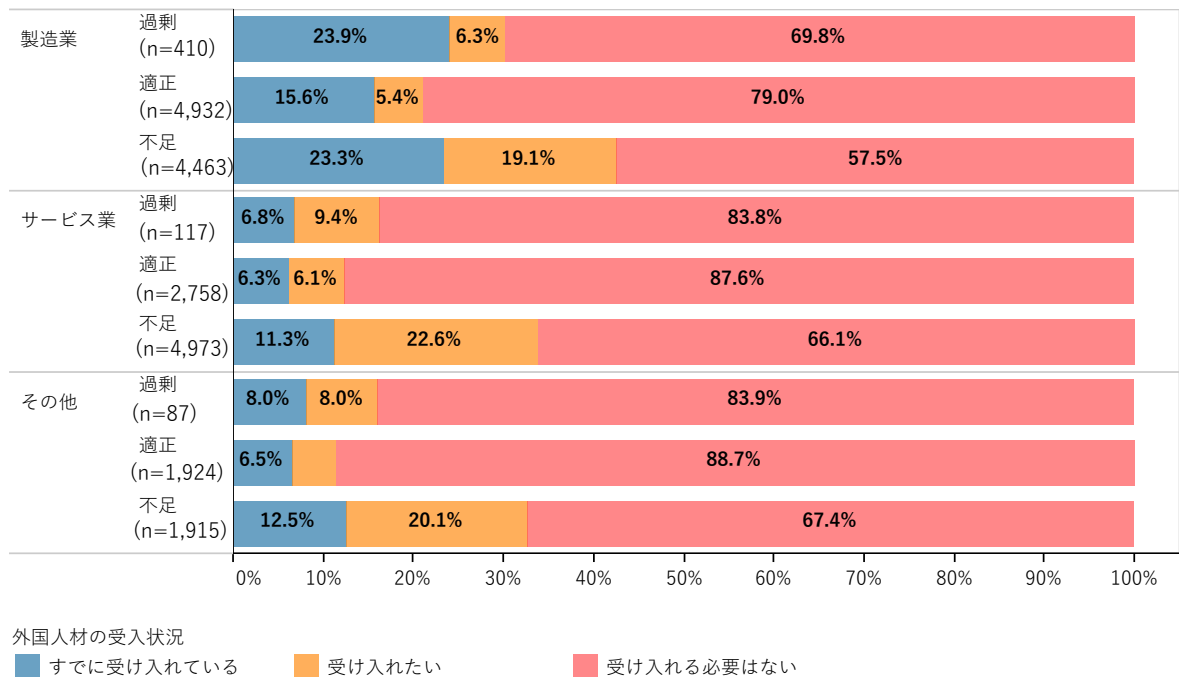
(注)1.受注側事業者に対するアンケート結果を集計したもの。

2.各回答数(n)は以下のとおり。0-5人：n=7,587、6-20人：8,243、21-50人：n=3,947、51-100人：1,423、101-300人：780、301人以上：121。

コラム 1-1-2 ③図は、人員の過不足状況別に見た外国人材の受入状況である。

これを見ると、いずれの業種でも、人員が不足している企業で外国人材を「受け入れたい」とする企業が約2割存在しており、人手不足の解消策として、外国人材への期待がうかがえる。

コラム 1-1-2 ③図 人員の過不足状況別に見た、外国人材の受入状況



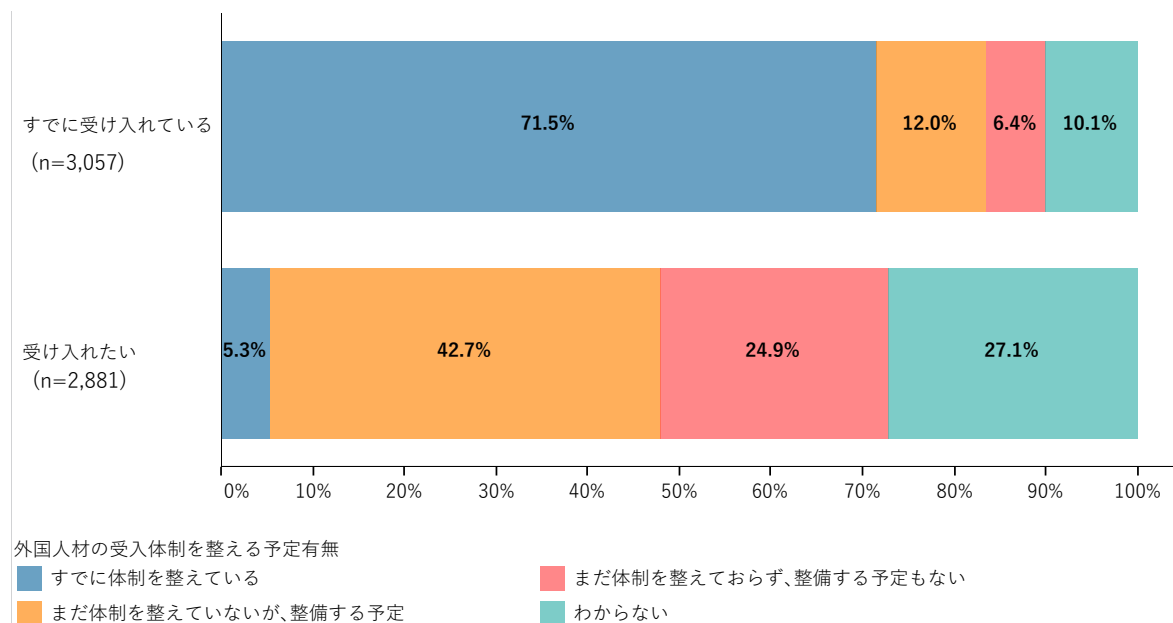
資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

(注)受注側事業者に対するアンケート結果を集計したもの。

最後に、中小企業における外国人材の受入体制の整備状況について見ていく。

コラム1-1-2④図は、外国人材の受入意向別に見た、外国人材の受入体制の整備状況である。これを見ると、外国人材を「すでに受け入れている」企業の約7割は、「すでに体制を整えている」としている。これに対して、外国人材を「受け入れたい」企業では、受入体制を「すでに整えている」と回答した企業は5.3%で、「まだ体制を整えていないが、整備する予定」と回答した企業が42.7%となっている。また、「まだ体制を整えておらず、整備する予定もない」と回答した企業は24.9%となっている。また、「まだ体制を整えておらず、整備する予定もない」と回答した企業は24.9%という結果となった。

コラム1-1-2④図 外国人材の受入意向別に見た、外国人材の受入体制の整備状況



資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」

(注)1.受注側事業者に対するアンケート結果を集計したもの。

2.外国人材の受入意向に関する質問で、「受け入れる必要はない」と回答したものを除いて集計している。

事例

事例1-1-1：株式会社井口一世

「徹底した実力主義と職場環境の整備により、女性の活躍を推進する企業」

埼玉県所沢市の株式会社井口一世（従業員45名、資本金9,500万円）は、2001年創業の精密板金加工業者である。同社は、独自の板金加工技術による金属加工の「金型レス」化を武器に、顧客の初期費用の大幅な削減と開発期間の短縮を実現している。「既存技術にとらわれないものづくり」を目指す同社は、製造業では珍しく、従業員の約6割、管理職の約6割を女性が占めるなど、女性が活躍する場を提供している企業である。

現状では、毎年5名程度の新卒採用を行う同社であるが、創業当初は、製造現場は3K（きつい、汚い、危険）のイメージや、職人、理系、男性社会といったイメージも強く、人材確保が困難であった。そこで同社では、ものづくりの経験や技術の有無、性別を問わない採用方針への転換を行った。また、多様な人材に活躍の場を提供するため、実力主義に基づく平等な評価の徹底と、CADや検査技能の習得といったスキル取得など自発的な学びの推奨を行っている。さらに、少人数での事業運営のため、全従業員の「多能工（マルチスキル）化」にも取り組んでいる。

同社では、性別や年齢に関係ない平等な評価を徹底するために、全従業員共通のスキルマップを導入・活用している。これは、全従業員が「マルチスキル」となることを目標とする同社ならではの取組であり、職種に縛られないスキルの取得も評価の対象とされている。新しいスキルを取得するたびに、毎月昇給のチャンスが与えられるなど、従業員のモチベーション向上にもつながっている。また、職域

を限定しない、個人の適性に合わせたジョブローテーションも実施するなど、マルチスキル化による強い組織作りを目指している。

実力主義を徹底した結果、パートから正社員に登用され、育児休暇を経た後に役員に昇格した女性社員も誕生している。この役員の存在は、育児休暇の取得や時短勤務にかかわらず、平等に評価されている実例として、社員のモチベーション向上に寄与しているという。また、マルチスキル化が進んだことで、残業時間（所定外労働時間）の削減にも成功。2016年度は月平均35時間だったものが、2019年では23時間となっている。そのほか、休暇も取りやすくなり、急な家庭の事情による早退や遅刻にも柔軟に対応できるようになったという。

また、女性が働きやすい職場環境の整備にも注力している。事業所の設計に当たってはラボをイメージした白を基調とした内装にし、工場内の段差を低くするなど女性の体格を考慮したデザインも心掛け、清潔感のあるトイレや更衣室も整備。保育施設の設置も検討中だという。さらに制度面では、育児休業からの復職支援や、社内SNSを活用した残業時間の見える化にも取り組んでおり、ワーク・ライフ・バランスの向上を推進している。

同社の井口一世社長は、「年齢や職種にとらわれず、常に向上心を持って学習する姿勢を社員に求めている。『世界のだれもできないことをしよう、世界一になろう』をスローガンに、社員とともにものづくりを極めていきたい。」と語る。



女性が機械を操作する様子



社屋外観

事例 事例1-1-2：株式会社博進堂

「女性の活躍を推進し、新たなアイデアの創出につなげる企業」

新潟県新潟市の株式会社博進堂（従業員148名、資本金3,000万円）は、新潟や東北及び関東地方など約3,000校に対して、ストーリー性の高い学校アルバムを提供する総合印刷会社である。近年は、本業の印刷業のほかにも、企業向け研修や人材教育事業にも進出している。

企画部署の女性従業員の発案によるカレンダーがロングセラー商品となるなど、同社の商品開発においては、女性目線のアイデアが欠かせないものとなっている。他方、女性管理職が家庭と仕事を両立し活躍できる環境を整備するためには、卒業シーズンに向けた繁忙期となる2～3月の長時間労働を是正する必要があった。

そこで、同社では、「トルネード人事」と呼ばれる独自の人事制度を導入し、業務の繁閑差に合わせた柔軟な部署間異動による業務の平準化を図った。また、同制度の下、閑散期における計画的な人事異動を通じて、他部署・他の製造工程の理解度向上を図り、多能工化によるワークシェアリングを推進。併せて、設備投資による生産効率の改善などにも取り組んだ。こうした取組の結果、繁忙期の残業時間は導入前と比較して20%削減することに成功。ま

た、現在の育休取得率は男女ともに100%となり、出産・育児による退職者はほとんどいないという。なお、2016年には、県内3番目の企業として「プラチナくるみん認定」⁵を受けている。

また、同社では上記の労働環境整備に加え、女性向けのキャリアコンサルティングにも注力している。同社は、女性従業員の結婚・出産・育児とキャリア形成との両立に向け、外部専門家を招聘した研修等の機会を積極的に設けている。さらに、2017年には、新潟市によるワーク・ライフ・バランス実現に向けたコンサル派遣制度を活用し、女性従業員のみで構成される「チームBIANCA」を発足。新規プロジェクトの企画・提案や商品開発から次世代の育成まで、幅広いテーマで活動を展開しており、同チームの活動成果として、介護施設向けのアルバムといった新規事業も実際に生まれている。

同社の執行役員を務める辻慶子氏は、「アルバムのさらなる価値と可能性を探りつつ、女性従業員を含む多様な人材が活躍できる場を用意することで、様々な新しいアイデアを生み出していきたい。」と語る。



チームビアンカ



Open ART FACTORY（工場見学会）の様子

5 「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けるもの。「くるみん認定企業」のうち、より高い水準の取組を行った企業が、一定の要件を満たした場合、必要書類を添えて申請を行うことにより、優良な「子育てサポート」企業として厚生労働大臣の特定認定（プラチナくるみん認定）を受けることができる。

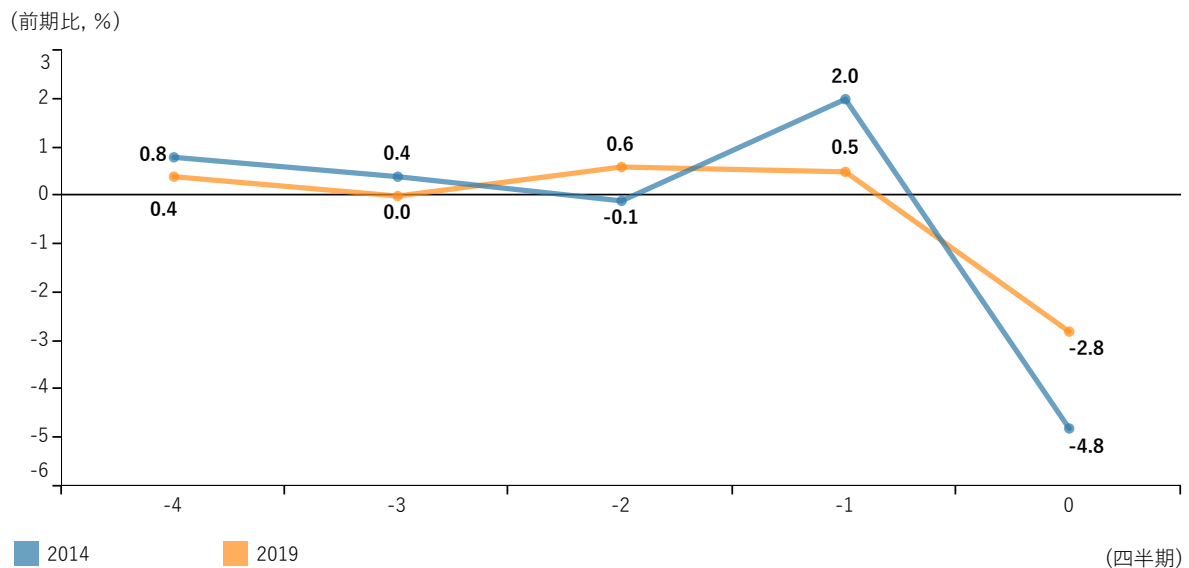
第4節 消費税率引上げの中小企業・小規模事業者への影響

2019年10月に、2014年4月以来の消費税率引上げが実施された。本節ではこの消費税率引上げによる中小企業・小規模事業者への影響について見ていく。

第1-1-49図は、GDPの個人消費について2014年と2019年の消費税率引上げ前後を比較したもの

のである。これを見ると、2019年10月の消費税率引上げに伴い、一定程度の駆け込み需要の反動減があったことが分かる。他方で、2014年4月の消費税率引上げと比べると、今回の駆け込み需要と反動減は前回ほどでなかったと見られる。

第1-1-49図 消費税率引上げ前後の個人消費（GDP）の推移



資料：内閣府「国民経済計算」

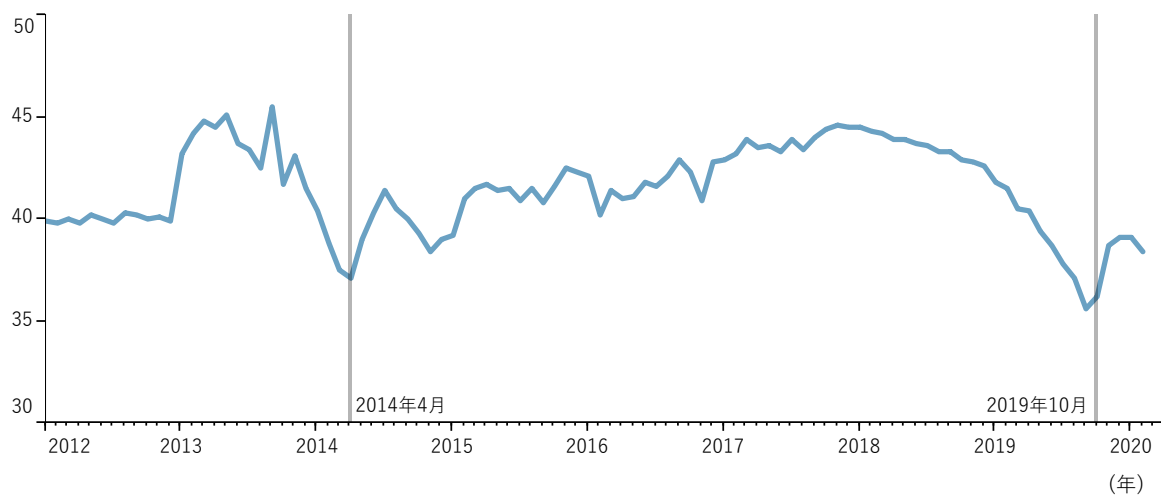
(注)1.横軸は、消費税率引上げ時点の四半期を0としている。

2.数値は、「2019年10-12月四半期別GDP速報(2次速報値)」(2020年3月9日公表)による。

第1-1-50図は、今後の暮らし向きの見通しなどについての消費者の意識を示す消費者態度指数の推移を見たものである。同図において、2019

年10月以降は上昇傾向に転じて持ち直しの動きが見られていたが、足元では新型コロナウイルス感染症の影響が反映されたことから低下した。

第1-1-50図 消費者態度指数の推移



資料：内閣府「消費動向調査」

こうした消費の動向や消費者の意識は、企業の業績にどのような影響をもたらしているだろうか。

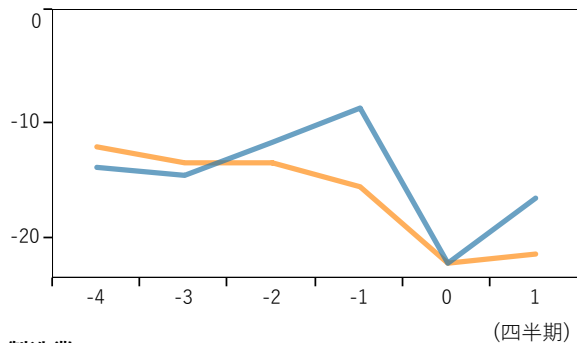
第1-1-51図は、景況調査を用いて、消費税率引上げ前後の中小企業の売上DIの推移を示した

ものである。いずれの業種においても、売上DIは消費税率引上げ時に低下しているものの、前回の2014年4月の消費税率引上げと比較すると、サービス業を除き低下幅は小さいことが分かる。

第1-1-51図 消費税率引上げ前後の売上DIの推移

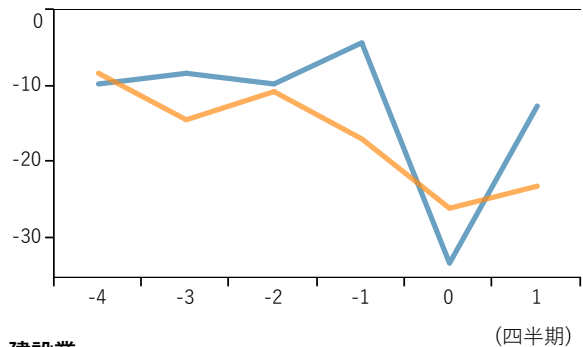
全産業

(DI, %pt)



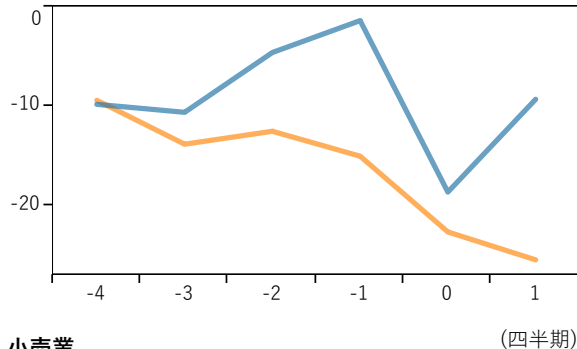
卸売業

(DI, %pt)



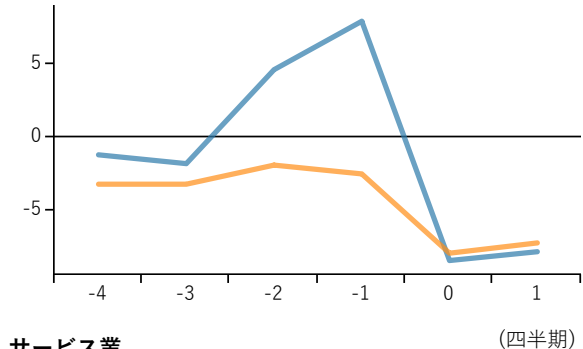
製造業

(DI, %pt)



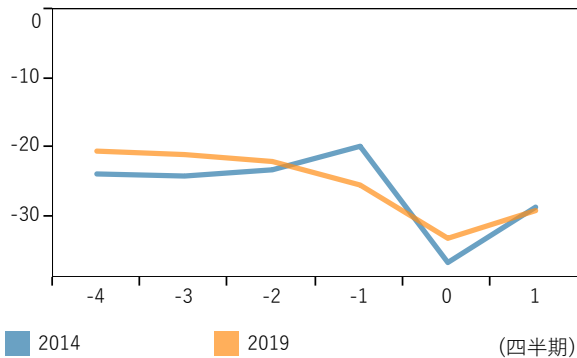
建設業

(DI, %pt)



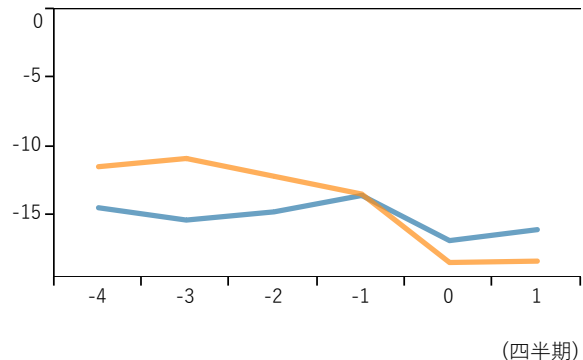
小売業

(DI, %pt)



サービス業

(DI, %pt)



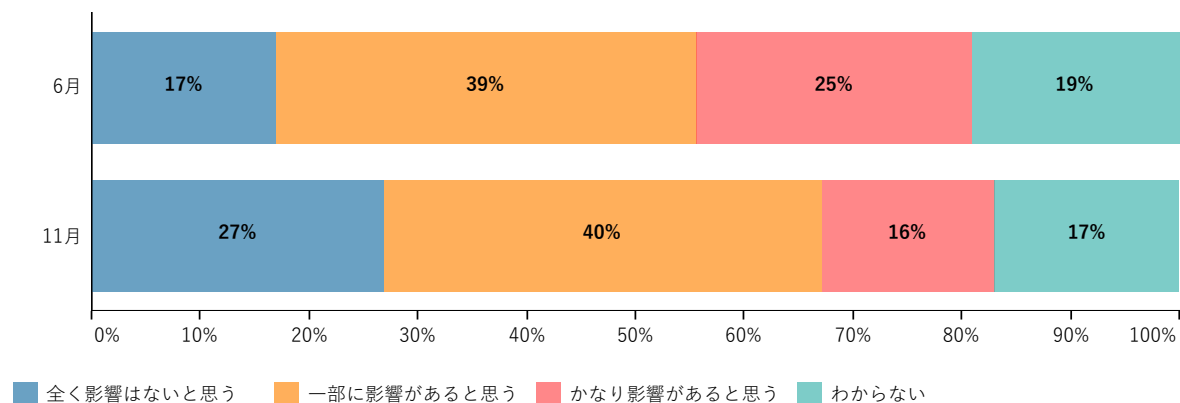
資料：中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注)横軸は、消費税率引上げ時点の四半期を0としている。

第1-1-52図は、中小企業に対して消費税率引上げによる業績への影響について尋ねたものを、消費税率引上げ前後で比較したものである。これを見ると、消費税率引上げ前の6月調査の結果と比べて、消費税率引上げ後の11月調査では、「全

く影響はないと思う」と回答した事業者が約1割増加し、反対に「かなり影響があると思う」と回答した事業者が約1割減少しており、全体として、消費税率引上げ前に想定したほど業績への影響はなかった可能性がある。

第1-1-52図 消費税率引上げによる業績への影響

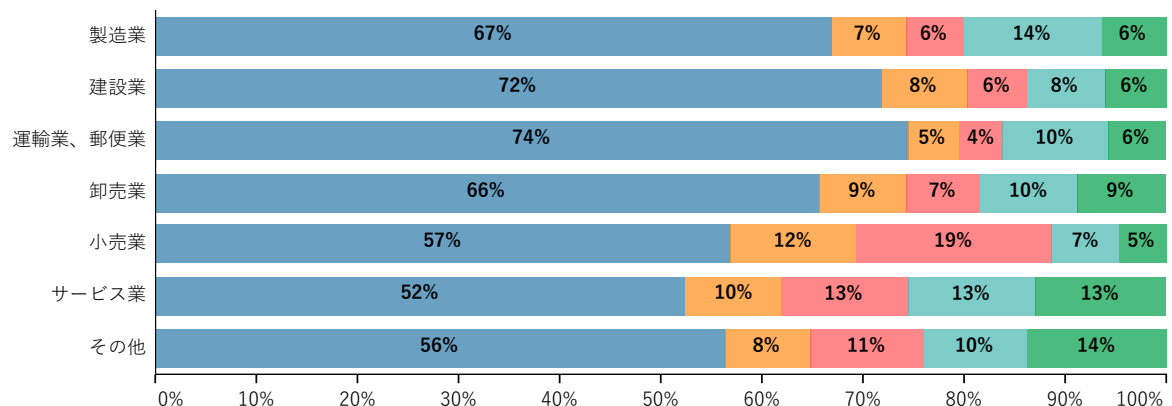


資料：中小企業庁「消費税の転嫁状況に関するモニタリング調査」

第1-1-53図は、消費税率引上げ後の価格設定の方法について、業種別に見たものである。いずれの業種においても、半数以上の事業者が「全ての商品・サービスの価格を一律2%引上げている」

と回答している。他方、小売業やサービス業では何らかの方法で価格を据え置いている事業者が4分の1程度存在することが見て取れる。

第1-1-53図 消費税率引上げ後の価格設定（業種別）



価格設定方法

- 全ての商品・サービスの価格を一律2%上げている
- 商品・サービスそれぞれで価格設定を行い、事業全体で利益を確保している
- 全ての商品・サービスを一律に転嫁できないので、一部の価格を据え置いている
- 全ての商品・サービスの価格を据え置いている
- その他

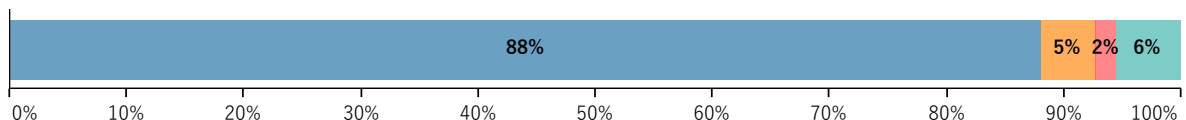
資料：中小企業庁「消費税の転嫁状況に関するモニタリング調査」

消費税は価格への転嫁を通じて、最終的には消費者が負担することが予定されている税であり、取引の中で適切に転嫁されていくことが重要である。第1-1-54図は、消費税の転嫁状況を事業者間取引と消費者向け取引について見たものである。事業者間取引については約9割、消費者向け

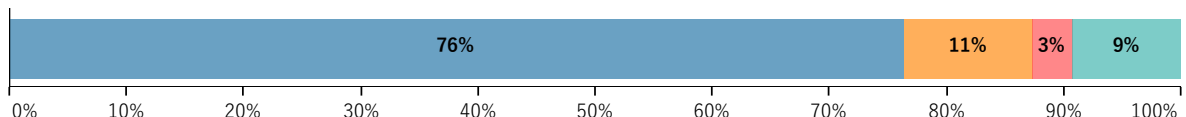
取引については約8割の事業者が「全て転嫁できている」と回答している。一方で、事業者間取引については2%、消費者向け取引については3%の事業者が「全く転嫁できていない」と回答しており、消費税を適切に転嫁できていない事業者が一定数存在している。

第1-1-54図 消費税の価格転嫁状況

①事業者間取引



②消費者向け取引



- 全て転嫁できている
- 一部転嫁できている
- 全く転嫁できていない
- その他（経営戦略上、転嫁しなかった場合など）

資料：中小企業庁「消費税の転嫁状況に関するモニタリング調査」

コラム

1-1-3

軽減税率制度の円滑な実施

2019年10月の消費税率引上げに合わせて飲食料品などを対象にした軽減税率制度が導入された。

中小企業庁では、この軽減税率制度の実施に伴い対応が必要となる中小企業・小規模事業者などに対して、軽減税率対応レジや券売機の導入や改修、受発注システム、請求書管理システムの改修などに要する経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」を措置し、事業者の準備が円滑に進むよう支援を実施した。

軽減税率制度開始に伴い、レジ導入の必要性が高い中小小売事業者数は約23万者と推計していたところ、レジメーカーへのヒアリング調査の結果によれば、軽減税率制度導入直前の9月末時点で24万台前後が導入されたものと推計されており、軽減税率対策補助金によるレジ導入コストの低減効果もあって、レジ導入の必要性が高い事業者に対する供給は十分に行われたものと評価できる。

また、事業者支援策の周知に当たっては、マスメディア等を活用した広報（新聞、テレビ、ラジオ、インターネット広告等）を実施。加えて、中小企業団体などと連携し、パンフレットの配布や説明会の開催による周知・広報、相談窓口の設置による個別相談対応や巡回指導・専門家派遣を通じたきめ細かいサポートを行い、軽減税率制度の円滑な実施に向けて取り組んだ。

こうした取組の結果、中小企業・小規模事業者においても軽減税率制度に関して目立った混乱は発生しておらず、制度の円滑な運用が行われている。

コラム1-1-3図 軽減税率制度の円滑な実施に向けた周知・広報

消費税率 軽減税率

2019年10月に軽減税率が実施されます!

軽減税率対策補助金がよくわかる

補助金制度のポイントがよくわかる!

複数税率対応レジの導入等支援
受発注システムの改修等支援
請求書管理システムの改修等支援

●消費税率の軽減税率制度はすべての事業者の方に影響があります。
●事業者の方が知っておきたい軽減税率制度のポイントや支援策を紹介します。
●事業者の方のよくある質問にお答えします。

中小企業庁

今年10月から「消費税率軽減税率制度」スタート!

あなたの店のレジは軽減税率に対応していますか?

「SUPER MARKET」領収書
2019年11月30日(土) 12:00

ルール No.1
軽減税率対象品目にチェック!

ルール No.2
税率ごとに合計金額を記載する

8%対象 ¥1,215
10%対象 ¥660
合計 ¥1,875

※印は軽減税率(8%)対象品目

あなたの店のお客様が仕入税額控除を行う場合、税率ごとに合計金額が記載されたレシートの保存が必要です

今、軽減税率対応のレジを導入すれば
レジ・システム補助金が使えます

20年度 3/4 補助

軽減税率対応のレジを導入して早く、スムーズに対応できます

軽減税率の申請はレジメーカー・販売店等による申請書提出が可能です。入札と印刷はレジメーカー・販売店等にお問い合わせください。

0120-398-111 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日)

軽減税率の問い合わせ先 <http://kzt-hojia.jp/>

申請書のダウンロード

第5節 中小企業・小規模事業者を取り巻くリスク

2019年度は、台風等の自然災害や、新型コロナウイルス感染症など、我が国の中小企業に大きな影響を与える事象が相次いで発生した。堅調に事業活動を行っていたとしても、こうした予期せぬリスクにさらされ、事業の継続が困難になるこ

とがある。本節では、不測の事態が生じた際の影響を可能な限り小さくするためには、事前の備えが重要であるとともに、リスクを新たな価値の創造につなげる企業も存在することを示す。

1 自然災害の影響

我が国は世界の中でも自然災害が多く、2019年も台風などの自然災害が立て続けに発生し、多

くの中小企業の経営に影響をもたらした（第1-1-55図）。

第1-1-55図 自然災害による中小企業の被害例（2018～2019年）

平成30年7月豪雨 （西日本豪雨） 【2018年】	西日本を中心に全国的に広範囲で記録的な大雨を記録し、各地に甚大な被害をもたらした。豪雨災害初の激甚災害（本激）。
台風第19～21号 【2018年】	近畿地方から中部地方にかけた広範囲で、交通インフラや建物、設備に大きな被害をもたらした。
北海道胆振東部地震 【2018年】	地震の影響で、道内の火力発電が緊急停止し、電力の需給バランスが崩れたため、道内全域で停電が発生。市民生活への影響とともに、産業、物流などに大きな被害をもたらした。
佐賀豪雨、台風第10号・ 第13号・第15号・第17号 【2019年】	暴風雨における災害であり、特に8月末の豪雨では佐賀県、台風15号では千葉県に大きな被害をもたらした。
台風第19～21号 【2019年】	中部地方から関東・東北地方にかけた広範囲で、交通インフラや建物、設備に大きな被害をもたらした。激甚災害（本激）に指定。

また、こうした災害にかかる各種損害保険の支払保険金額について見ると、2018年と2019年に発生した災害が過去と比較しても、規模の大きい

災害であったことが分かる（第1-1-56図、第1-1-57図）。

第1-1-56図 災害に係る各種損害保険の支払保険金（2019年）

（単位：億円）

災害名	車両保険	火災保険	新種保険	合計
台風15号	207	3,026	108	3,341
台風19号	606	3,169	184	3,959

資料：（一社）日本損害保険協会

（注）支払保険金は2019年12月9日時点（見込含む）。

第1-1-57図 過去の主な風水災害による保険金の支払い

順位	災害名	地域	年度	支払保険金（億円）			
				火災・新種	自動車	海上	合計
1	平成30年台風21号	大阪・京都・兵庫等	2018	9,363	780	535	10,678
2	平成3年台風19号	全国	1991	5,225	269	185	5,680
3	平成16年台風18号	全国	2004	3,564	259	51	3,874
4	平成26年2月雪害	関東中心	2014	2,984	241	－	3,224
5	平成11年台風18号	熊本・山口・福岡等	1999	2,847	212	88	3,147
6	平成30年台風24号	東京・神奈川・静岡等	2018	2,946	115	－	3,061
7	平成30年7月豪雨	岡山・広島・愛媛等	2018	1,673	283	－	1,956
8	平成27年台風15号	全国	2015	1,561	81	－	1,642
9	平成10年台風7号	近畿中心	1998	1,514	61	24	1,599
10	平成16年台風23号	西日本	2004	1,112	179	89	1,380

資料：（一社）日本損害保険協会

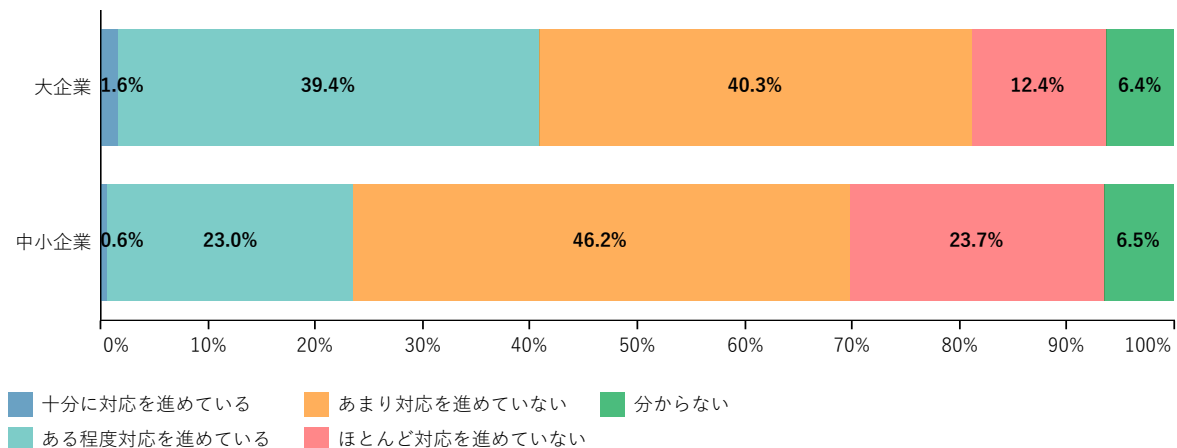
（注）支払保険金は2019年3月末時点（見込含む）。

では、こうした頻発する自然災害に対する企業の対応状況はどうだろうか。第1-1-58図は、企業規模別に自然災害に対する経営上のリスクへの対応状況を示したものである。これを見ると、「十分に対応を進めている」、「ある程度対応を進めている」と回答した割合は、大企業が約4割であるのに対して、中小企業は約2割となっており、

大企業と比べて中小企業の自然災害へのリスク対応が進んでいない状況が分かる。

また、大企業、中小企業共に半数以上が「あまり対応を進めていない」、「ほとんど対応を進めていない」と回答しており、企業規模にかかわらず自然災害のリスクに対する取組は十分に進んでいないことが見て取れる。

第1-1-58図 自然災害に対する企業の対応状況



資料：(株)帝国データバンク「自然災害に対する企業の対応状況調査」

2 新型コロナウイルス感染症の影響

自然災害以外に、そのリスクが実際に影響となって表れたのが新型コロナウイルス感染症の発生である⁶。

新型コロナウイルス感染症は、2019年12月に確認されて以降、感染が国際的に広がりを見せ、世界保健機関（WHO）が2020年1月30日に「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言するに至った。また、我が国でも2月25日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定し、講じていくべき対策などをとりまとめた。

新型コロナウイルスの感染拡大により、国民生

活は当然のこと、企業活動への影響も発生している。経済協力開発機構（OECD）は、2020年の実質GDP伸び率について、2019年11月時点では2.9%（世界）、0.6%（日本）と予測していたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を踏まえ、2020年3月に2.4%（世界）、0.2%（日本）に下方修正した^{7,8}。また、2020年3月の内閣府の月例経済報告では、基調判断について「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、足元で大幅に下押しされており、厳しい状況にある。」と、述べられている。

6 本節の内容は、2020年4月1日時点での情報を基にしている。

7 OECD Economic Outlook, Interim Report March 2020

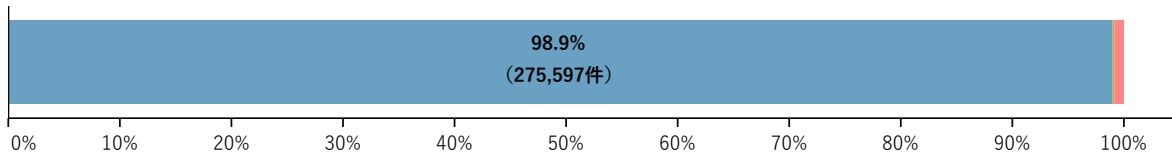
8 また、国際通貨基金（IMF）のクリスタリナ・ゲオルギエバ専務理事は、新型コロナウイルス非常事態に関するG20財務相・中央銀行総裁電話会議を受けて、2020年の世界経済はマイナス成長となり、少なくとも世界金融危機と同じくらいか、それよりも悪いリセッション（景気後退）となる見通しであるとの声明を出している。（IMFプレスリリースNo.20/98）

第1-1-59図は、政府系金融機関や商工団体など⁹に設置した「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」¹⁰の利用状況を示したものである（3月31日時点）。これを見ると、寄せられている相

談はほぼ全て資金繰り関連であり、「飲食業（28.5%）」、「製造業（21.5%）」、「卸売業（17.9%）」、「小売業（17.8%）」、「宿泊業（6.9%）」の事業者からの相談が多いことが分かる。

第1-1-59図 「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」の利用状況

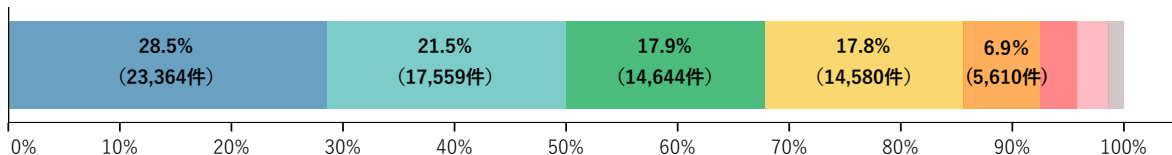
①相談内容の内訳



相談内容

■ 資金繰り関係 ■ 従業員関係 ■ 風評被害関係 ■ その他

②利用件数に占める各業種の割合



業種

■ 飲食業 ■ 製造業 ■ 卸売業 ■ 小売業 ■ 宿泊業 ■ 貨物運輸業 ■ 旅客運輸業 ■ 娯楽業

資料：中小企業庁

(注)1.2020年3月31日時点の実績値である。

2.②について、利用件数（n）は、n=81,856。業種が「その他・不明」であるもの（n=196,817）は除いて集計している。

9 （株）日本政策金融公庫、（株）商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、（独）中小企業基盤整備機構及び各地方経済産業局等に相談窓口が設置されている。

10 全国で1,050か所の窓口が設置されている。

第1-1-60図は、相談件数の多い各業種について、中小企業数と中小企業の付加価値額を見たものである。特に、「宿泊業、飲食サービス業」で

は付加価値額に占める中小企業の構成比が相対的に大きく、中小企業の数も多いことが分かる。

第1-1-60図 業種別に見た、中小企業数と中小企業の付加価値額

業種	中小企業数（者）	中小企業の付加価値額（兆円）
全産業	3,578,176	135.1（52.9%）
製造業	380,517	32.6（47.5%）
卸売業	207,986	15.8（59.9%）
小売業	623,072	14.4（54.1%）
宿泊業、飲食サービス業	509,698	6.6（69.5%）

資料：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス・活動調査」再編加工

(注)1.企業の規模区分については、中小企業基本法による。

2.会社以外の法人及び農林漁業は含まれていない。

3.括弧内のパーセンテージは、全体に占める中小企業の構成比を示している。

新型コロナウイルス感染拡大による操業停止や休業によって売上げが計上できない場合、給与などの固定費は現預金などの手元資産から拠出せざるを得ない。

費と流動性の高い手元資産の比率を見たものであるが、特に「宿泊業」や「飲食サービス業」でこの比率が低くなっていることから、こうした業種で資金繰り難が深刻化する可能性が示唆される。

第1-1-61図は、業種別、規模別に企業の固定

第1-1-61図 業種別・規模別に見た、固定費と流動性の高い手元資産の比率（2018年）

業種	全規模	資本金 1千万円未満	資本金 1千万円以上 2千万円未満	資本金 2千万円以上 5千万円未満	資本金 5千万円以上 1億円未満	資本金 1億円以上 10億円未満	資本金 10億円以上
全産業（除く金融保険業）	1.83	0.97	1.54	1.77	1.76	1.95	2.47
製造業	2.22	1.02	1.48	2.24	1.94	2.19	2.66
卸売業	3.96	1.54	2.86	3.31	3.29	4.64	6.74
小売業	1.10	1.07	1.21	1.33	1.42	1.12	0.64
宿泊業	0.55	0.24	0.52	0.73	0.73	0.54	0.48
飲食サービス業	0.45	0.47	0.26	0.81	0.43	0.33	0.48

資料：財務省「法人企業統計調査年報」

(注)流動性の高い手元資産（現金・預金＋受取手形＋売掛金）÷年間固定費（役員給与・賞与＋従業員給与・賞与＋福利厚生費＋支払利息など＋動産・不動産賃借料＋租税公課）。流動性の高い手元資産が年間で生じる固定費の何年分に相当するかを見たもの。

以降では、我が国経済への主な影響について見ていく。

①貿易の縮小に伴う影響

第1-1-62図は、海外事業活動基本調査を基に、

日本企業の海外子会社数を規模別、地域別に見たものである。これを見ると、大企業、中小企業共に中国に海外子会社を持つ企業が多いことが分かる。

第1-1-62図 規模別・地域別に見た、日本企業の海外子会社数（上位5か国）

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	全体
中小企業	中国 2,858社 (32.2%)	タイ 958社 (10.8%)	米国 919社 (10.3%)	香港 553社 (6.2%)	ベトナム 440社 (5.0%)	8,887社 (100.0%)
大企業	中国 3,434社 (21.3%)	米国 2,068社 (12.8%)	タイ 1,262社 (7.8%)	シンガポール 769社 (4.8%)	インドネシア 719社 (4.5%)	16,116社 (100.0%)

資料：経済産業省「平成30年海外事業活動基本調査」再編加工

(注)1.ここでの「海外子会社」とは、子会社と孫会社を総称したものをいう。

2.「操業中」の企業を対象に集計している。

3.ここでの企業の規模は本社の規模を指しており、ここでの「中小企業」は中小企業基本法上の中小企業をいう。

4.括弧内のパーセンテージは、各地域の海外子会社数が全体に占める構成比を示している。

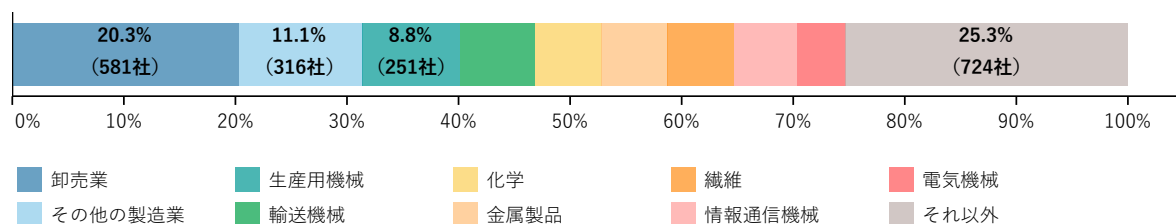
5.本社の業種が農林漁業である海外子会社は含まれていない。

第1-1-63図は、中小企業が中国に持つ海外子会社（以下、「中国子会社」という。）の数を業種別に見たものである。これを見ると、中小企業においては、「卸売業（20.3%）」、「その他の製造業¹¹（11.1%）」、「生産用機械（8.8%）」、「輸送機

械（6.6%）」、「化学（6.0%）」、「金属製品（5.9%）」の中国子会社が多いことが分かる。

なお、中国で新型コロナウイルスの感染者が最も多く出ている湖北省における中小企業の中国子会社数¹²は、「輸送機械」が最も多くなっている。

第1-1-63図 業種別に見た、中小企業の中国子会社数



資料：経済産業省「平成30年海外事業活動基本調査」再編加工

(注)1.ここでの中小企業とは、本社が中小企業基本法上の中小企業であることを指す。

2.集計の対象とした海外子会社は「操業中」の企業である。

3.本社の業種が農林漁業である海外子会社は含まれていない。

4.中小企業の中国子会社数（n）は、n=2,858。

11 「その他の製造業」には、家具・装備品製造業、印刷・同関連業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし皮・総製品・毛皮製造業、その他の製造業が含まれる。

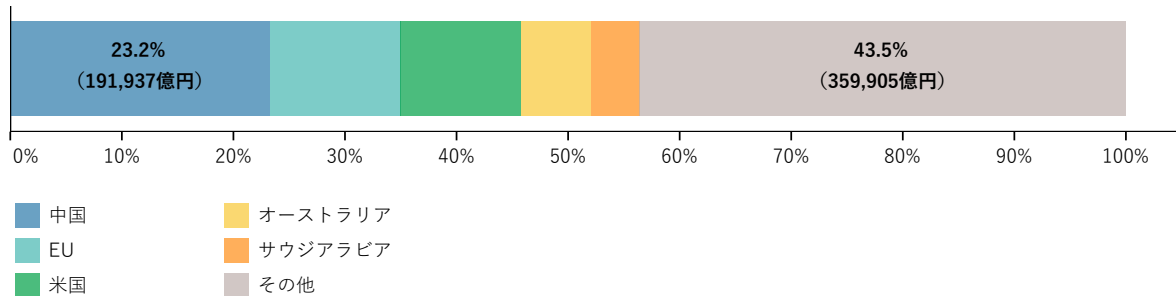
12 湖北省における中小企業の現地法人数は、輸送機械5社、卸売業4社、繊維3社を含む、合計18社である。

第1-1-64図は、国・地域別に見た、日本の輸入額・輸出額に占める割合を示したものである。

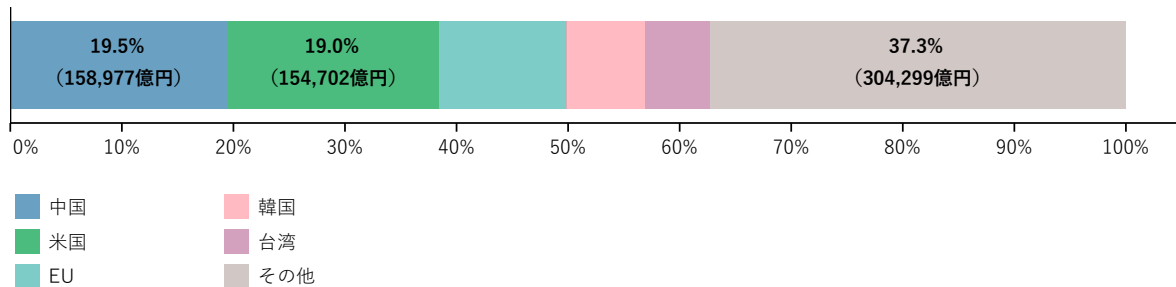
これを見ると、輸入・輸出共に、中国、米国、EUが大きな割合を占めていることが分かる。

第1-1-64図 国・地域別に見た、日本の輸入額・輸出額に占める割合（2018年）

①輸入額



②輸出額

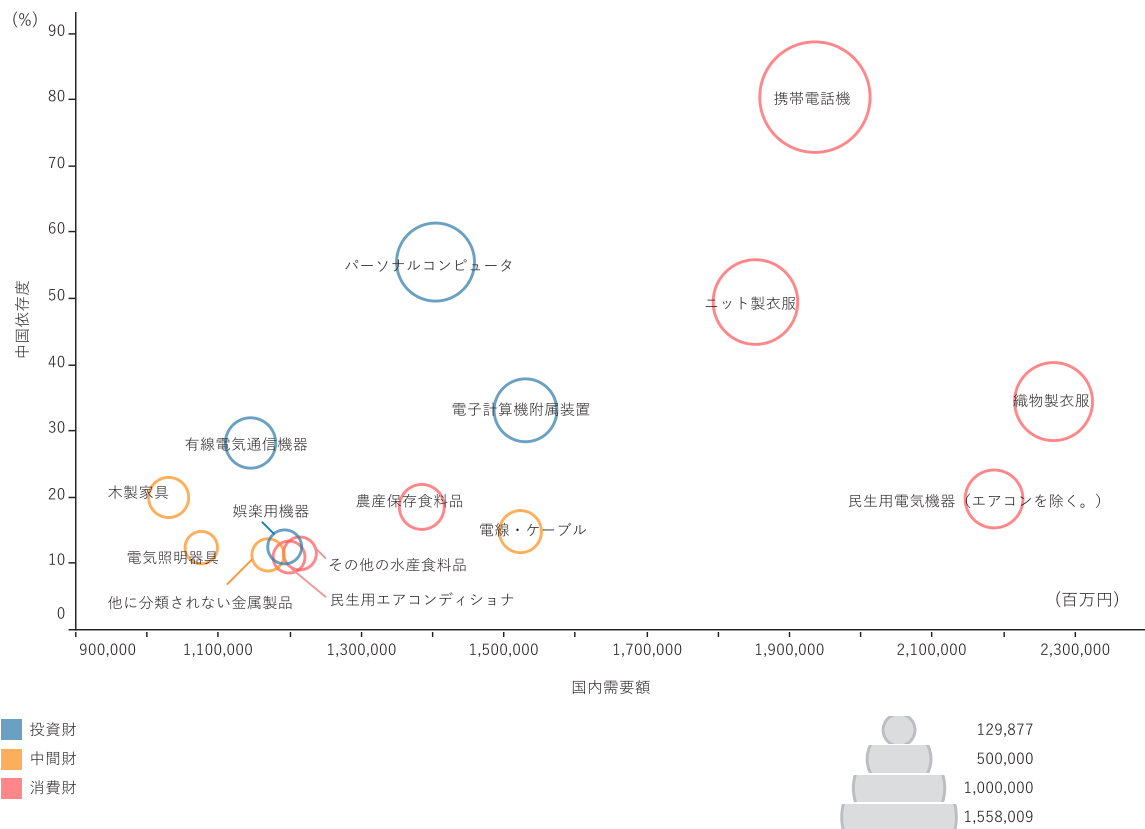


資料：財務省「貿易統計」

第1-1-65図は、国内需要のうち中国依存度が高い製品を見たものである。これを見ると、主に家計が購入する消費財では、「携帯電話機」、「ニット製衣服」、「織物製衣服」、「民生用電気機器（エアコンを除く。）」は中国依存度と国内需要が共に大きく、中国からの輸入減少の影響も大きいこと

が分かる。また、企業が用いる中間財については、「電線・ケーブル」、投資財については、「パーソナルコンピュータ」、「電子計算機附属装置」の中国依存度と国内需要が共に大きいことが分かる。

第1-1-65図 国内需要の中国依存度が高い製品



資料：経済産業省「平成28年延長産業連関表」

(注)1.「中国依存度」は国内需要額に占める中国からの輸入額の割合を表す。

2.円の大きさは中国からの輸入額を表す。

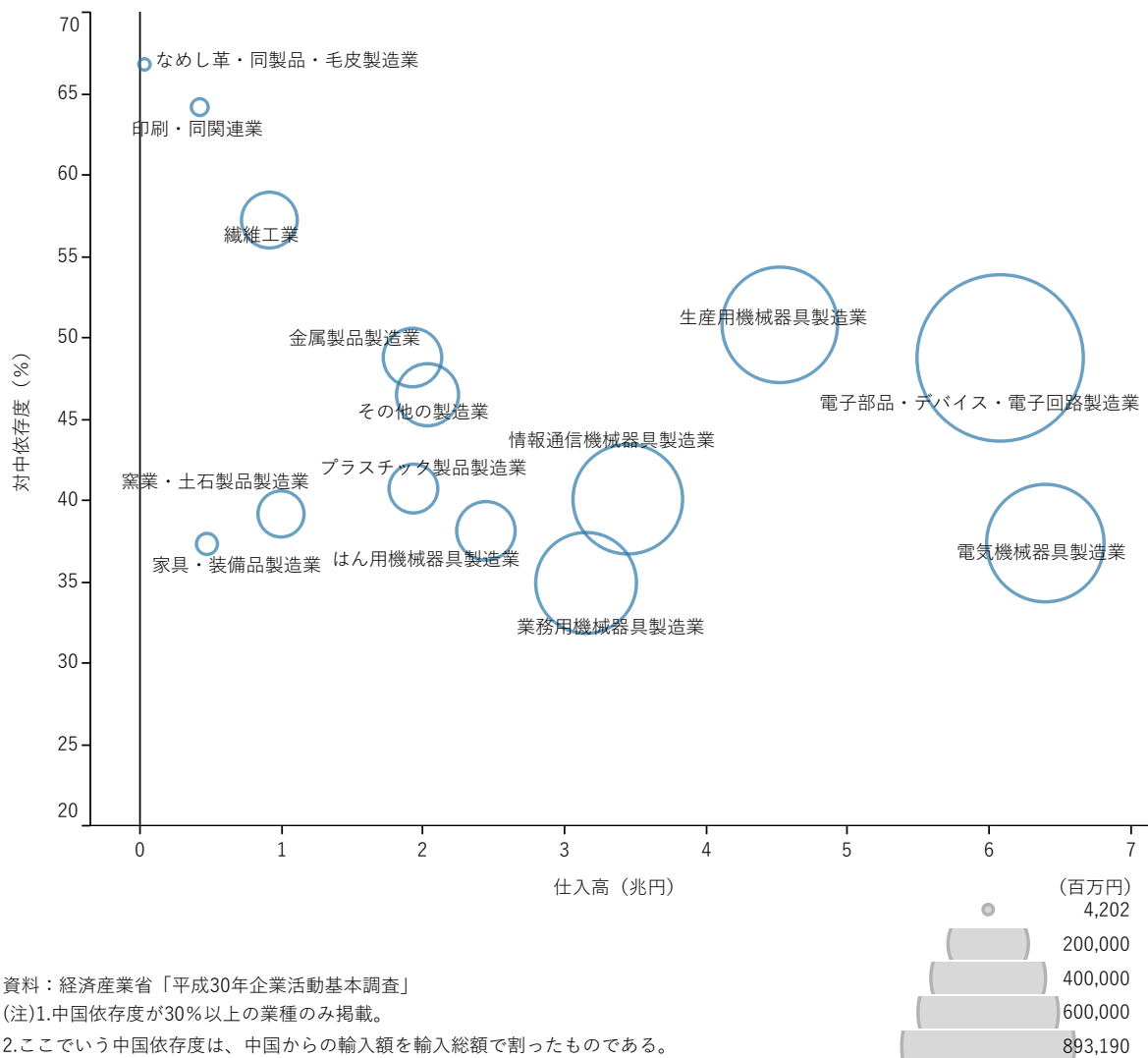
3.中国依存度10%以上かつ国内需要額1兆円以上のものについて表示している。

4.国内需要額に占める割合について、家計消費支出が大きい項目を「消費財」、国内総固定資本形成(民間)が大きい項目を「投資財」、内生部門が大きい項目を「中間財」とした。

第1-1-66図は、仕入高の中国依存度が高い業種を見たものである。これを見ると、「電気機械器具製造業」や「電子部品・デバイス・電子回路製造業」、「生産用機械器具製造業」、「情報通信機

械器具製造業」などで中国依存度と仕入額が共に大きくなっており、こうした業種では中国からの輸入が減少すると生産活動に大きな影響が及ぶことが分かる。

第1-1-66図 仕入高の中国依存度が高い業種



第1-1-67図は、我が国における足元の輸入額を上位5か国について見たものである。これを見ると、中国からの輸入額が前年同月比で大幅に減少していることが分かる。

第1-1-67図 国・地域別に見た、我が国における足元の輸入額の変化率

国名	2019年2月の 輸入額(億円)	2020年2月の 輸入額(億円)	増加率(%)
総額	60,567	52,125	▲13.9
中国	12,726	6,734	▲47.1
米国	6,836	6,431	▲5.9
オーストラリア	3,929	3,245	▲17.4
韓国	2,586	2,625	1.5
アラブ首長国連邦	2,005	2,456	22.5

資料：財務省「貿易統計」

(注)2020年2月の輸入額が大きい上位5か国について見たものである。

第1-1-68図は、中国からの足元の輸入額を輸入品目別に見たものである。これを見ると、「電気機器」や「一般機械」、「衣類及び同附属品」などが輸入の減少に大きく寄与していることが分かる。

第1-1-68図 品目別に見た、中国からの足元の輸入額

品目	2019年2月の 輸入額 (億円)	2020年2月の 輸入額 (億円)	増減率(%)	シェア (2019年2 月時点、%)	寄与度 (%)
総額	12,725	6,734	▲47.1	100.0	▲47.1
電気機器	3,686	2,114	▲42.6	29.0	▲12.4
一般機械	2,474	1,371	▲44.6	19.4	▲8.7
衣類及び同附属品	1,229	422	▲65.7	9.7	▲6.3
その他の雑製品	666	326	▲51.0	5.2	▲2.7
元素及び化合物	447	229	▲48.8	3.5	▲1.7

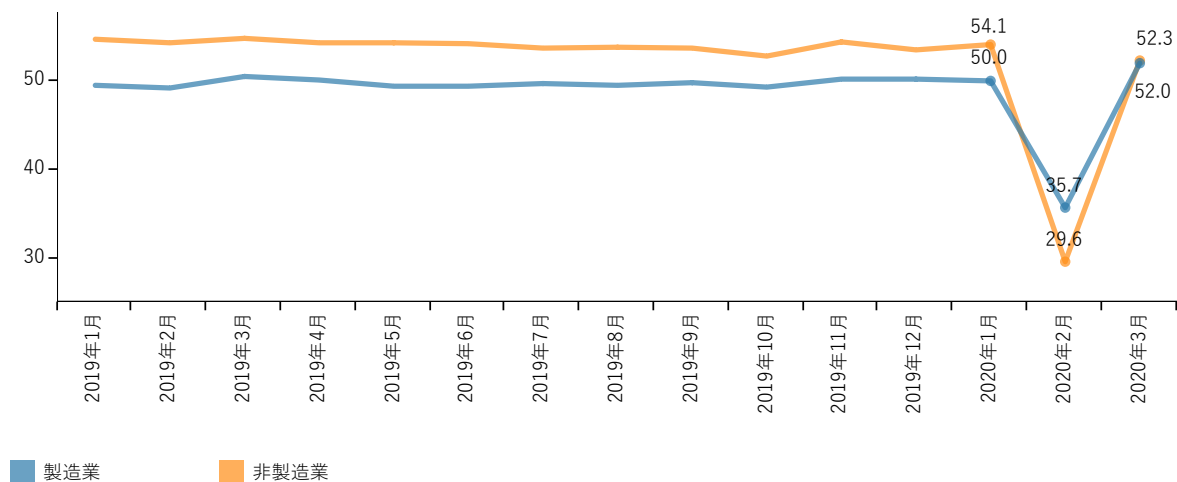
資料：財務省「貿易統計」

(注)マイナス寄与度が大きい上位5品目について見たものである。

第1-1-69図は、中国の足元のPMIを製造業と非製造業について見たものである。これを見ると、新型コロナウイルスの感染が拡大した2020

年2月に大きく低下した後、3月には概ね1月の水準まで急回復していることが分かる。

第1-1-69図 中国の足元の購買担当者景気指数（PMI）



資料：中国国家统计局「購買担当者景気指数（PMI）」

(注)PMIとは、企業の購買担当者を対象とした景況感についてアンケート調査結果を指数化したもので、50を超える状態が継続すると景気拡大、50を下回る状態が継続すると景気減速を示す。

第1-1-70図は、鉱工業生産指数を基に、国内の鉱工業の生産動向を見たものである。これを見ると、2020年2月速報は生産全体で前月比0.4%の上昇である。生産を大きく動かした業種を見ると、「電子部品・デバイス工業」、「無機・有機化

学工業」、「鉄鋼・非鉄金属工業」が上昇に大きく寄与する一方で、「自動車工業」、「輸送機械工業」、「生産用機械工業」などが大きく低下する方向に寄与していることが分かる。

第1-1-70図 足元の鉱工業生産指数

①2020年2月時点の鉱工業指数の状況

	生産	出荷	在庫
2020年2月 (季節調整済み指数)	100.2	99.8	103.8
前月比	0.4%	2.6%	-2.0%

②鉱工業生産指数を大きく動かした業種

	業種	前月比	寄与率
上昇方向へ引っ張った3業種	電子部品・デバイス工業	10.7%	159.7%
	無機・有機化学工業	6.0%	66.7%
	鉄鋼・非鉄金属工業	3.2%	46.9%
低下方向へ引っ張った3業種	自動車工業	-2.4%	-96.5%
	輸送機械工業（除、自動車工業）	-11.5%	-82.5%
	生産用機械工業	-2.2%	-42.5%

資料：経済産業省「鉱工業生産指数」

(注)ここでいう「寄与率」とは、生産全体の変動に対して、各業種が影響を及ぼした度合いをいう。全116業種の寄与率を足すと、当月が上昇なら100%、低下なら-100%になる。

新型コロナウイルスの感染拡大による生産への影響について、2020年2月は、中国からの部品調達の停滞による影響が大きかったが、我が国の主

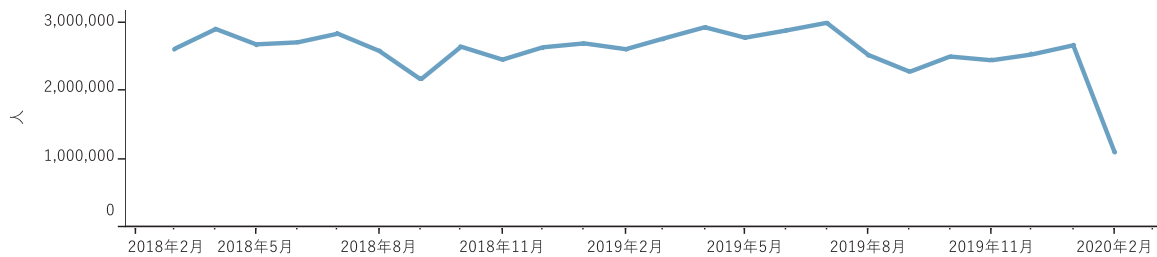
要な輸出先（第1-1-64図②）である欧米での感染拡大を受け、今後は輸出の減少による影響も大きくなっていく可能性もある。

②インバウンドの減少を始めとする国内消費の減退

第1-1-71図は、(独)国際観光振興機構の訪日外客統計を基に、訪日外客数について国・地域別に見たものである。これを見ると、2020年2月の

訪日外客数(推計値)は108.5万人で、前年同月に比べて58.3%減少していることが分かる。また、国・地域別に見ると、中国で▲87.9%、韓国で▲79.9%と特に減少幅が大きいことが分かる。

第1-1-71図 国・地域別に見た、訪日外客数の推移



	全体	中国	韓国	台湾	香港	タイ
2019年2月	260.4万人	72.4万人	71.6万人	40.0万人	17.9万人	10.8万人
2020年2月	108.5万人	8.7万人	14.4万人	22.0万人	11.6万人	9.8万人
伸率	▲58.3%	▲87.9%	▲79.9%	▲44.9%	▲35.5%	▲9.1%

資料：(独)国際観光振興機構「訪日外客統計」

(注)1.訪日外客とは、国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。

2.訪日外客数(2020年2月)は、(独)国際観光振興機構が独自に算出した推計値である。

3.2019年2月の訪日外客数が多い上位5か国について見たものである。

4.伸率は、2020年2月と2019年2月の訪日外客数を比較したものである。

第1-1-72図は、2019年の訪日外国人の宿泊先都道府県について見たものである。これを見ると、東京都や大阪府、北海道などで訪日外国人の

宿泊者数が多いことが分かり、訪日外客数の減少の影響を大きく受けることが予想される。

第1-1-72図 国籍・出身地別に見た、訪日外国人の宿泊先都道府県（2019年）

	延べ宿泊者数	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
全体	9,071万人	東京都 26.4%	大阪府 16.2%	北海道 8.7%	京都府 7.0%	沖縄県 5.4%
中国	2,689万人	東京都 22.3%	大阪府 21.8%	北海道 8.0%	千葉県 6.6%	京都府 6.4%
台湾	1,237万人	東京都 15.0%	沖縄県 12.7%	大阪府 11.7%	北海道 11.3%	京都府 4.9%
韓国	895万人	大阪府 18.8%	東京都 16.9%	北海道 12.5%	福岡県 12.3%	沖縄県 9.7%
香港	640万人	大阪府 18.2%	東京都 17.7%	北海道 11.1%	沖縄県 8.4%	福岡県 5.9%
米国	638万人	東京都 45.9%	京都府 11.6%	大阪府 8.3%	神奈川県 6.2%	千葉県 5.3%

資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」

(注)1.従業者10人以上の施設に対する調査から作成。

2.2019年の延べ宿泊者数の多い国籍・出身地上位5か国について見たものである。

3.数値は2019年1～12月の速報値。

第1-1-73図は、(一社)日本百貨店協会の「全国百貨店売上高概況」を基に、地区別の百貨店売上高について見たものである。これを見ると、2020年2月の全国の百貨店売上高は前年同月に比

べて12.2%減少しており、地区別に見ると、札幌(▲25.8%)や大阪(▲21.0%)で特に減少幅が大きくなっていることが分かる。

第1-1-73図 地区別百貨店売上高(2020年2月)

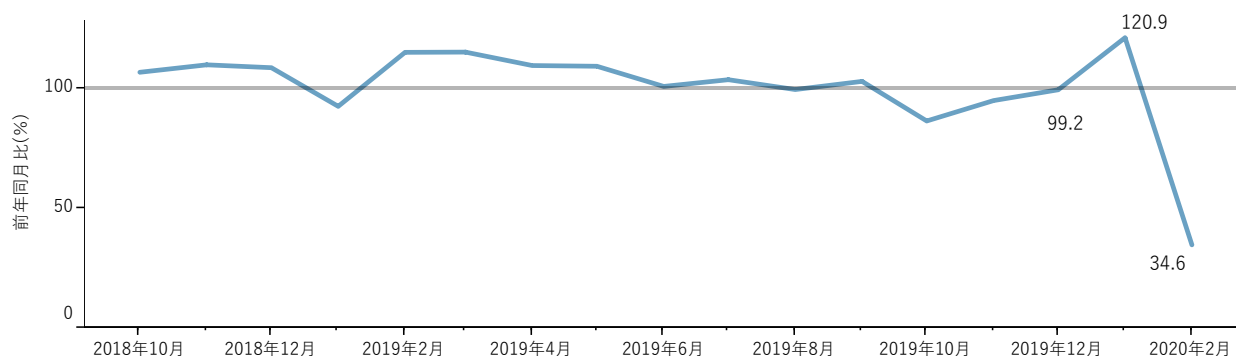
地区	売上高(百万円)	構成比	対前年増減率
10都市	256,732	70.1%	▲15.6%
札幌	9,332	2.5%	▲25.8%
仙台	5,260	1.4%	0.2%
東京	101,551	27.7%	▲12.8%
横浜	22,726	6.2%	▲7.2%
名古屋	24,217	6.6%	▲11.4%
京都	14,168	3.9%	▲18.4%
大阪	49,873	13.6%	▲21.0%
神戸	9,099	2.5%	▲14.4%
広島	7,398	2.0%	▲11.3%
福岡	13,107	3.6%	▲13.8%
10都市以外	109,396	29.9%	▲6.0%
全国	366,127	100.0%	▲12.2%

資料:(一社)日本百貨店協会「全国百貨店売上高概況」

第1-1-74図は、百貨店の免税総売上高の推移について見たものである。これを見ると、2020

年2月の売上高は前年同月の34.6%と大幅に減少していることが分かる。

第1-1-74図 百貨店免税総売上高の推移(前年同月比)

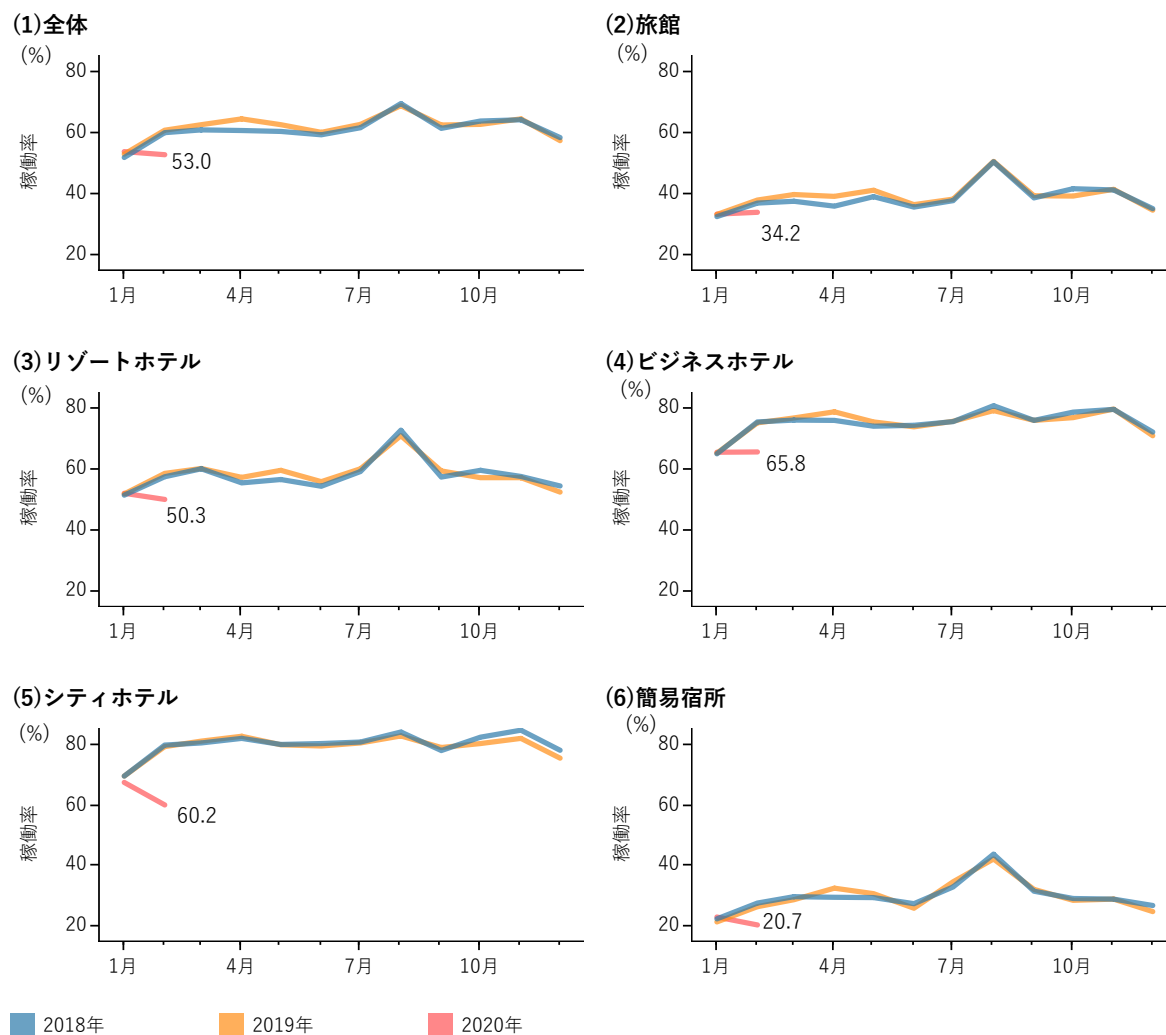


資料:(一社)日本百貨店協会「2020年2月免税売上高・来店動向【速報】」

第1-1-75図は、宿泊旅行統計調査を基に、宿泊施設別に、客室稼働率の推移を見たものである。これを見ると、2020年2月は、いずれの宿泊

施設においても、前年同月及び前々年同月に比べて、低い水準になっていることが分かる。

第1-1-75図 宿泊施設別に見た、客室稼働率の月次推移



資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」
(注)2020年2月の数値は第1次速報値。

第1-1-76図は、(一社)日本フードサービス協会が2月後半以降の新型コロナウイルスの売り上げへの影響(概況)についてまとめたものであ

る。大幅な落ち込みを報告する店舗も多いことが分かる。

第1-1-76図 外食産業における新型コロナウイルス発生以降の売り上げについて

2月後半以降の概況

2月後半から大幅な落ち込みが始まり、2月末から極めて深刻な状況。

3月に入り、直近の時点では、居酒屋、ディナーレストラン、ファミリーレストランなど売り上げが5割以上落ち込むチェーンもあり、休業・営業時間短縮を余儀なくされている店舗も多い。

地域的には、特に北海道が厳しく、来客数・売り上げの大幅減少(事業縮小・休業店舗多数続出)：全店舗の3分の2が休業に追い込まれるなど、札幌市内の売り上げが7割減少というチェーンも出ている。

インバウンド需要の減少：2月に入り、中国人観光客(全外国人観光客の3割を占める)のインバウンド需要がなくなり、外食店舗は売り上げが大きく落ち込んでいる。

ショッピングセンター等の商業施設での来店者数の減少：フードコートを含むテナント店の売り上げが大きく減少している。

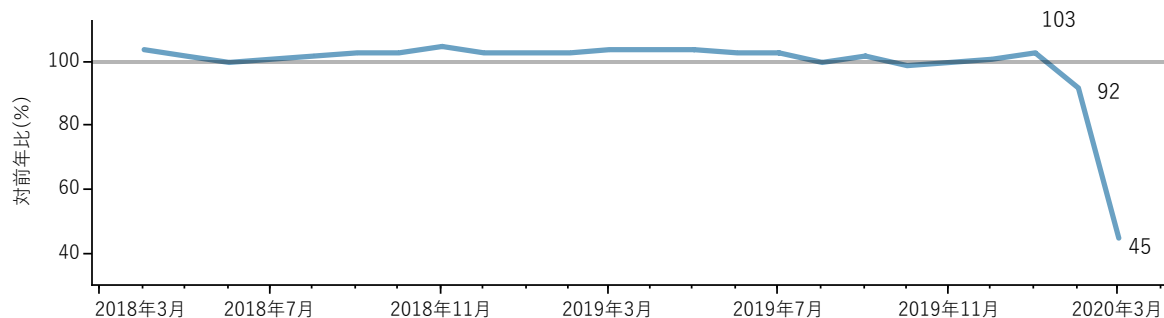
3～4月の宴会需要の大幅な落ち込み：3～4月は、例年なら歓送迎会シーズンだが、キャンセルが相次ぎ、予約が入らない状況にある。

資料：(一社)日本フードサービス協会「外食産業市場動向調査 2020(令和2)年2月度結果報告」別紙

第1-1-77図は、東海旅客鉄道（株）の調査を基に、新幹線の月次利用状況を見たものである。これを見ると、2020年3月1日～25日の輸送量は

対前年比45%と大きく減少していることが分かる。

第1-1-77図 新幹線輸送量の推移（対前年比）



資料：東海旅客鉄道（株）「月次利用状況」

(注)1.特定の駅間(のぞみ、ひかり:小田原～静岡、こだま:新横浜～小田原)における月累計断面輸送量の対前年比。

2.2020年3月は3月1日～25日分のみの集計。

第1-1-78図は、国土交通省が宿泊・旅行・貸切バス・航空産業の2020年3月・4月の見通しを調査した結果をまとめたものである。これを見る

と、各産業ともに、大幅な業績の悪化が懸念されていることが分かる。

第1-1-78図 宿泊・旅行・貸切バス・航空産業の2020年3月・4月の見通し

	宿泊 (予約)	旅行 (予約人員)	貸切バス (旅客運輸収入)	航空 (輸送人員)
2020年3月	▲30～90%	▲74%	▲79%	国際線▲60% 国内線▲45%
2020年4月		▲68%	▲64%	国際線▲46% 国内線▲45%

資料：国土交通省ホームページ(2020年3月24日大臣会見要旨)より中小企業庁作成

(注)3月17日までに宿泊業者、旅行業者(中小企業のみ)、貸切バス業者、航空業者に対して聞き取り調査を実施したもの。

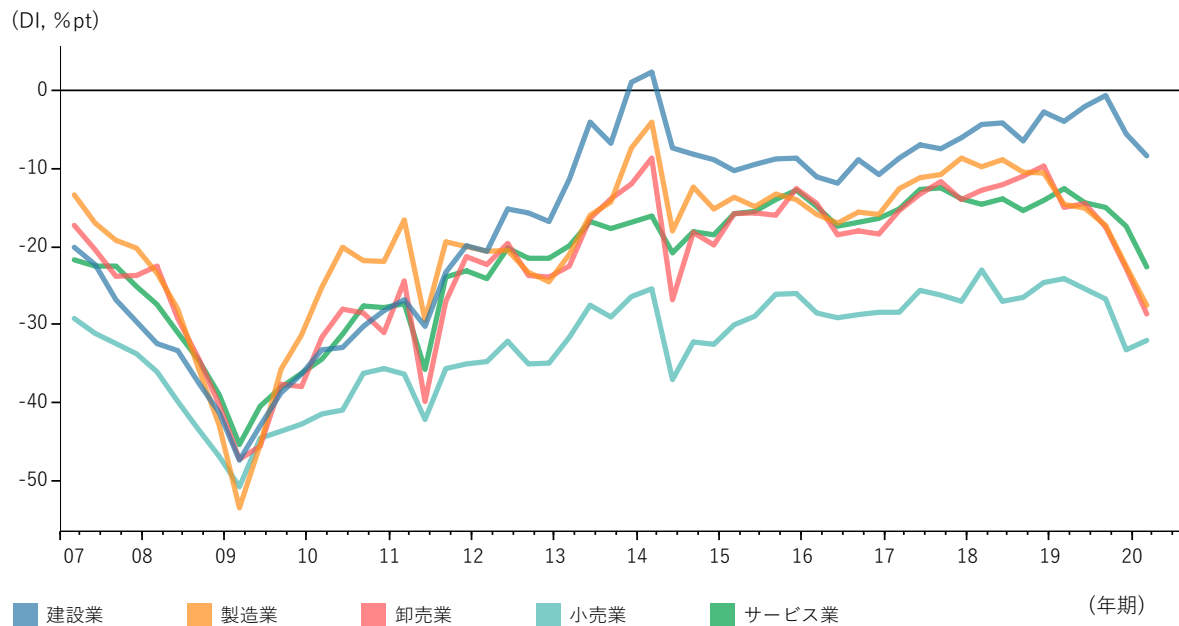
インバウンド関連を含む、国内消費の動向については、今後も注視していく必要がある。

③ 中小企業・小規模事業者の企業活動への影響

第1-1-6図（再掲）は、中小企業庁・（独）中

小基盤整備機構「中小企業景況調査」（以下、「景況調査」という。）における業況判断DIの推移を産業別に見たものである。足元の2020年1-3月期は小売業を除いて低下している。

第1-1-6図 業種別業況判断DIの推移

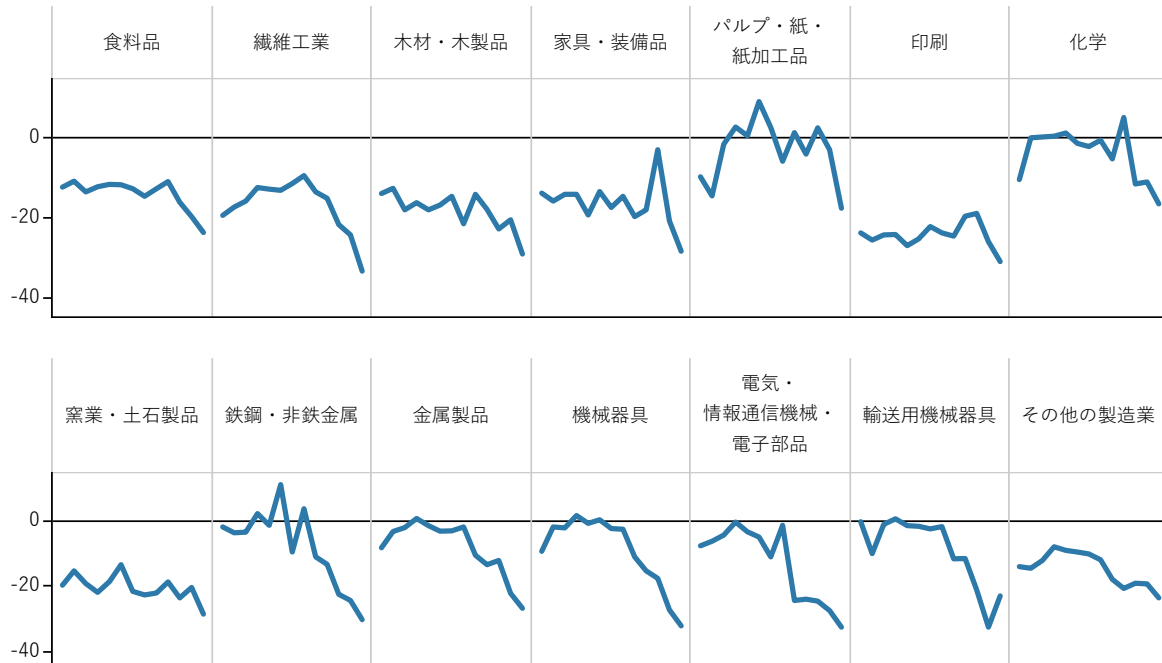


資料：中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

（注）景況調査の業況判断DIは、前期に比べて、業況が「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。

第1-1-79図は、製造業について、業況判断DIの推移を業種別に見たものである。足元の2020年1-3月期は「パルプ・紙・紙加工品」で特に大きく低下している。

第1-1-79図 業況判断DIの推移（製造業）



資料：中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

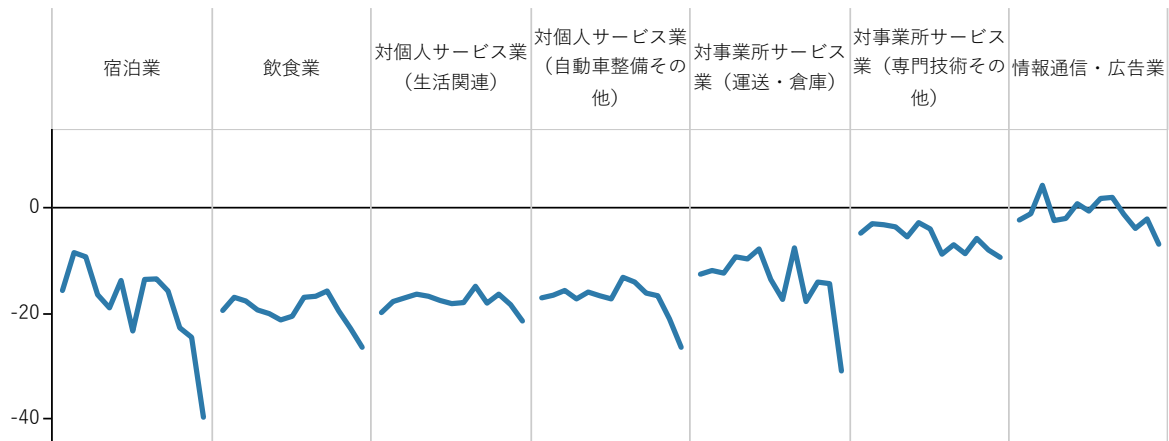
(注)1.景況調査の業況判断DIは、前期に比べて、景況が「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。

2.2017年1-3月期から2019年1-3月期までの推移を表示している。

第1-1-80図は、サービス業について、業況判断DIの推移を業種別に見たものである。足元の

2020年1-3月期は「対事業所サービス業（運送・倉庫）」、「宿泊業」で特に大きく低下している。

第1-1-80図 業況判断DIの推移（サービス業）



資料：中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注)1.景況調査の業況判断DIは、前期に比べて、景況が「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。

2.2017年1-3月期から2019年1-3月期までの推移を表示している。

3.「対個人サービス業(生活関連)」は、不動産業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業等の7業種。「対個人サービス業(自動車整備その他)」は、自動車整備業、機械等修理業。「対事業所サービス業(運送・倉庫)」は、道路旅客運送業、道路貨物運送業、倉庫業等の5業種。「対事業所サービス業(専門技術その他)」は、専門サービス業、技術サービス業、廃棄物処理業等の5業種。

第1-1-81図は、景況調査の調査対象企業からのコメントの抜粋である。

第1-1-81図 調査対象企業のコメント（中小企業景況調査）

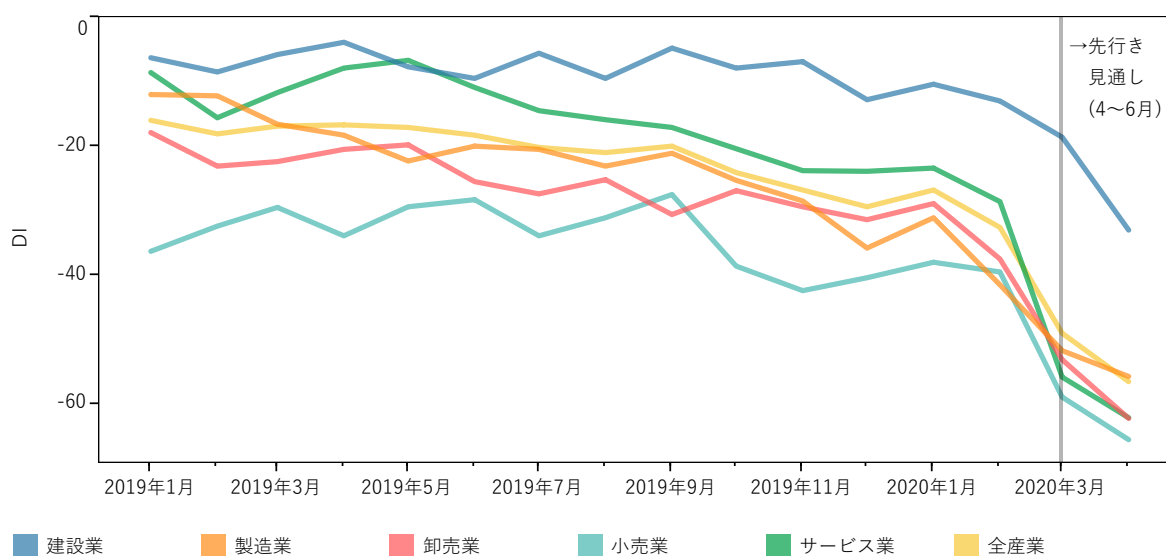
調査対象企業のコメント	業種	都道府県
2月に入り新型コロナウイルスの影響にて観光客減少の為、エンドユーザーの菓子、食品関連資材が減となり、2月、3月は前年割れを予想、来期への影響が懸念される。	製造業 (パルプ・紙・紙加工品)	北海道
ボイラー関係の部品が中国で生産されているため、供給がストップしてしまい、納期が間に合わなくなりそうな現場をいくつか抱えている。受注を制限せざるを得ない。	建設業	群馬県
新型コロナウイルスによるイベント等の中止により、キャンセルが多く、予想以上に業績悪化が予想される。今後が不安である。	宿泊業	宮城県
今回の新型コロナウイルスの影響で学校関係の予約のキャンセルなどでこれからの経営が不透明である。	飲食業	茨城県
コロナウイルスの影響で、中国への発注分を国内での生産に変わり、受注が増えた。	製造業 (機械器具)	長野県
1月下旬からの新型コロナウイルスの異常事態により、機能性マスクの需要が起こり、売上が桁違いに上昇している。	小売業	岡山県

資料：中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

第1-1-82図は、日本商工会議所が実施した商工会議所LOBO調査における業況DIの推移を産業別に見たものである。ここでも2020年2月以降

大幅に景況感が悪化していること、また先行き見通しも更に悪いことが分かる。

第1-1-82図 業種別に見た、業況DIの推移（LOBO調査）

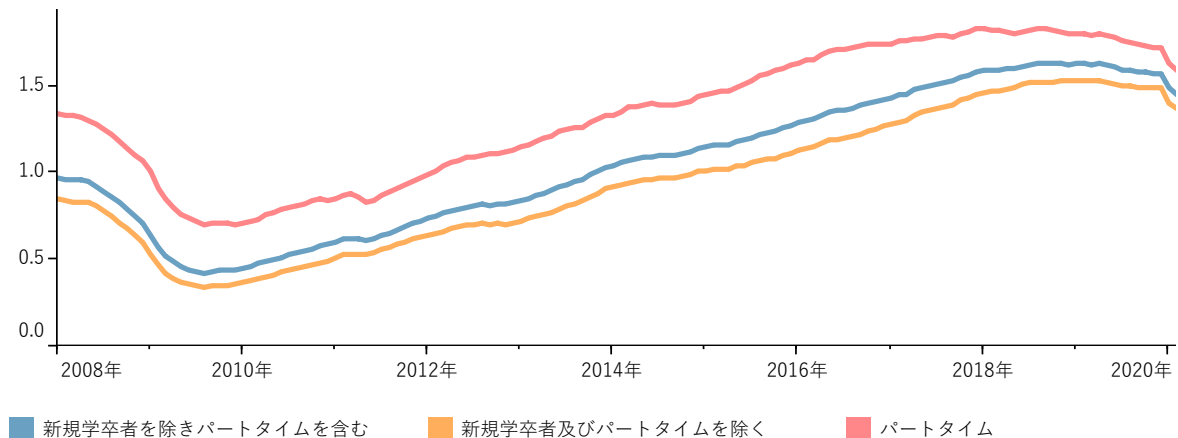


資料：日本商工会議所「商工会議所LOBO(早期景気観測)調査」

雇用への影響も懸念される。第1-1-83図は、一般職業紹介状況を基に、有効求人倍率の推移について見たものである。2020年1月に大きく低下

している¹³が、2月は僅かな低下にとどまっている。

第1-1-83図 有効求人倍率の推移



資料：厚生労働省「一般職業紹介状況」

(注)1.数値は季節調整値。

2.直近の有効求人倍率(新規学卒者を除きパートタイムを含む)の推移は以下のとおり。

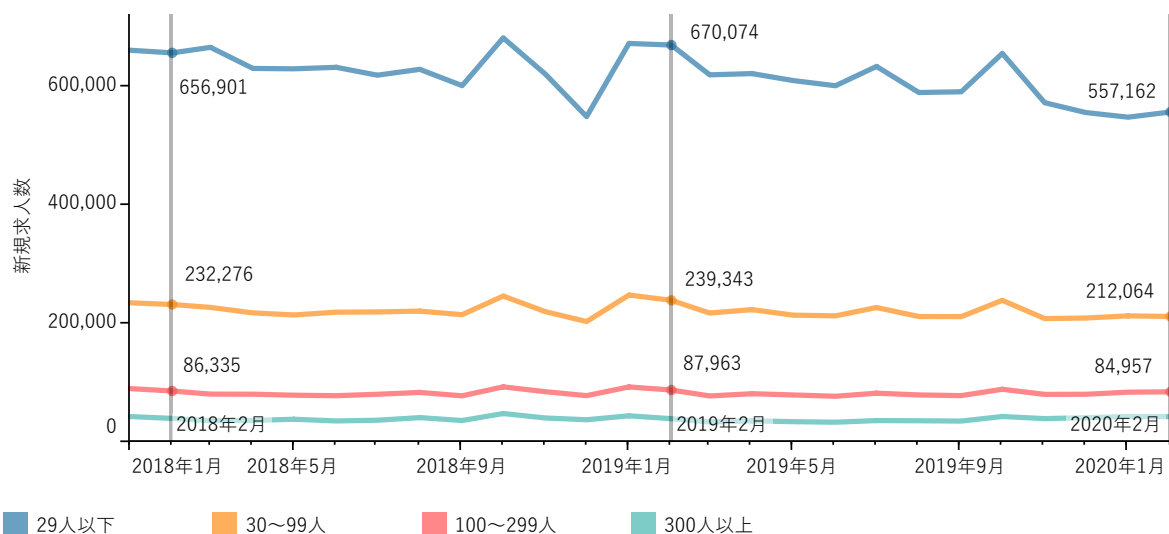
2019年12月：1.57、2020年1月：1.49、2020年2月：1.45。

第1-1-84図は、事業所規模別に、新規求人数の推移について見たものである。足元で大きく低下しているわけではないが、前年に比べて新規求

人数は減少傾向にあり、今後の動向を注視する必要がある。

¹³ 2020年1月から求人票の記載項目が拡充され、一部に求人の提出を見送ることがあったことから、求人数の減少を通じて有効求人倍率の低下に影響していることに留意が必要。

第1-1-84図 事業所規模別に見た、新規求人数の推移



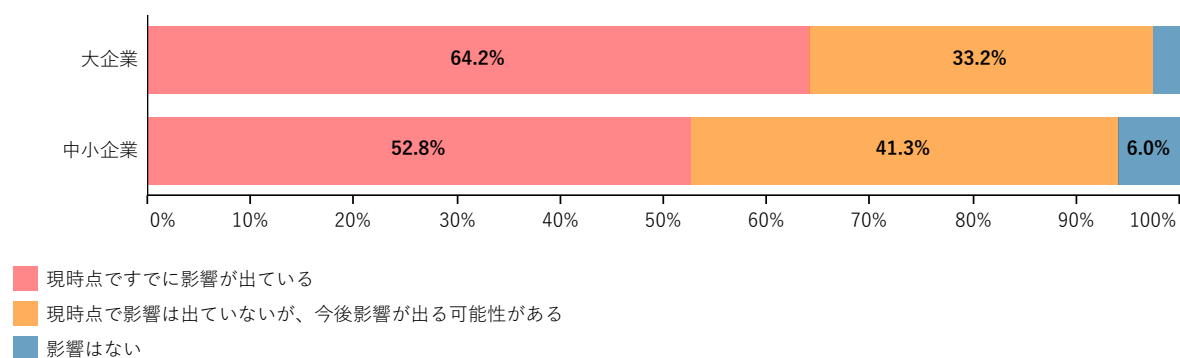
資料：厚生労働省「一般職業紹介状況」

(注)数値は実数値。

第1-1-85図は、(株)東京商工リサーチの「第2回 新型コロナウイルスに関するアンケート調査」¹⁴（以下、「コロナアンケート」という。）を基に、2020年3月時点の新型コロナウイルスによ

る企業活動への影響の有無について見たものである。これを見ると、大企業に比べると割合がやや低いものの、「現時点ですでに影響が出ている」と回答した中小企業が5割以上いることが分かる。

第1-1-85図 新型コロナウイルスによる企業活動への影響の有無



資料：(株)東京商工リサーチ「第2回 新型コロナウイルスに関するアンケート調査」

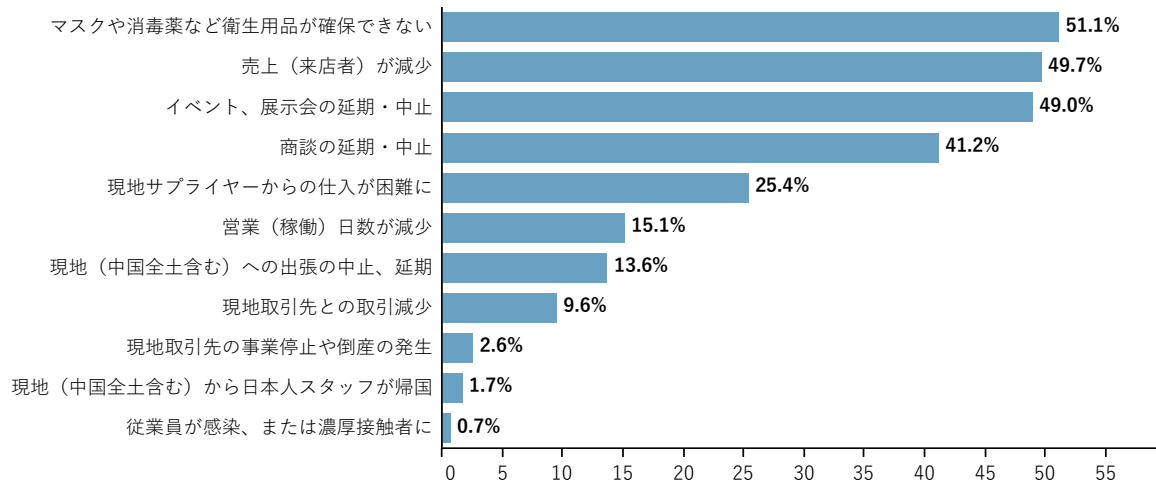
(注)回答数(n)は以下のとおり。大企業：n=2,958、中小企業：n=13,369

14 (株)東京商工リサーチが2020年3月2日～8日に実施したアンケート調査。有効回答数1万6,327社。ここでは資本金1億円以上の企業を「大企業」、資本金1億円未満の企業を「中小企業」としている。

第1-1-86図は、3月時点における、新型コロナウイルスにより出ている影響について見たものである。「マスクや消毒薬など衛生用品が確保でき

ない」と回答した企業が51.1%と最も多く、次いで「売上（来店者）が減少」、「イベント、展示会の延期・中止」などが多いことが分かる。

第1-1-86図 新型コロナウイルスによる現在出ている影響（中小企業）



資料：(株)東京商エリサーチ「第2回 新型コロナウイルスに関するアンケート調査」

(%)

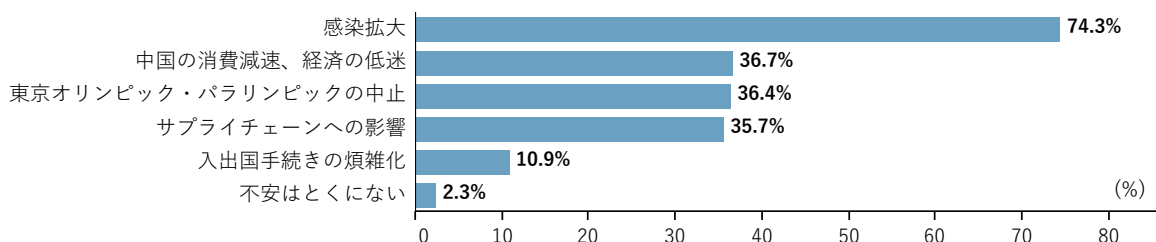
(注)1.回答数(n)は6,890。

2.「その他」は省略している。

第1-1-87図は、3月時点における、新型コロナウイルスによる今後の懸念について見たものである。「感染拡大」と回答した企業が74.3%と最も

多く、感染拡大を抑えることが企業にとっても重要であることが分かる。

第1-1-87図 新型コロナウイルスによる今後の懸念（中小企業）



資料：(株)東京商エリサーチ「第2回 新型コロナウイルスに関するアンケート調査」

(注)1.回答数(n)は12,792。

2.「その他」は省略している。

なお、新型コロナウイルス感染症が経済に与える影響に対して、政府としては、2020年2月に緊急対応策第1弾、3月に緊急対応策第2弾を講じている（第1-1-88図、第1-1-89図）。

第1-1-88図 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第1弾）（経済産業省関連）

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への支援策



- 今回の対策は国民の命と健康を守ることを最優先に当面緊急に措置する対策であるが、足下の状況を踏まえて事業者への支援もしっかりと行う。
- 事業者の資金繰りを5,000億円規模で徹底的に支援。また、生産性革命推進事業等を活用し、サプライチェーンの毀損等にも対応。
- 今後も事態や地域の置かれた状況の変化を見極めつつ、必要な施策を講じていく。

1. 徹底的な資金繰り支援	2. サプライチェーン・観光等	3. 経営環境の整備
①セーフティネット保証 4号・5号 ・【4号】自治体からの要請に基づき、別枠（最大2.8億円）で100%保証。（売上高が前年同期比▲20%以上減少の場合） ・【5号】重大な影響が生じている業種に、別枠（最大2.8億円）で80%保証。（売上高が前年同期比▲5%以上減少の場合） ②セーフティネット貸付（要件緩和） ・売上高の減少等の程度に関わらず、今後の影響が見込まれる場合も含めて融資。（上限額）中小7.2億円、国民4800万円（基準金利）中小1.11%、国民1.91%※担保等により変動 ③衛生環境激変対策特別貸付 ・一時的な業況悪化等となった旅館業等営業者に、通常と別枠で特別貸付。（上限額）旅館業3千万円、その他業種1千万円（基準金利）1.91% 又は 1.01% ※担保等により変動 ④金融機関等への配慮要請 ・事業者からの返済緩和要望等への柔軟な対応を要請。	○生産性革命推進事業 サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓に取り組む事業者を優先的に支援。 i. ものづくり・商業・サービス補助 国内生産強化等の設備投資を支援 ・補助率 中小1/2 小規模2/3 ・補助上限 1,000万円 ii. 持続化補助 小規模事業者の販路開拓を支援 ・補助率 2/3 ・補助上限 50万円 iii. IT導入補助 IT導入による効率化を支援 ・補助率 1/2 ・補助額 30～450万円	①経営相談窓口の開設（1/29～） ・中小団体、支援機関、政府系金融機関等1,050拠点に窓口を設置し、経営相談に対応。 ②産業界への下請配慮要請 ・新型コロナウイルスによる影響を受ける事業者との取引について、親事業者が柔軟な配慮を行うよう要請。 ③雇用調整助成金 ・日中間の人の往来の急減による影響を受けるなど一定の要件を満たす事業主について、生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮するなど、支給要件を緩和。 （助成内容）休業時の休業手当等について、中小企業は2/3、大企業は1/2を助成。
4. 国内感染対策の側方支援		
● 十分な量のマスクを継続的に供給できる環境の整備（マスク生産設備の導入補助等） ● 産総研が開発した迅速ウイルス検出機器の新型コロナウイルス感染症対応		

第1-1-89図

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）（経済産業省関連）

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾） ～ポイント（経済産業省関連）～

1. 強力な資金繰り対策

- (1) **約1.6兆円規模の融資・保証枠**を確保（第1弾5000億+第2弾1.1兆）
 - (2) **特別貸付**を創設、**遡及して金利引下げ（▲0.9%）**
（中小1.11%→0.21%、国民1.36%→0.46%）。
更に、**フリーランスを含む個人事業主、売上高が急減している中小・小規模事業者**について、実質的に**無利子化**。
 - (3) 影響の広がりや深刻さを踏まえ、**危機時の対策**を発動。
 - セーフティネット保証4号・5号（2階分別枠）に加えて、**危機関連保証（100%保証）**を初めて発動し**3階分別枠**を措置。
 - **危機対応業務**も実施し、資金繰りに万全を期す。
- ① **日本政策公庫による特別貸付（予備費：579.0億（うち財務省計上346.0億））**
 - 制度開始時期： 1月29日（相談窓口設置日）まで遡及
 - 適用要件： 売上高▲5%
※個人事業主（フリーランスを含む）には、影響に関する定性的な説明でも可。
 - 貸付額： 中小事業3億円、国民事業6千万＜別枠＞
 - 金利： 一律金利から▲0.9%
 - 利下対象上限： 中小事業1億、国民事業3千万 ※当初3年間
 - ② **特別利子補給制度（予備費：47.0億）**
 - 制度開始時期： 1月29日（相談窓口設置日）まで遡及
 - 適用要件： (i) ①小規模事業者（フリーランス含む個人事業主）・・・要件なし
(ii) ②小規模事業者（法人）・・・売上高▲15%
(iii) ③中小企業者（上記①②を除く）・・・売上高▲20%
 - 補給対象限度額： 中小事業1億、国民事業3千万 ※当初3年間
 - ③ **マル経融資制度の拡充（予備費：2.0億（財務省計上））**
 - 小規模事業者に対して別枠1千万円を▲0.9%金利引き下げ（1.21%→0.31%）
 - ④ **危機関連保証（予備費：54.0億（うち財務省計上47.0億）の内数）**
 - 適用要件： 売上高▲15%
 - 保証割合： 100%
 - 限度額： 一般保証、セーフティネット保証とは、さらに別枠で2.8億
 - ⑤ **危機対応業務**
 - 指定金融機関である商工中金及び日本政策投資銀行が危機対応業務を実施。

2. 需給両面からの総合的なマスク対策

マスクが品薄状態であることを踏まえて、需給両面からの総合的な対策として、**厚生労働省と連携・サポートして、①マスクの転売行為禁止、②国によるマスクの買上げ、配布、③マスク等生産設備導入補助**を行う。

- ① **マスクの転売行為禁止**
 - 小売り業者等からマスクを購入した者がそのマスクを高値転売することを禁止（国民生活安定緊急措置法施行令の改正）。
- ② **国によるマスクの買上げ、配布**
 - 再利用可能な布製マスクを国が一括して購入（2,000万枚）し、介護施設、障害者施設、保育所、学童保育等の現場に一人一枚配布。
 - 医療機関向けマスクを国が一括して購入（1,500万枚）・確保し、医療機関に優先配布。
- ③ **マスク等生産設備導入補助（予備費：1.6億）（経済産業省計上）**
 - マスクやアルコール消毒液の生産設備導入の一部を補助（中小3/4、大・中堅2/3）。

今後とも、感染の状況とともに、地域経済及び じていくことが求められる。
世界経済の動向を十分に注視し、必要な対策を講

コラム

1-1-4

副業・兼業・フリーランス人材による
中小企業支援の取組

昨今、多様なスキルや専門性を持つ副業・兼業・フリーランス人材の活用に注目が集まっている。こうした中、新型コロナウイルス感染拡大で経営に影響が生じている中小企業・小規模事業者に対する、副業・兼業・フリーランス人材による支援の取組も見られている。

一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会では、今般の新型コロナウイルス感染拡大を受け、①全国のフリーランス等に向け、WEBサイトやSNS等を通じて、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急支援策の周知・広報を行うと同時に、②中小企業・小規模事業者や支援機関の担当者に向けた情報発信を併せて行っている。

＜副業・兼業・フリーランス人材を活用した中小企業・小規模事業者支援の例＞

- 財務・経営企画：緊急融資を受けるための事業計画策定・資金繰り支援
- Webデザイナー・エンジニア：ECサイトやクラウドファンディング立上げ・運用支援
- 社労士・中小企業診断士：助成金・補助金申請支援
- 人事・総務：リモートワーク導入や働き方改革推進の支援
- イベントプランナー：オンラインセミナー・イベントの企画・運用支援
- 業務改善コンサルタント：業務効率化による固定費削減支援
- 広報・Web marketer：販促・マーケティング支援
- 新規事業創出コンサルタント：新規事業創出支援 など

同協会では、WEBサイト上で、副業・兼業人材活用の無料相談・一括問合せ窓口「求人ステーション」と、副業・兼業・フリーランス人材の無料検索サービス「フリーランスDB」の2種類のサービスを提供。業務委託人材との契約や活用方法に関する質問や相談に対応し、各社の課題に応じた最適な求人手法を助言している。

我が国の中小企業・小規模事業者にとっては、公的支援のみならず、こうした多様な人材による支援を積極的に活用していくことが、今後ますます重要となってくると考えられる。



人材をシェアして経営課題解決！ 副業・兼業・フリーランス人材の 一括問合せサービス 求人ステーション

副業・兼業人材の活用に今、注目が集まっています。多様なスキルや専門性を持つ副業・兼業人材は、御社の新たなビジネスパートナーとして頼もしい味方となる可能性を秘めています。

求人ステーションで相談する（無料）

相談・一括問合せサービス「求人ステーション」

3 リスクへの備え

以上で見てきたようなリスクが生じた際の影響を可能な限り小さくするためには、事前の備えが重要である。ここでは、中小企業における「事業継続計画（BCP）」の策定状況や、感染症対策として今般注目を集めた「テレワーク」の導入状況について見ていく。

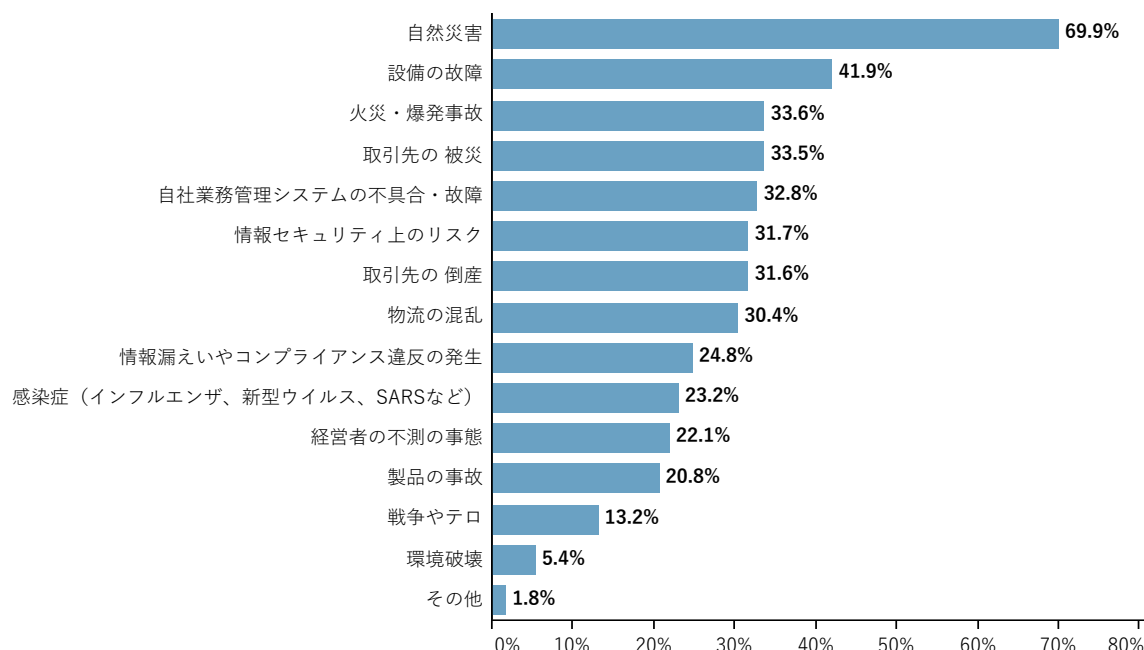
①事業継続計画（BCP）の策定

企業の事業活動に影響を及ぼすリスクは自然災害や感染症のまん延、テロなどの事件の発生、大事故、サプライチェーンの途絶、サイバー攻撃など多岐にわたっている。こうした不測の事態が発生しても、重要な事業・業務を中断させない、又は中断しても可能な限り短期間で復旧させるための方針、体制及び手順などを示した「行動計画」

のことを「事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）」（以下、「BCP」という。）という。

2017年5月、2018年5月、2019年5月に（株）帝国データバンクが実施したアンケート「事業継続計画（BCP）に対する企業の意識調査」¹⁵を基に、企業のBCPに対する意識を見ていく。第1-1-90図は、BCPを「策定している」、「現在、策定中」、「策定を検討している」企業に対し、事業の継続が困難になると想定しているリスクについて聞いたものである。これを見ると、「自然災害」を回答した企業は約7割と最も多く、「感染症（インフルエンザ、新型ウイルス、SARSなど）」と回答した企業も約2割存在していたことが分かる。

第1-1-90図 事業の継続が困難になると想定しているリスク（中小企業）



資料：（株）帝国データバンク「事業継続計画（BCP）に対する企業の意識調査」（2019年5月）

（注）事業継続計画（BCP）を「策定している」「現在、策定中」「策定を検討している」のいずれかを回答した企業に対して聞いたもの。複数回答。

15 （株）帝国データバンクが2016年以降毎年実施している調査。ここでは中小企業基本法に準拠するとともに、全国売上高ランキングデータを加えて、「中小企業」を定義している。

① 中小企業基本法で小規模企業を除く中小企業に分類される企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが上位3%の企業を大企業として区分

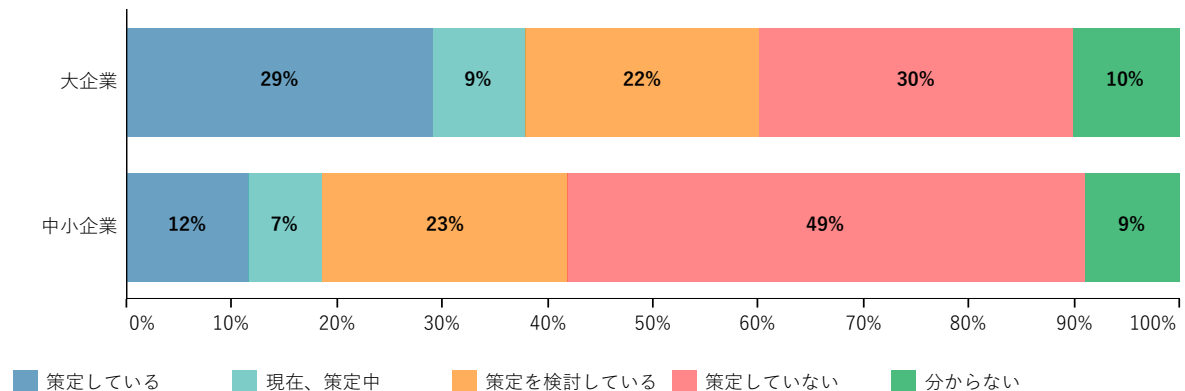
② 中小企業基本法で中小企業に分類されない企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが下位50%の企業を中小企業として区分

③ 上記の業種別の全国売上高ランキングは、TDB産業分類（1,359業種）によるランキング

第1-1-91図は、企業規模別にBCPの策定状況について見たものである。これを見ると、「策定している」、「現在、策定中」、「策定を検討している」と回答した割合は、大企業が約6割に対して、

中小企業は約4割となっている。また、中小企業の約半数は「策定していない」と回答しており、大企業に比べて中小企業のBCP策定が進んでいない状況が見て取れる。

第1-1-91図 事業継続計画（BCP）の策定状況

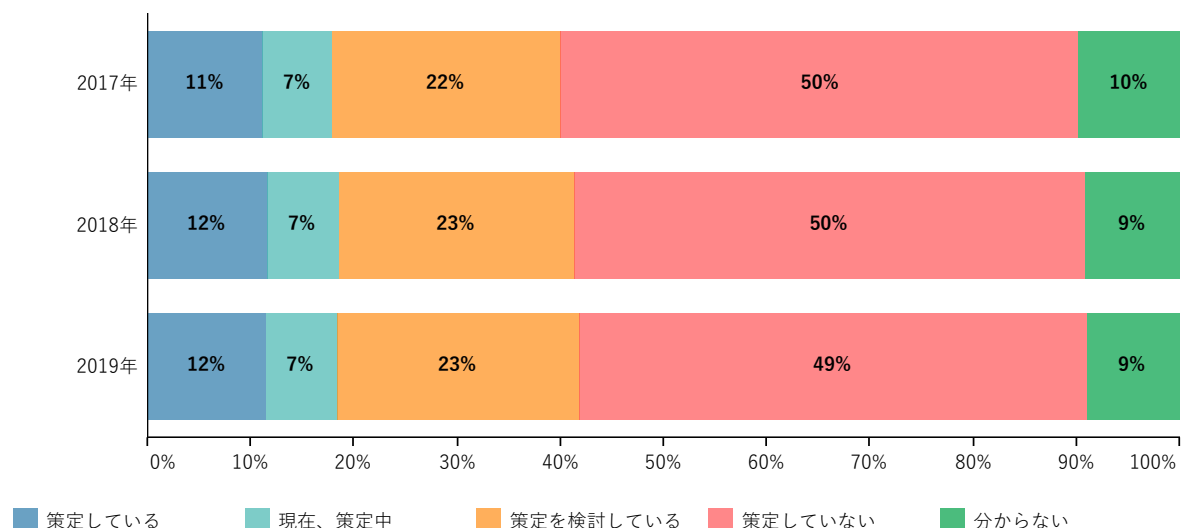


資料：（株）帝国データバンク「事業継続計画（BCP）に対する企業の意識調査」（2019年5月）

続いて、中小企業のBCPの策定状況を時系列で見たものが第1-1-92図である。これを見ると、大

規模災害が相次いで発生している中、BCPの策定状況にほとんど進展が見られないことが分かる。

第1-1-92図 事業継続計画（BCP）の策定状況の推移（中小企業）

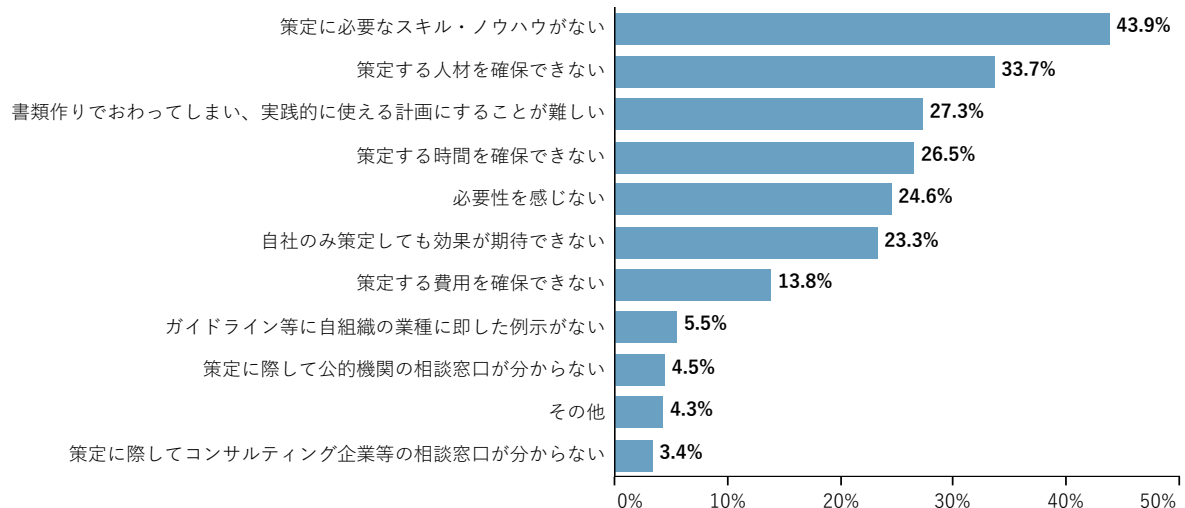


資料：（株）帝国データバンク「事業継続計画（BCP）に対する企業の意識調査」

では、なぜ中小企業においてBCPの策定が進んでいないのだろうか。第1-1-93図は、BCPを策定していないと回答した企業における、その理由を示したものである。最も多い回答は、「策定に必要なスキル・ノウハウがない」となってお

り、BCPの策定は中小企業にとってハードルの高い取組と認識されていることが分かる。また、そもそもBCPの策定に「必要性を感じない」とする企業が24.6%存在している。

第1-1-93図 事業継続計画（BCP）を策定しない理由（中小企業）



資料：（株）帝国データバンク「事業継続計画（BCP）に対する企業の意識調査」（2019年5月）

（注）事業継続計画（BCP）を「策定していない」と回答した企業に対して聞いたもの。複数回答。

こうした状況を踏まえ、中小企業の災害対応能力を高めるため、2019年5月に「中小企業強靱化法」が成立し、同年7月に施行されている。同法に基づき、事業継続力強化計画の認定を受けた事

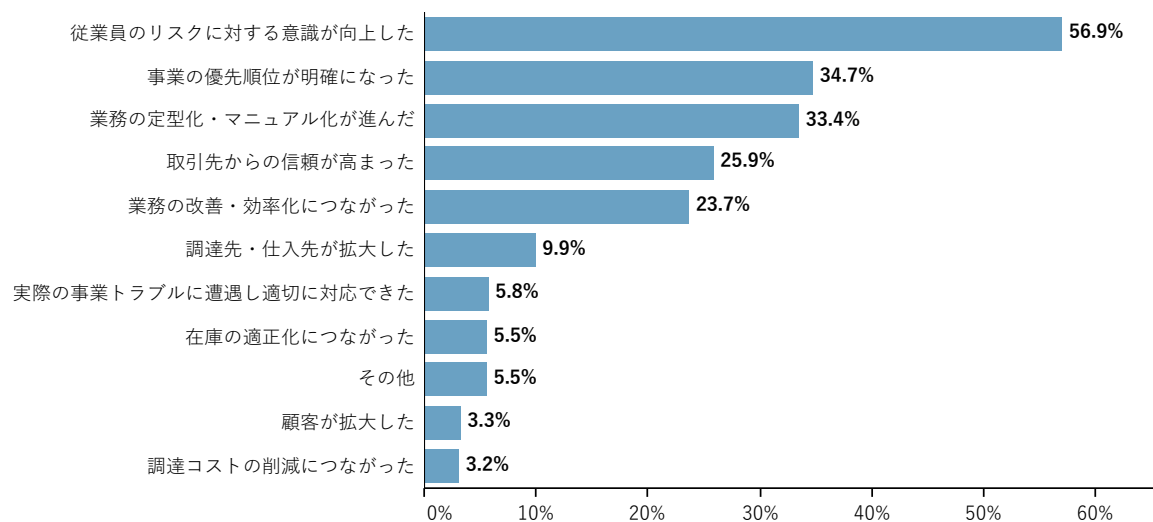
業者に対し、税制措置や金融支援を講ずるとともに、補助金採択に当たっての優遇措置などを講じている¹⁶。

16 詳細はコラム1-1-5を参照。

第1-1-94図は、BCPを「策定している」とした企業が感じている効果を示したものである。BCP策定の直接的な効果である「従業員のリスクに対する意識の向上」のほかに、「事業の優先順位が明確になった」、「業務の改善・効率化につながった」と回答している企業が一定割合存在することが見て取れる。BCPの策定は、単にリス

クへの対応力を高めるだけでなく、BCP策定のプロセスを通じて自社の事業を見直すきっかけとなっていることが分かる。また、約25%の企業が「取引先からの信頼が高まった」としており、BCPの策定は持続的な取引関係の構築にも資するといえよう。

第1-1-94図 事業継続計画（BCP）を策定したことによる効果（中小企業）



資料：（株）帝国データバンク「事業継続計画（BCP）に対する企業の意識調査」（2019年5月）

（注）事業継続計画（BCP）を「策定している」を回答した企業に対して聞いたもの。複数回答。

コラム

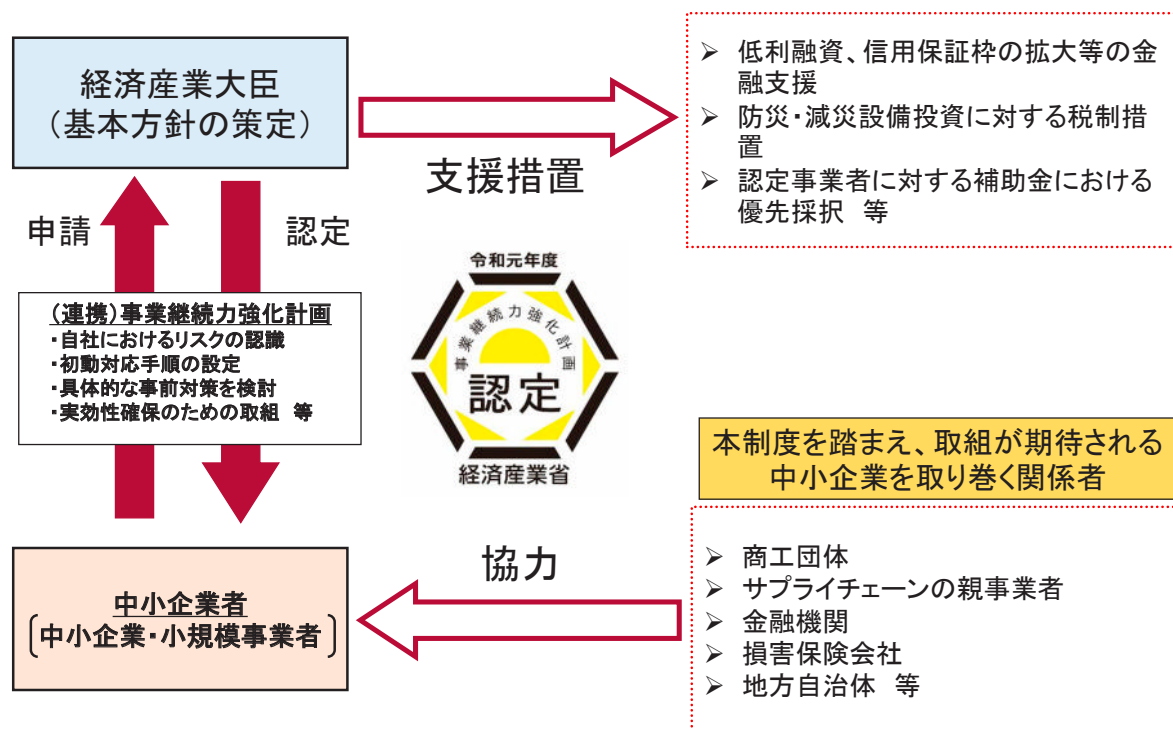
1-1-5

「事業継続力強化計画」認定制度

「事業継続力強化計画」認定制度とは、自然災害などにかかる防災・減災対策に取り組む中小企業が、その取組を「事業継続力強化計画」としてとりまとめ、経済産業大臣が認定する制度であり、2019年7月より開始している。認定を受けた中小企業は、税制措置や金融支援など様々な支援策を受けることができる。

同計画には、事業継続力強化計画基本方針に沿って、計画の目標、ハザードマップなどを活用した自然災害などにおけるリスクの確認結果、安否確認などの初動対応手順、ヒト・モノ・カネ・情報などを守るための事前対策、訓練などの実行性の確保に向けた取組などを記載する。従来のBCP（事業継続計画）は、企業にとってハードルが高いと認識されており、計画の策定が浸透しにくかった背景がある。そこでより簡潔な第一歩目として、真に必要な部分だけでも、事前対策の計画に取り組んでもらうためにできたのが同計画の認定制度であり、A4紙4枚程度と比較的簡易な申請書により申請することができる。

コラム1-1-5図 事業継続力強化計画認定制度のスキーム



本制度の普及を図るため、中小企業庁では普及啓発を目的に平成30年度中小企業等強靱化対策事業を実施。具体的には、自然災害などへの事前対策を喚起・周知するための「中小企業等強靱化シンポジウム」を全国9か所で開催、加えて事前対策の計画を模擬策定する「ワークショップ」を全国47都道府県で開催、さらには計画策定を支援するため無料で個別企業に専門家を送る「ハンズオン支援」を約650者に対して実施するなど、様々な取組を行ってきた。それらの取組の結果、2020年2月末日時点で既に累計4,976件の計画が認定を受けている。

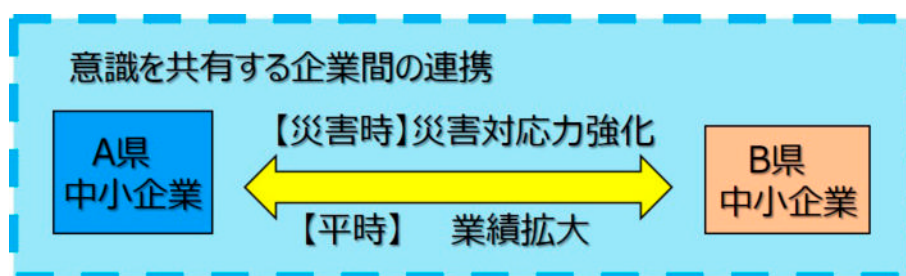


中小企業等強化シンポジウムの様子



事業継続力強化計画普及啓発ポスター

単独の中小企業が取り組む同計画のほかに、複数の中小企業が連携して取り組む「連携事業継続力強化計画」の認定を受けることもできる。単独では不可能な遠方の企業との代替生産や連携体間での人の融通など、より強靱な事前対策が「連携事業継続力強化計画」では可能となる。連携して事前対策に取り組んだ企業においては、平時において不得意分野の相互補完、共同生産や受注、販路開拓を実施することにより、業績を拡大した事例も存在する。



意識を共有する企業間の連携

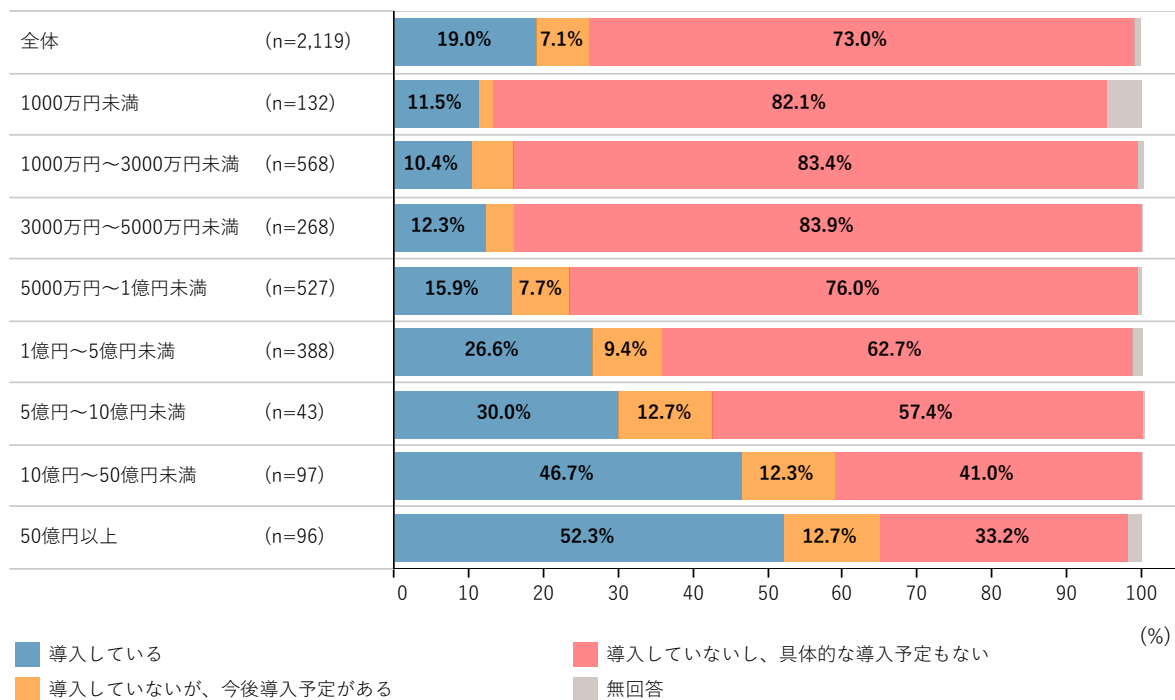
中小企業庁では、中小企業・小規模事業者の自然災害などへの事前対策の計画の策定支援を行っていくとともに、被害を最小限に抑えた好事例などを収集し積極的に発信していく。

②テレワークの導入

「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」では、「患者・感染者との接触機会を減らす観点から、企業に対して発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進等を強力に呼びかける。」としている。

一方で、中小企業におけるテレワークの導入率は低い。第1-1-95図は、平成30年通信利用動向調査を基に、資本金規模別にテレワークの導入状況を見たものである。これを見ると、資本金規模が小さい企業は、テレワークを導入している割合が低い傾向にあることが分かる¹⁷。

第1-1-95図 資本金規模別、テレワークの導入状況



資料：総務省「平成30年通信利用動向調査」

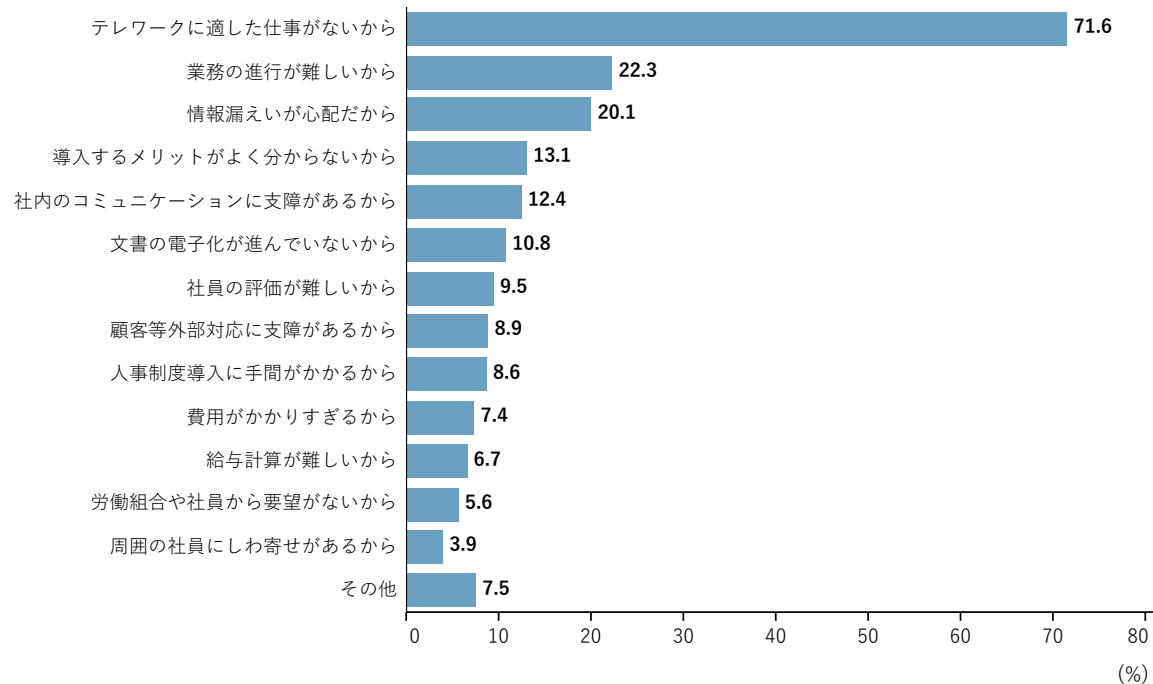
(注) n 数は比重調整後の企業数。

17 ただし、一部の資本金規模の階層では標本サイズが非常に小さいため誤差が大きくなることに留意が必要である。

第1-1-96図は、テレワークを導入しない理由を見たものである。これを見ると、「テレワークに適した仕事がないから」を回答した割合が最も

多く、次いで「業務の進行が難しいから」、「情報漏えいが心配だから」、「導入するメリットがよく分からないから」が多いことが分かる。

第1-1-96図 テレワークを導入しない理由



資料：総務省「平成30年通信利用動向調査」

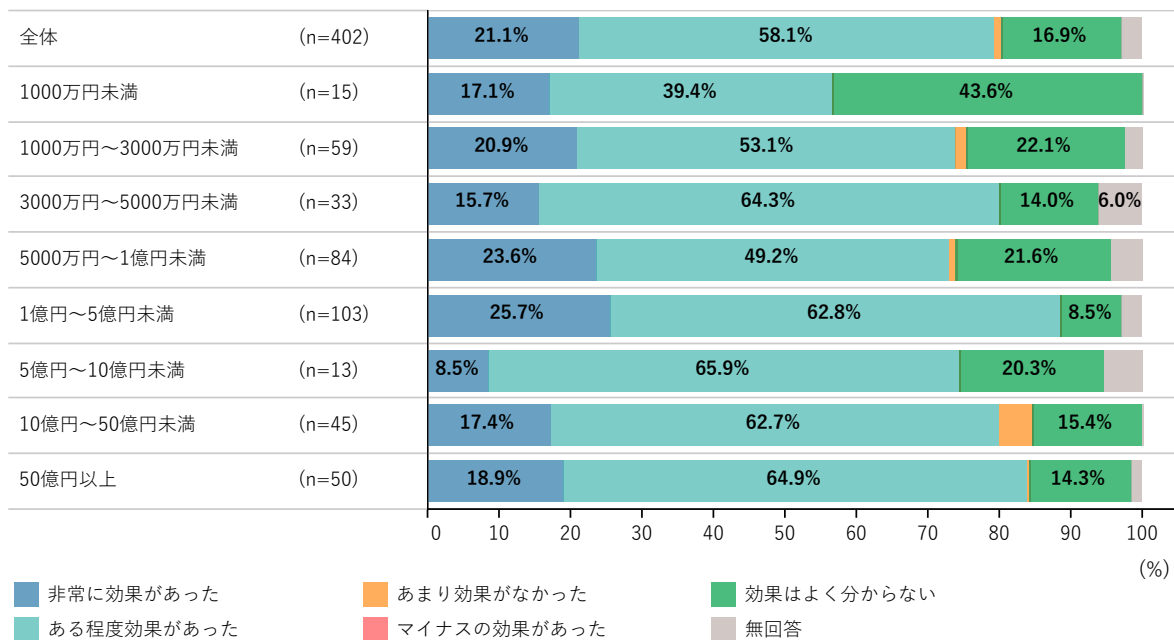
(注)1.比重調整後の企業数(n)は1,547。

2.テレワークを「導入していないし、具体的な導入予定もない」企業に対して聞いたもの。複数回答。

他方、テレワークを「導入している」企業が導入の効果を感じているかを見たのが第1-1-97図である。これを見ると、「非常に効果があった」、「ある程度効果があった」と回答した企業は全体

の79.2%存在することが分かる。また、資本金規模別に割合はやや異なるが、「1,000万円未満」で56.5%、「1,000万円～3,000万円未満」で74.0%存在することが分かる¹⁸。

第1-1-97図 資本金規模別、テレワークの効果



資料：総務省「平成30年通信利用動向調査」

(注)1. n 数は比重調整後の企業数。

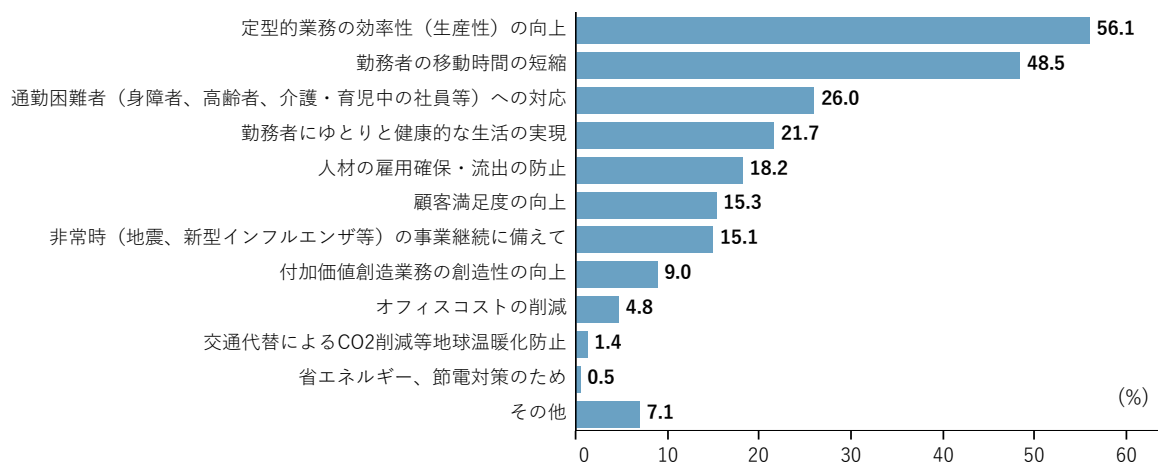
2. テレワークを導入している企業に対して聞いたもの。

18 ただし、一部の資本金規模の階層では標本サイズが小さいため誤差が大きくなることに留意が必要である。

第1-1-98図は、テレワークの導入目的について見たものである。これを見ると、「定型的業務の効率性（生産性）の向上」と回答した企業が56.1%と最も多い一方、「非常時（地震、新型イ

ンフルエンザ等）の事業継続に備えて」と回答した企業も15.1%と少ないながら存在することが分かる。

第1-1-98図 テレワークの導入目的



資料：総務省「平成30年通信利用動向調査」

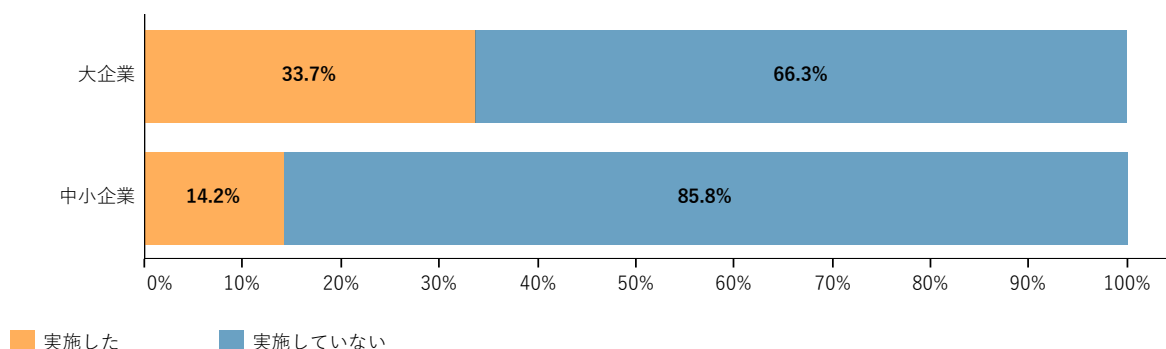
(注)1.比重調整後の企業数(n)は402。

2.テレワークを導入している企業に対して聞いたもの。複数回答。

最後に、コロナアンケートを基に、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために、テレワーク（在宅勤務・リモートワーク）を導入

した企業の割合について見たのが第1-1-99図である。ここでも中小企業におけるテレワーク実施率は14.2%にとどまることが分かる。

第1-1-99図 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための在宅勤務・リモートワークの実施有無



資料：(株)東京商工リサーチ「第2回 新型コロナウイルスに関するアンケート調査」

(注)回答数(n)は以下のとおり。大企業：n=2,805、中小企業：n=12,792。

以上より、規模が小さい企業はテレワークの導入率が低い傾向にあるものの、導入後効果を感じている企業も多くいることが分かった。また、新型コロナウイルスの感染拡大を経てもなおテレワークの導入率は低いままであることも分かった。

事例1-1-3は、感染症に特化したBCPを策定していたことで、テレワークなどの感染症対策を速やかに実施できた事例である。今回の感染症の流

行を機に、生産性向上と事業継続力の強化の両方の観点から、BCPの策定やテレワークの導入を検討していくことも重要といえよう。

また、感染症の流行は、従業員の雇用環境や生活面にも影響を与える。**事例1-1-4**は、感染リスクに注意を払いながらも、従業員の生活を守るための措置をとった事例である。従業員の健康と生活を守るために、中小企業自身ができる取組を考えることが重要である。

事例

事例 1-1-3：サクラファインテックジャパン株式会社

「新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、『感染症BCP』に基づき、テレワークなどの感染症対策を速やかに実施した企業」

東京都中央区のサクラファインテックジャパン株式会社（従業員170名、資本金9,900万円）は、医療用機械器具の製造・販売を手掛ける企業である。同社が属する「サクラグループ」は江戸時代初期の東京の薬種商にルーツを持ち、1980年代から海外展開を加速。現在ではヨーロッパ14か国、米国及び中国に現地法人を有している。

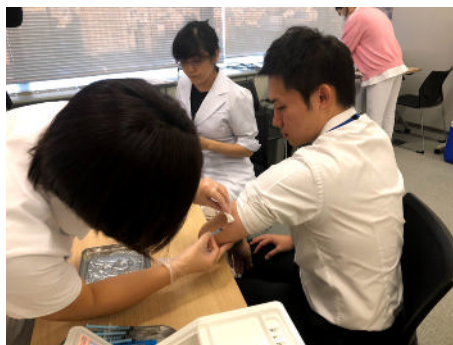
同社では、基本的な感染症対策には取り組んでいたが、2013年の風疹の流行を踏まえ、「医療機関に出入りする企業として、社内で感染症が蔓延するようなことがあってはならない」という思いがより強くなった。同年からは会社の全額費用負担で、風疹・インフルエンザワクチンの社内での集団予防接種を実施している。特に、企業内での風疹のワクチン接種は、当時本社のあった江東区で初めての取組であった。

また、同社の石塚悟社長は、事前対策だけでなく、実際に感染症が流行した場合や従業員が感染した場合にも備える必要があると考えた。そこで、2016年10月に「感染症に係る業務継続計画」（以下、「感染症BCP」という。）を策定。これは東京都の「職場で始める！感染症対応力向上プロジェクト」¹⁹に参加したことを機に、策定したものである。同社の感染症BCPでは、インフルエンザやノロウイルスのほか、中東呼吸器症候群（MERS）なども想定している。また、感染症流行時は、「組織全体

での感染症に対する安全性を確保するため、業務の継続・縮小・休止などの可能性を峻別の上、優先度合に従った業務遂行体制を敷き、非常時における全社統一的な事業展開を図る」ことが重要であり、具体的な対応策として、従業員の衛生管理の徹底や在宅勤務（テレワーク）が有効と記載されている。感染症BCPの策定後は、東京都が提供している教材も活用しつつ、感染症が流行した際取るべき行動について、従業員への周知に努めた。

そして2020年、新型コロナウイルスが発生。感染症流行時に取るべき行動を事前に把握できていた同社では、感染症BCPに基づき、すぐに発熱者の出社禁止などの措置を開始。メール、電話会議システム、チャットアプリを活用したテレワークを推奨した。各部門内でチームを編成し、チームごとにオフィスと自宅とで勤務場所を分けてシフトを組むことで、感染予防と業務継続の両立を図った。さらに、働き方改革の一環として導入していた時差勤務制度を拡充し、部門ごとに通勤時間を割り振ることで、感染リスクの低減を図った。

「感染症が発生した際、どのような行動を取るべきか事前に社員が理解していたため、社内の混乱をきたさずにテレワークや時差勤務の拡充に踏み切ることができた。医療に携わる企業として社会的責任を果たすため、これからも感染症対策に真摯に取り組んでいきたい。」と同社の石塚悟社長は語る。



社内集団予防接種の様子

19 東京都が東京商工会議所及び東京都医師会と連携して開催している、企業の感染症対策を支援するプロジェクト。感染症理解のための従業員研修、感染症BCPの作成、風疹予防対策の推進などについて学ぶことができる。

事例

事例 1-1-4：株式会社奥野工務店

「学校の臨時休業に合わせて、社内に子供たちを受け入れ、従業員の生活を守った企業」

岐阜県飛騨市の株式会社奥野工務店（従業員19名、資本金2,000万円）は、建築工事業者であり、とび・土木工事なども手掛けている。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策として、学校などの臨時休業を政府が要請したことを踏まえ、同社の所在する飛騨市は、2020年3月3日から、市内の全小中学校を臨時休業とすることを決めた。あわせて、各家庭で面倒を見られない小学1年生～4年生を対象に、7時30分から17時の学童保育を実施するなどの配慮も実施した。

しかしながら、学童保育の対象年齢が限られているほか、同社の従業員は17時まで業務があることから学童保育に通う子供を迎えに行くことが難しく、子供を抱える従業員2名が頭を悩ませていた。

そこで同社は、社内の食堂兼休憩室を従業員の子供向けの自習室として開放し、従業員の子供3名を受け入れることにした。受け入れに当たっては、子

供たちの感染予防を徹底しており、入室時は手洗い・うがいをするを義務付けている。

アットホームな経営を続けている同社では、以前より従業員同士の交流も盛んで、会社の親睦会などに子連れで参加することもよくあり、従業員と子供とは顔なじみということから、初日からスムーズな運営が行われた。受け入れた場所となった社内の食堂兼休憩室には、子供の両親だけでなく、他の従業員もよく顔を出しており、こうした子供たちとの交流を通じて、社内の雰囲気も明るくなったという。

「新型コロナウイルスの感染拡大に対しては、感染予防の取組がまず重要。同時に、従業員の雇用や生活を守るという事業者としての使命もある。自分たちのできる範囲でお互いが助け合って、この非常時を乗り切っていきたい。」と同社の奥野拓郎会長は語る。



感染予防もしながら自習に励む子供たち



事務所外観

③新たな価値の創造

最後に、感染症の影響が広がる中でも、新たな価値創造に取り組む企業についてまとめたのが第1-1-100図である。こうした厳しい環境において

も、変化を前向きに捉え、新しいビジネスを生み出している企業も多く存在していることが分かる。

第1-1-100図 新たな価値創造の取組

取組の類型	取組内容
新製品開発	困難な状況に自社の技術を生かせないかと考え、商業施設等の入口で「高熱の人をさりげなく検出」できるシステムを、急速1週間で開発。小型サーモグラフィカメラと腕時計型端末のセットで提供。【北海道】
新製品開発	空中で指や手を動かすだけでパソコン、スマホ、各種装置などを操作できる技術を開発し、特許申請中。触れずにエレベーターのボタンやドアノブを操作するなどといった幅広い展開が考えられる。【近畿】
新製品開発	完全個室のフィットネスジムであり、他者と面会する機会の少ない特別なトレーニング環境を提供することができるため、新型コロナウイルス対応で新規顧客数を増やすことができている。【中国】
販路開拓	物産展の中止等により食品の過剰在庫を抱える企業の商品を公開するホームページを開設。海産物や乳製品など70社の商品が公開されており、全国からアクセスが殺到。非常時でも北海道ブランドの需要は高い。【北海道】
販路開拓	深刻な影響が出ている飲食店に対し、小規模飲食店向けモバイルオーダーサービスを創設。ネットで注文、持ち帰り・店内飲食の選択ができ、キャッシュレス決済する仕組みとなっている。【沖縄】
販路開拓	オープンファクトリーを毎月開催し工業見学を行っていたが、最近は人気ユーチューバーと組んで工場見学のユーチューブ動画も投稿している。これにより新型コロナウイルスにも対応できている。【近畿】
雇用	就活支援サイト（企業が直接学生にアプローチする逆求人サイト）を運営。新型コロナウイルス対策の一環として、同業他社と共同でWebでの新卒採用活動支援を実施している。【近畿】
雇用	合同企業説明会の中止などを受け、VRを活用したヴァーチャル会社見学などのイベント企画に対する需要が増加。特に大企業が、企業説明会中止の代替案として検討しているケースが多い。【近畿】
雇用	打撃を受けている観光・飲食業界の従事者を期間限定のアルバイトとして、警備業者が受入。同業界の従事者に限って時給を通常より200円増の1350円に設定し、定員50名で来年3月末まで募集しており、元の仕事が回復すれば無条件で戻れる制度に。既にホテルなどから要請有り。【九州】

資料：経済産業省作成

第6節 まとめ

中小企業・小規模事業者の業績は2019年以降横ばいから低下傾向で推移し、業況にも一服感が見られる。また、設備投資についても横ばい傾向で推移する中、一部の業種において不足感が解消し過剰となっている状況が見られた。他方、中小企業・小規模事業者の人手不足感は依然として強

く、新卒や転職市場で大企業と比べて中小企業・小規模事業者が人材を獲得できていないことが明らかとなった。感染症の影響による厳しい状況が続くと見込まれる中、中小企業・小規模事業者は多様な課題に対処することが求められている。